法律第百九号（昭三一・五・二一）

◎閉鎖機関令の一部を改正する法律

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「及び前号」を「、第七号、第十号及び第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第七号の次に次の五号を加える。

八　閉鎖機関の理事、取締役、監事、監査役、清算人その他の役員（以下役員という。）又は従業員で本邦内に住所を有する者に対して負う退職金その他の債務で省令で定めるもの

九　第二号に掲げる者に対して負う本邦を履行地とする債務。ただし、省令で定めるものを除く。

十　閉鎖機関が、前二号に掲げる債務の債権者に対して有する債権。ただし、その者に対して負うこれらの号に掲げる債務の額を限度とする。

十一　閉鎖機関又は第二号ハに掲げる在外会社に対して有する本邦を履行地とする債権

十二　前号に掲げる債権を有する閉鎖機関が、当該債権に係る債務者に対して負う債務。ただし、当該債権の額を限度とする。

第五条第一項中「理事、取締役、監事、監査役、清算人その他の役員（以下役員という。）」を「役員」に改める。

第十一条の三第二項中「若しくは第六号に規定する債務又は」を「、第六号、第八号、第九号若しくは第十二号に規定する債務、」に改め、「（当該債権の債務者が同項第五号に掲げる者である場合を除く。）」の下に「又は第十号に規定する債権（閉鎖機関又は第二条第二項第二号ハに掲げる在外会社で第九号に掲げる債務の債権者であるものに対する債権を除く。）」を加える。

第十一条の四第一項中「第二条第二項第二号から第四号まで」の下に「、第八号又は第九号」を加える。

第十九条第一項中「（社債に係る債務を除く。）」を「社債の弁済及び」を削り、同条第二項中「もつて社債の弁済に充て、及び」を削り、同条第三項中「社債の弁済及び」を削る。

第十九条の四第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条第二項中「（社債に係る債務を除く。）」を削る。

附則第六項の次に次の四項を加える。

閉鎖機関である朝鮮銀行又は株式会社台湾銀行（以下朝鮮銀行等という。）は、その特殊清算の目的である債務を弁済し、及び当該債務のうち異議のある債務、条件付の債務その他不確定の債務について、大蔵大臣の定めるその弁済に必要な財産を別除した後において、在外債務の総額が在外資産の総額をこえる場合にはその超過額（第十九条第一項に規定する政令で定める金額があるときは、その金額を加算した額）に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）を、その他の場合において同項に規定する政令で定める金額があるときはその金額に相当する本邦内に在る財産（債務を除く。）をそれぞれ留保した後の財産の額に、朝鮮銀行法（明治四十四年法律第四十八号）第二十七条又は台湾銀行法（明治三十年法律第三十八号）第二十条の二の規定により納付すべき納付金のこれらの規定に規定する利益金に対する割合を乗じて得た金額を、大蔵大臣の定めるところにより、政府に納付しなければならない。

朝鮮銀行等については、前項の規定による納付金を政府に納付した後でなければ、第十九条の規定による残余財産の処分、第十九条の三から第十九条の十九までの規定による株式会社の設立及び第二十条の規定による指定の解除をすることができない。

第七項の規定による納付金は、朝鮮銀行等に対し法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）附則第五条の規定により法人税を課する場合の清算所得又は特別法人税法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第二十九号）附則第十五条の規定により営業税を課する場合の清算純益の計算上、残余財産の価額に算入しない。

旧朝鮮食糧管理特別会計法（昭和十八年法律第九十一号）第五条の規定による証券又は旧台湾食糧管理特別会計法（昭和十四年法律第三十五号）第八条第一項の規定による一時借入金で朝鮮銀行等に対する負債となつているものは、証券及び一時借入金以外の国債とみなして、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定を適用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・法務・外務・大蔵・厚生・農林大臣臨時代理・通商産業大臣署名）

法律第百十号（昭三一・五・二一）

◎罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律（衆法）

罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二中「別に法律で」を「政令で」に、「第二十五条の二の法律施行の日」を「第二十五条の二の法律施行の日」に、「第二十五条の二の政令施行の際」を「第二十五条の二の政令施行の際」に改める。

第二十七条第二項中「法律で」を「政令で」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正前の罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二及び第二十七条第二項の規定に基く法律で定められた災害及び地区に関しては、なお従前の例による。

（法務・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百十一号（昭三一・五・二一）

◎旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イの㈠中「在外金融機関」を「在外会社」に改め、同号イに次のように加える。

㈣　㈠から㈢までに掲げるものを除き、在外会社の本店、主たる事務所その他本邦外にある店舗（以下「在外店舗」という。）が負うロの㈣又はハの㈣に掲げる債務の債権者に対して有する債権。ただし、その債権の金額は、当該債務の金額を限度とする。

㈤　㈠から㈣までに掲げるものを除き、主務大臣が指定し、又は特殊整理人が主務大臣の承認を受けた資産

第二条第一項第六号ロの㈣中「在外金融機関」を「在外会社」に改め、同号ロの㈤を次のように改める。

㈤ ㈠から㈣までに掲げるものを除き、在外店舗がその役員又は従業員で本邦内に住所を有する者に対して負う退職金その他の債務で主務省令で定めるもの

㈥ ㈠から㈤までに掲げるものを除き、在外店舗の事業又は財産から生じた債務のうち第五号イ又はロに掲げる者に対して負う本邦を履行地とする債務。ただし、主務省令で定めるものを除く。

第八条第二項中「第二条第一項第六号ロの㈢又は㈣」を「第二条第一項第六号ロの㈢、㈣又は㈥」に改める。

第十二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特殊整理人は、特に必要がある場合には、主務大臣の承認を得て、整理財産以外の財産についても、前項各号（第四号を除く。）に規定する職務を行うことができる。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

第十五条の三 特殊整理人は、主務省令で定める日から一月内に、少くとも二回の公告をもつて、第二条第一項第六号ロの㈤又は㈥に掲げる債務の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るように催告しなければならない。ただし、その期間は、一月を下ることができない。

2 第十五条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により催告をする場合に準用する。

第二十七条の二第一項中「預金等に係る債務」の下に「又は第二条第一項第六号ロの㈤若しくは㈥に掲げる債務」を加え、同条第二項中「第二条第一項第六号イの㈠及び㈢」を「第二条第一項第六号イの㈠、㈢及び㈣」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 第二条第一項第六号イの㈣に掲げる債権又は同号ロの㈣、㈤若しくは㈥に掲げる債務で別表第二に換算率の定がない外貨により表示されているものの金額は、当該外貨の有した購買力等を勘案して主務大臣が定める換算率により換算した金額とする。

4 主務大臣は、前項の換算率を告示しなければならない。

第二十八条第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九 第二条第一項第六号ロの㈤に掲げる債務。ただし、当該債務の間における順位は、主務省令で定める。

十 第二条第一項第六号ロの㈥に掲げる債務（社債に係る債務を除く。）

第二十八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 前号に掲げる社債以外の社債で本邦を履行地とするもの

第二十八条の二を次のように改める。

（在外債務超過額の留保等）

第二十八条の二 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる債務を弁済した後、在外店舗の事業又は財産から生じた債務（整理財産である負債を除く。）の総額が昭和二十年八月十五日において本邦外にあつた在外会社の資産（整理財産である資産を除く。）の総額をこえる場合には、その超過額に相当する金額を整理財産に属する資産のうちから留保した後でなければ、残余財産の分配をすることができない。

2 在外会社は、前条第一項第一号から第十二号までに掲げる債務を弁済した後、前項に規定する超過額が不明である場合には、その整理財産に属する資産

に残余がある場合においても、残余財産の分配をすることができない。

第二十八条の五を第二十八条の十一とし、同条の次に次の一条を加える。

（信託）

第二十八条の十二 特殊整理人は、主務省令の定めるところにより、債権者のために弁済すべき財産を信託して、その債務を免かれることができる。

第二十八条の四を第二十八条の十とし、第二十八条の三を第二十八条の九とし、第二十八条の二の次に次の六条を加える。

（管理人）

第二十八条の三 前条第一項の規定により留保した財産及び同条第二項に規定する残余の資産（以下「引当財産」という。）の管理は、主務大臣の選任する管理人が行う。

2 第十条第三項から第五項までの規定は、前項の管理人に準用する。

（引当財産の引継）

第二十八条の四 引当財産を有する在外会社の特殊整理人は、特殊整理の事務が終つたときは、遅滞なく、当該財産を管理人に引き継がなければならない。

（財産の管理）

第二十八条の五 管理人は、引当財産の管理に関し、当該引当財産を所有する在外会社を代理する一切の権限を有する。

2 管理人は、引当財産を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

3 主務大臣は、管理人が行う引当財産の管理に関する事務を監督する。

4 主務大臣は、管理人に対し、引当財産の管理に関する事務について必要な指示をすることができる。

5 管理人は、主務大臣の指示に基いてした行為については、その責に任じない。ただし、管理人に不正の行為があつた場合は、この限りでない。

（管理費用の負担）

第二十八条の六 引当財産の管理に必要な費用は、当該引当財産を所有する在外会社の負担とする。

2 管理人は、主務大臣の承認を受けて、その管理する引当財産から前項の費用を支弁するものとする。

（時効の特例）

第二十八条の七 引当財産に関しては、他の法令の規定にかかわらず、第二十八条の四の規定による引継の日から、別に法律で指定する日までは、その時効は、完成しないものとする。

（引当財産の処理）

第二十八条の八 前五条に定めるものを除くほか、引当財産の処理に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第三十一条第一項中「（第二十八条の二に規定する場合においては、同条の預託をしたとき）」を削る。

第三十四条の三を削る。

第三十六条第一項中「第二条第一項第一号の二」の下に「及び第六号」を加え、「第十五条の二、第二十八条の四」を「第十二条、第十五条の二、第二十七条の二、第二十八条の三、第二十八条の五、第二十八条の六、第二十八条の十」に、「、第三十三条及び第三十四条の三」を「並びに第三十三条」に改め、同条第二項中「第二条第一項第五号の二」の下に「及び第六号」を、「第七条」の下に「、第十五条の三」を加え、「及び第二十八条」を「、第二十八条第一項第一号及び第九号並びに第二十八条の十二」に改め、「第二十五条の規定における主務省令は、法務省令、大蔵省令とし、」を削る。

第四十二条第一項第二号中「第十五条、第十五条の二」を「第十五条から第十五条の三まで」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の日において、在外会社（改正前の旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（以下「旧令」という。）第二条第一項第六号ロの㈣に掲げる債務を除くその弁済のために供託しているときは、その特殊整理人（在外会社の特殊整理が結了している場合には、大蔵大臣の指定する者。以下次項において同じ。）は、債権者のために、供託金の還付を請求することができる。

3　前項の規定により供託金の還付を受けた特殊整理人は、大蔵省令で定めるところにより、当該還付を受けた財産を同項の債権者のために信託し、又は債権者に交付しなければならない。

4　この法律の施行の日において、在外会社が旧令第二条第一項第六号ロの㈣に掲げる債務の弁済のために供託しているものがあるときは、第二条第一項第六号イに掲げる整理財産があるものとし、その特殊整理人は、供託物の取戻しをしなければならない。

5　この法律の施行の日において、旧令第三十四条の三第一項の規定により大蔵大臣が管理している整理財産に属する資産又はこれを証する書面があるときは、第二条第一項第六号イに規定する整理財産があるものとし、大蔵大臣は、当該資産又は書面をその特殊整理人に引き渡さなければならない。

6　この法律の施行の日において、旧令第二十八条第一項第十一号又は第十二号の規定により社債の弁済又は残余財産の分配を行つている在外会社は、この法律の施行により新たに整理財産となつた負債があるときは、当該社債の弁済又は残余財産の分配をした後において、なお整理財産に属する資産に残余がある場合に、その残余の資産の範囲内で弁済すれば足りるものとする。

7　この法律の施行前に、旧令第二十八条第一項第十一号又は第十二号の規定により社債の弁済又は残余財産の分配を完了した在外会社について、整理財産に属することとなる資産がその完了後生じている場合において、この法律の施行により新たに整理財産に属することとなる負債があるときは、当該在外会社は、当該資産の範囲内で当該債務を弁済すれば足りるものとする。

（内閣総理大臣臨時代理・法務・外務・大蔵・通商産業・運輸・厚生・農林大臣署名）

法律第百十二号　（昭三一・五・二一）

◎農地開発機械公団法の一部を改正する法律

農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農地の造成及び改良の事業の効率化」を「農業経営の合理化と農業生産力の発展に」、「運用を行うこと」を「運用を行い、あわせて輸入に係る乳牛を地方公共団体に売り渡すこと」に改める。

第十八条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　地方公共団体に対し、輸入に係る乳牛の売渡を行うこと。

第十八条に次の一項を加える。

2　公団は、前項に掲げる業務のほか、その保有に係る同項第二号の機械及び器具の効果的な運用を図るため必要があるときは、同項第一号及び第二号の業務の円滑な運営に支障のない限り、当該機械及び器具を、農地の造成又は改良の事業以外の事業で当該機械及び器具を使用することを相当と認めて農林大臣が指定したものを行う者に貸し付け、又はその者からの委託を受けて当該指定に係る事業を行うことができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第百十三号　（昭三一・五・二一）

◎物品管理法

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　物品の管理の機関（第七条―第十二条）
第三章　物品の管理（第十三条―第三十条）
　第一節　通則（第十三条―第十八条）
　第二節　取得及び供用（第十九条―第二十一条）
　第三節　保管（第二十二条―第二十六条）
　第四節　処分（第二十七条―第三十条）
第四章　物品管理職員等の責任（第三十一条―第三十四条）
第五章　雑則（第三十五条―第四十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、物品の取得、保管、供用及び処分（以下「管理」という。）に関する基本的事項を規定することにより、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「物品」とは、国が所有する動産のうち次に掲げるもの以外のもの及び国が供用のために保管する動産をいう。

一　現金

二　法令の規定により日本銀行に寄託すべき有価証券

三　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項第二号又は第三号に掲げる国有財産

2　この法律において「供用」とは、物品をその用途に応じて国において使用させることをいう。

3　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいい、「各省各庁」とは、同法第二十一条に規定する各省各庁をいう。

（分類）

第三条　各省各庁の長は、その所管に属する物品について、物品の適正な供用及び処分（国の事務又は事業の目的に従い用途に応じて行う処分に限る。第十四条第五項、第三章第四節の節名及び第三十一条第一項を除き、以下同じ。）を図るため、供用及び処分の目的に従い、分類を設けるものとする。

2　前項の分類は、各省各庁の予算で定める物品に係る経費の目的に反しないものでなければならない。ただし、当該経費の目的に従つて分類を設けることが、その用途を勘案し、適正かつ効率的な供用及び処分の上から、不適当であると認められる物品については、これに係る事務又は事業の遂行のため必要な範囲内で、当該経費の目的によらない分類をすることは、さしつかえない。

3　各省各庁の長は、物品の管理のため必要があるときは、第一項の分類に基き、細分類を設けることができる。

4　各省各庁の長は、第一項の分類を設けようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

（所属分類の決定）

第四条　第八条第三項又は第七項に規定する物品管理官又は分任物品管理官は、政令で定めるところにより、その管理する物品の属すべき分類（前条第三項の規定による細分類を含む。次条第二項を除き、以下同じ。）を、前条の規定による分類の趣旨に従つて、決定しなければならない。

（分類換）

第五条　前条の物品管理官又は分任物品管理官は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があるときは、各省各庁の長の承認を経て、その管理する物品について分類換（物品をその属する分類から他の分類に移し換えることをいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、政令で定める場合には、その承認は、必要としない。

2　各省各庁の長は、第三条第一項の規定による同一の分類内における同条第三項の細分類間の分類換について前項の承認をしようとする場合その他政令で定める場合を除くほか、同項の承認をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

（他の法令との関係）

第六条　物品の管理については、他の法律又はこれに基く命令に特別の定がある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章　物品の管理の機関

（管理の機関）

第七条　各省各庁の長は、その所管に属する物品を管理するものとする。

（物品管理官）

第八条　各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所管に属する物品の管理に関する事務を委任することができる。

2　各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

3　各省各庁の長又は前二項の規定により物品の管理に関する事務の委任を受けた職員は、物品管理官という。

4　各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、物品管理官に事故がある場合（物品管理官が第六項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理させることができる。

5　各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、物品管理官の事務の一部を分掌させることができる。

6　第一項、第二項、第四項又は前項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各

庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

7　第四項の規定により物品管理官の事務を代理する職員は、代理物品管理官といい、第五項の規定により物品管理官の事務の一部を分掌する職員は、分任物品管理官という。

（物品出納官）

第九条　物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、その管理する物品の出納及び保管に関する事務（出納命令に係る事務を除く。）を委任するものとする。

2　前項の規定により物品の出納及び保管に関する事務の委任を受けた職員は、物品出納官という。

3　物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、物品出納官に事故がある場合（物品出納官が第五項において準用する前条第六項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理させることができる。

4　物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、物品出納官の事務の一部を分掌させることができる。

5　前条第六項の規定は、第一項、第三項又は前項の場合について準用する。

6　第三項の規定により物品出納官の事務を代理する職員は、代理物品出納官といい、第四項の規定により物品出納官の事務の一部を分掌する職員は、分任物品出納官という。

（物品供用官）

第十条　物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、物品の供用に関する事務を委任することができる。

2　前項の規定により物品の供用に関する事務の委任を受けた職員は、物品供用官という。

3　物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、物品供用官に事故がある場合（物品供用官が次項において準用する第八条第六項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理させることができる。

4　物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、物品出納官の事務の一部を分掌させることができる。

5　第八条第六項の規定は、第一項又は前項の規定について準用する。

6　第三項の規定により物品供用官の事務を代理する職員は、代理物品供用官という。

（都道府県等の長又は吏員に対する事務の委任）

第十一条　各省各庁の長は、政令で定めるところにより、物品の管理に関する事務を都道府県又は特別市の長又は吏員に行わせることができる。

2　前項の規定により物品の管理に関する事務を行う都道府県又は特別市の長又は吏員については、この法律その他の物品の管理に関する法令の当該事務の取扱に関する規定を準用する。

（管理事務の総括）

第十二条　大蔵大臣は、物品の管理の適正を期するため、物品の管理に関する制度を整え、その管理に関する事務を統一し、その増減及び現在額を明らかにし、並びにその管理について必要な調整をするものとする。

2　大蔵大臣は、物品の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、各省各庁の長に対し、その

所管に属する物品について、その状況に関する報告を求め、当該職員に実地監査を行わせ、又は閣議の決定を経て、分類表、第十六条第一項に規定する管理換その他必要な措置を求めることができる。

第三章　物品の管理

第一節　通則

（需給計画）

第十三条　各省各庁の長は、その所管に係る予算及び事務又は事業の予定を勘案し、政令で定めるところにより、毎会計年度、多量に取得することを必要とする物品その他の物品で政令で定めるものの需給の見積（以下「需給計画」という。）を立てなければならない。

（運用計画）

第十四条　物品管理官は、政令で定めるところにより、毎会計年度、物品（政令で定める物品を除く。）の取得及び供用又は処分に関する事項についての計画（以下「運用計画」という。）を定めなければならない。

2　物品管理官は、運用計画を定めようとするときは、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

3　物品管理官は、前二項の規定による運用計画について、その所管に属する物品について、その状況に関する報告を求め、当該職員に実地監査を行わせ、又は閣議の決定を経て、分類表、第十六条第一項に規定する管理換その他必要な措置を求めることができる。

第二節　取得及び供用

（取得のための措置）

第十九条　物品管理官は、運用計画が立てられている物品については運用計画の範囲内で、その他の物品については供用又は処分のため必要な範囲内で、契約等担当職員に対し、取得のため必要な措置を請求しなければならない。

2　契約等担当職員は、前項の請求に基き、かつ、予算を要するものにあつてはその範囲内で、物品の取得のため必要な措置をするものとする。

（供用）

第二十条　物品供用官は、その供用すべき物品について、物品管理官に対し、払出のための第二十三条の規定による命令を請求しなければならない。

2　物品管理官は、物品の供用のための第二十三条の規定による命令をしたとき（前項の請求に基いてしたときを除く。）は、供用の目的を明らかにして、その旨を物品供用官（物品供用官を置かない場合にあつては、物品を使用する職員。以下次条において同じ。）に知らせなければならない。

（返納）

第二十一条　物品供用官は、供用中の物品で供用の必要がないもの、修繕若しくは改造を要するもの又は供用することができないものがあると認めるときは、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2　物品管理官は、前項の報告等により同項に規定する物品があると認めるときは、物品供用官に対し、当該物品の返納を命じなければならない。

第三節　保管

（保管の原則）

第二十二条　物品は、国の施設において、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。ただし、物品管理官が国の施設において保管することを物品の供用又は処分の上から不適当であると認める場合その他特別の理由がある場合は、国以外の者の施設に保管することを妨げない。

（出納命令）

第二十三条　物品管理官は、物品を出納させようとするときは、物品出納官（分任物品出納官を含む。以下同じ。）に対し、出納すべき物品の分類を明らかにして、その出納を命じなければならない。

（出納）

4　各省各庁の長は、需給計画が立てられている物品については需給計画に照らして、その他の物品については予算及び事務又は事業の予定を勘案して、前二項の承認をするものとする。

5　物品管理官は、第二項又は第三項の承認を受けたときは、その承認を受けた運用計画を物品供用官に示達するとともに、関係の契約等担当職員（国のために契約その他物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。

（供用又は処分の原則）

第十五条　物品は、その属する分類の目的に従い、かつ、運用計画が立てられている物品にあつては運用計画に基いて、供用又は処分をしなければならない。

（管理換）

第十六条　物品管理官は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長の承認を経て、その管理する物品について管理換（物品管理官の間において物品の所管を移すことをいう。以下同じ。）をすることができる。

2　前項の承認は、管理換を目的として需給計画又は運用計画が立てられている物品その他政令で定める物品については、必要としない。

3　各省各庁の長は、異なる各省各庁の間における管理換について第一項の承認をしようとするときは、政令で定める物品を除くほか、大蔵大臣に協議しなければならない。

4　異なる会計の間において管理換をする場合には、政令で定める場合を除くほか、有償として整理するものとする。

（管理の義務）

第十七条　物品の管理に関する事務を行う職員は、この法律その他の物品の管理に関する法令の規定に従うほか、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

（関係職員の行為の制限）

第十八条　物品に関する事務を行う職員は、その取扱に係る物品（政令で定める物品を除く。）を国から譲り受けることができない。

2　前項の規定に違反してした行為は、無効とする。

第四節　処分

（不用の決定等）

第二十七条　物品管理官は、供用及び処分の必要がなければ、物品を出納することができない。

（保管状況の報告）

第二十五条　物品出納官は、政令で定めるところにより、毎会計年度末現在において、保管する物品の状況を物品管理官に報告しなければならない。

（供用不適品等の処理）

第二十六条　物品出納官は、その保管中の物品（修繕若しくは改造を要するもの又は供用できないものとして、第二十一条第二項の規定により返納された物品を除く。）のうちに供用若しくは処分をすることができないもの又は修繕若しくは改造を要するものがあると認めるときは、その旨を物品管理官に報告しなければならない。

2　物品管理官は、第二十一条第一項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品があると認めるときは、契約等担当職員その他関係の職員に対し、修繕又は改造のため必要な措置を請求しなければならない。

い物品について管理換若しくは分類換により適切な処理をすることができないとき、又は供用及び処分をすることができない物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることができる。この場合において、政令で定める物品については、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

2　物品管理官は、前項の規定により不用の決定をした物品のうち売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、廃棄することができる。

（売払）

第二十八条　物品は、売払を目的とするもの又は不用の決定をしたものでなければ、売り払うことができない。

2　物品管理官は、前項の物品のうち、売払を目的とするもので運用計画が立てられているものについては運用計画の範囲内で、その他のものについては必要なつど、契約等担当職員に対し、売払のため必要な措置を請求しなければならない。

3　契約等担当職員は、前項の請求に基き、物品の売払のため必要な措置をするものとする。

（貸付）

第二十九条　物品は、貸付を目的とするもの又は貸し付けても国の事務若しくは事業に支障を及ぼさないと認められるものでなければ、貸し付けることができない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の物品を貸し付ける場合について準用する。

（出資等の制限）

第三十条　物品は、法律に基く場合を除くほか、出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

第四章　物品管理職員等の責任

（物品管理職員の責任）

第三十一条　物品管理官、代理物品管理官、物品出納官、代理物品出納官、物品供用官、代理物品供用官及び第十一条の規定により物品の管理に関する事務を行う都道府県又は特別市の長又は吏員（以下「物品管理職員」という。）は、故意又は重大な過失により、この法律の規定に違反して物品の取得、所属分類の決定、分類換、管理換、出納命令、出納、保管、供用、不用の決定若しくは処分（以下「物品の管理行為」という。）をしたこと又はこの法律の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより、物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

2　前項の規定により弁償すべき国の損害の額は、物品の亡失又は損傷の場合にあつては、亡失した物品の価額又は損傷による物品の減価額とし、その他の場合にあつては、当該物品の管理行為に関し通常生ずべき損害の額とする。

（亡失又は損傷等の通知）

第三十二条　各省各庁の長は、物品管理職員が、物品を亡失し、若しくは損傷したとき、又はこの法律の規定に違反して物品の管理行為をしたこと若しくはこの法律の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより国に損害を与えたと認めるときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

（検定前の弁償命令）

第三十三条　各省各庁の長は、物品管理職員が第三十一条第一項の規定に該当すると認めるときは、会計検査院の検定前においても、その物品管理職員に対して弁償を命ずることができる。

2　前項の規定により弁償を命じた場合において、会計検査院が物品管理職員に対し、弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金は、直ちに還付しなければならない。

（使用職員の責任）

第三十四条　物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償する責に任じなければならない。

2　第三十一条第二項及び第三十二条の規定は、物品を使用する職員がその使用に係る物品を亡失し、又は損傷した場合について準用する。

第五章　雑則

（この法律の規定を準用する動産）

第三十五条　この法律（第三条から第五条まで、第十条、第十三条から第十六条まで、第十九条から第二十一条まで、第二十五条から第二十九条まで、第三十四条、第三十七条及び第三十八条を除く。）の規定は、物品以外の動産で国が保管するもののうち政令で定めるものについて準用する。

（帳簿）

第三十六条　物品管理官、物品出納官及び物品供用官は、政令で定めるところにより、帳簿を備え、これに必要な事項を記載しなければならない。

（物品増減及び現在額報告書）

第三十七条　各省各庁の長は、政令で定める重要な物品につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

（物品増減及び現在額総計算書）

第三十八条　大蔵大臣は、前条の報告書に基き、物品増減及び現在額総計算書を作成しなければならない。

2　内閣は、前項の物品増減及び現在額総計算書を前条の報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

3　内閣は、前項の規定により会計検査院の検査を経た物品増減及び現在額総計算書を、翌年度に開かれる国会の常会に報告することを常例とする。

4　前項の物品増減及び現在額総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、前条の報告書を添附する。

（検査）

第三十九条　各省各庁の長は、政令で定めるところにより、定期的に、及び物品管理官、物品出納官又は物品供用官が交替する場合その他必要がある場合は随時、その所管に属する物品の管理について検査しなければならない。

（適用除外）

第四十条　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十三条の規定により支給を受けた事務費で取得した物品その他政令で定める物品の管理については、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

（政令への委任）

第四十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　第十三条及び第十四条の規定は、昭和三十二年度分の需給計画又は運用計画から、第三十七条及び第三十八条の規定は、同年度分の報告書又は物品増減及び現在額総計算書からそれぞれ適用する。

3　会計法の一部を次のように改正する。

第三十八条及び第四十条中「又は物品」を削る。

任を受けた者から公社等の物品の管理の職務を行う者として指定された者（以下「公社等の物品管理職員」という。）は、公社等に関する法令に準拠するほか、善良な管理者の注意をもつて公社等の物品を管理しなければならない。

2　物品管理法第三十一条から第三十三条まで及び会計検査院法第三十二条第二項から第五項までの規定は、公社等の物品管理職員について準用する。この場合において、これらの規定中「この法律」とあり、又は「物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）」とあるのは「予算執行職員等の責任に関する法律第十一条第一項」と、「国」とあるのは「公社等」と、「各省各庁の長」とあり、又は「本属長官」とあるのは「公社等の長」と、「大蔵大臣」とあるのは「主務大臣、大蔵大臣」と読み替えるものとする。

7　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「（以下「物品出納職員」という。）」を削る。

第四十八条の二第一項中「又は物品出納職員」、「又は物品」及び「き損」を削り、「損害を与えたとき」の下に「又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、日本国有鉄道の物品の管理に関する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他日本国有鉄道に損害を与えたとき」を加え、同条第二項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「職員」に改め、同条第三項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「同項の職員」に改める。

第六十三条中「国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）」の下に「、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）」を加える。

8　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十九条中「（以下「物品出納職員」という。）」を削る。

第七十条第一項中「又は物品出納職員」、「又は物品」及び「き損」を削り、「損害を与えたとき」の下に「又は総裁により物品の管理をする職員として任命された者が、故意若しくは重大な過失により、公社の物品の管理に関する法令若しくは規程に違反して物品を亡失し、若しくは損傷し、その他公社に損害を与えたとき」を加え、同条第二項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「職員」に改め、同条第三項中「現金出納職員又は物品出納職員」を「同項の職員」に改める。

9　改正前の会計法第三十八条に規定する出納官吏又は同法第四十条第二項に規定する出納員のうち物品の出納保管をつかさどるもの、改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第十条第一項に規定する公団等の出納職員のうち物品の出納保管をつかさどることを命ぜられたもの及び改正前の日本国有鉄道法第四十八条又は日本電信電話公社法第六十九条に規定する物品出納職員のこの法律の施行前の事実に基く弁償責任については、なお従前の例による。

10　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　物品の管理に関する事務を総括すること。

第八条中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　物品の管理に関する事務を総括すること。

（大蔵・運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百十四号（昭三一・五・二二）

◎国の債権の管理等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　債権の管理の機関（第五条―第九条）
第三章　債権の管理の準則（第十条―第二十三条）
第四章　債権の内容の変更、免除等（第二十四条―第三十三条）
第五章　債権に関する契約等の内容（第三十四条―第三十七条）
第六章　雑則（第三十八条―第四十一条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、国の債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務の処理について必要な機関及び手続を整えるとともに、国の債権の内容の変更、免除等に関する一般的基準を設け、あわせて

第四十一条第一項中「又は物品」及び「毀損」を削り、同項ただし書を削る。

第四十二条中「又は物品について、これを亡失毀損した」を「を亡失した」に改める。

第四十三条第一項中「又は物品」及び「毀損」を削る。

第四十八条中「、繰越の手続及び物品」を「及び繰越の手続」に改める。

4　国有財産法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第七号」を「前項第六号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十三条中「第二条第一項第四号又は同条第二項の規定に該当する場合の外」を削り、「同条に規定する」を「第二条に規定する」に、「及び各省各庁の長」を「、各省各庁の長」に、「後において同条第二項第四号又は同条第二項に該当しないもの」を「もの及び物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）の施行前に事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供したもの」に改める。

5　改正前の国有財産法の規定による国有財産でこの法律の施行により物品となつたものの昭和三十一年度分以前の同法第三十三条及び第三十六条に規定する報告書及び総計算書については、なお従前の例による。

6　予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条（見出しを含む。）中「公団等」を「公社等」に改め、同条第一項中「法令による公団」を削り、「、日本輸出入銀行、南船管理委員会及び閉鎖機関整理委員会」を「又は日本輸出入銀行」に、「理事長又は委員長」を「又は理事長」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「公団等」を「公社等」に、「出納職員」を「現金出納職員」に改め、同条第一項中「本条中」及び「又は物品」を削り、同条第二項中「又は物品」及び「き損」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「及び会計検査院法第三十二条」を「並びに会計検査院法第三十二条第一項及び第三項から第五項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公社等の物品管理職員の弁償責任）

第十一条　公社等において、公社等の長又はその委

国の債権の発生の原因となる契約に関し、その内容とすべき基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいう。

2 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権について、債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務のうち次に掲げるもの以外のものをいう。

一 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）により法務大臣の権限に属する事項に関する事務

二 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第四条の二に規定する歳入徴収官が行うべき事務

三 法令の規定により滞納処分を執行する者が行うべき事務

四 弁済の受領に関する事務

五 金銭又は物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十五条の規定により同法の規定を準用する動産の保管に関する事務

3 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（適用除外）

第三条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。

一 罰金、科料、刑事追徴金、過料及び刑事訴訟費用並びにこれらに類する徴収金で政令で定めるもの に係る債権

二 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の規定により登録されたものを含む。）

三 日本銀行に対する国の預金に係る債権その他会計法第三十八条から第四十条の二まで又は第四十八条の規定に基き金銭の出納保管の事務を行う者（以下「現金出納職員」という。）がその保管に係る金銭を預託した場合の預託金に係る債権

四 保管金となるべき金銭の給付を目的とする債権

五 寄附金に係る債権

六 国税収納金整理資金に属する債権

七 法律の規定により国が保有する資金（積立金を含む。）の運用により生ずる債権

2 外国を債務者とする債権その他政令で定める債権については、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用しないことができる。

（他の法令との関係）

第四条 債権の管理に関する事務の処理については、他の法律又はこれに基く命令に特別の定がある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 債権の管理の機関

（管理事務の委任）

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務（他の法令の規定により各省各庁の長以外の国の機関が行うべきこととされているものを除く。）を委任することができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に、前項の事務を委任することができる。

3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、前二項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員に事故がある場合（当該職員が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理させることができる。

4 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、第一項又は第二項の規定により委任を受けた職員の事務の一部を分掌させることができる。

5 前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に、当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

（債権管理官）

第六条 各省各庁の長又は前条第一項若しくは第二項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員及び各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行うべきこととされているものを債権管理官という。

2 前条第三項の規定により債権管理官の事務を代理する職員は、代理債権管理官といい、同条第四項の規定により債権管理官の事務の一部を分掌する職員は、分任債権管理官という。

（都道府県知事等に対する管理事務の委任）

第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、第五条第一項の債権の管理に関する事務を都道府県知事又は都道府県の吏員に行わせることができる。

2 前項の規定により債権の管理に関する事務を行う都道府県知事又は都道府県の吏員については、この法律その他の債権の管理に関する法令の当該事務の処理に関する規定を準用する。

（管理事務の引継）

第八条 各省各庁の長は、第五条の規定により債権の管理に関する事務を委任し、又は分掌させた場合において、債務者の住所の変更、当該各省各庁の内部における所掌事務の異動その他の事情により、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該債権に係る債権管理官又は分任債権管理官の事務を同条の規定により他の職員に委任し、又は分掌させて、その職員に当該事務を引き継がせるものとする。

第三章 債権の管理の準則

（管理の基準）

第十条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなけ

各省各庁所属の職員に、前二項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員に事故がある場合（当該職員が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理させることができる。

4 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、第一項又は第二項の規定により委任を受けた職員の事務の一部を分掌させることができる。

5 前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に、当該事務を委任し、代理させ、又は分掌させることができる。

（債権管理官）

第六条 各省各庁の長又は前条第一項若しくは第二項の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた職員及び各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行うべきこととされているものを債権管理官という。

2 前条第三項の規定により債権管理官の事務を代理する職員は、代理債権管理官といい、同条第四項の規定により債権管理官の事務の一部を分掌する職員は、分任債権管理官という。

（都道府県知事等に対する管理事務の委任）

第七条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、第五条第一項の債権の管理に関する事務を都道府県知事又は都道府県の吏員に行わせることができる。

2 前項の規定により債権の管理に関する事務を行う都道府県知事又は都道府県の吏員については、この法律その他の債権の管理に関する法令の当該事務の処理に関する規定を準用する。

（管理事務の引継）

第八条 各省各庁の長は、第五条の規定により債権の管理に関する事務を委任し、又は分掌させた場合において、債務者の住所の変更、当該各省各庁の内部における所掌事務の異動その他の事情により、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該債権に係る債権管理官又は分任債権管理官の事務を同条の規定により他の職員に委任し、又は分掌させて、その職員に当該事務を引き継がせるものとする。

第三章 債権の管理の準則

（管理の基準）

第十条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなけ

ればならない。

（帳簿への記載）

第十一条　債権管理官（分任債権管理官を含む。以下同じ。）は、その所掌に属すべき債権が発生し、若しくは国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき、又は当該債権が他の債権管理官から引き継がれたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを次項に定める帳簿に記載しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

2　債権管理官は、帳簿を備え、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を記載しなければならない。

（発生等に関する通知）

第十二条　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る債権管理官（第七条の規定に基き債権の管理に関する事務を行う者を含む。以下次条第二項、第二十二条及び第二十三条において同じ。）に通知しなければならない。

一　法令の規定に基き国のために債権が発生し、又は国に帰属する原因となる契約その他の行為をする者　当該行為をしたとき（債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基き、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は国に帰属したとき。）。

二　法令の規定に基き国のために支出負担行為（財政法第三十四条の二第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）をする者　当該支出負担行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知つたとき。

三　法令の規定に基き国のために契約をする者　当該契約に関して債権が発生し、又は国に帰属したことを知つたとき（前二号に該当する場合を除く。）。

四　現金出納職員、物品管理法第八条若しくは第十一条の規定に基き物品の管理に関する事務を行う者（同法第十条若しくは第十一条の規定に基き当該物品の供用に関する事務を行う者があるときは、その者）又は国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第一項若しくは第三項の規定に基き国有財産に関する事務を行う者　その取扱いに係る財産に関して債権が発生したことを知つたとき（前各号に該当する場合を除く。）。

（納入の告知）

第十三条　債権管理官は、その所掌に属する債権について、履行を請求するため、政令で定めるところにより、会計法第四条の二に規定する歳入徴収官（同条に規定する分任歳入徴収官を含むものとし、以下「歳入徴収官」という。）に対し、納入の告知をすべきことを請求しなければならない。ただし、歳入金に係る債権以外の債権については、みずから債務者に対して納入の告知をしなければならない。

2　歳入徴収官（会計法第四十八条の規定に基きその事務を行う者を含む。以下第二十三条において同じ。）は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、納入の告知をするとともに、その旨を当該債権管理官に通知しなければならない。

3　前二項の規定は、申告納付に係る債権その他の政令で定める債権については、適用しない。

（督促）

第十四条　債権管理官は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前条に規定する納入の告知で指定された期限（納入の告知を要しない債権については、履行期限）を経過してもなお履行されていない場合には、歳入徴収官に対し、履行の督促をすべきことを請求しなければならない。

2　前条第一項ただし書及び同条第二項の規定は、前項の督促について準用する。

（強制履行の請求等）

第十五条　債権管理官は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が前条の規定による督促があつた後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一条第一項の措置をとる場合又は第二十四条第一項の規定により履行期限を延長する場合（他の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をとる場合を含む。）その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

一　担保の附されている債権（保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対して競売その他の担保権の実行の手続をとること。

二　債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。

三　前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、法務大臣に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めること。

（履行期限の繰上）

第十六条　債権管理官は、その所掌に属する債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、第十三条の措置をとらなければならない。ただし、第二十四条第一項各号の一に該当する場合その他特に支障がある場合は、この限りでない。

（債権の申出）

第十七条　債権管理官は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

一　債務者が強制執行を受けたこと。

二　債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。

三　債務者の財産について競売の開始があつたこと。

四　債務者が破産の宣告を受けたこと。

五　債務者である法人が解散したこと。

六　債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。

七　前三号に定める場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

（その他の保全措置）

第十八条　債権管理官は、その所掌に属する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

2　債権管理官は、その所掌に属する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に対し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求めなければならない。

3　債権管理官は、その所掌に属する債権を保全するため必要がある場合において、法令の規定により国が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うため必要な措置をとらなければならない。

4　債権管理官は、その所掌に属する債権について、債務者が国の利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として当該行為の取消を求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に対し、その取消を裁判所に請求することを求めなければならない。

5　債権管理官は、その所掌に属する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。

（担保の保全）

第十九条　債権管理官は、その所掌に属する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保の設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

（担保及び証拠物件等の保存）

2　債権管理官は、その所掌に属する債権について、債務者が国の利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として当該行為の取消を求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に対し、その取消を裁判所に請求することを求めなければならない。

3　債権管理官は、その所掌に属する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。

（担保の保全）

第十九条　債権管理官は、その所掌に属する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保の設定について、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

（担保及び証拠物件等の保存）

第二十条　債権管理官は、その所掌に属する債権について、国が債権者として占有すべき金銭以外の担保物（債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同じ。）及びもつぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなければならない。

2　前項の場合において、有価証券の取扱は、会計法及びこれに基く命令の定めるところによる。

3　第一項の場合において、担保物が物品管理法第三十五条の規定により同法の規定を準用する動産であるときは、同法第九条又は第十一条の規定に基き物品の保管に関する事務を行う者がこれを保管するものとし、同法第二十三条の出納命令は、債権管理官が行うものとする。

（徴取停止）

第二十一条　債権管理官は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に関する事務（前条に規定するものを除く。）をすることを要しないものとして整理することができる。

一　法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込が全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）

二　債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合その他これに類する政令で定める場合

三　債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

2　債権管理官は、前項の措置をとつた後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となつたことを知つたときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。

（相殺等）

第二十二条　債権管理官は、その所掌に属する債権について、法令の規定により当該債権と相殺し、又はこれに充当することができる国の債務があることを知つたときは、直ちに、当該債務に係る支払事務担当職員（会計法第二十四条に規定する支出官その他の法令の規定により国の支払事務を行う者をいう。以下同じ。）に対し、相殺又は充当をすべきことを請求しなければならない。

2　支払事務担当職員は、その所掌に属する支払金に係る債務について、前項の請求があつたときその他法令の規定により当該債務と相殺し、又はこれを充当することができる国の債権があることを知つたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、相殺又は充当をするとともに、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

3　債権管理官は、前項の通知を受けた場合を除き、その所掌に属する債権と国の債務との間に相殺が行われたことを知つたときは、直ちに、その旨を当該債務に係る支払事務担当職員に通知しなければならない。

（消滅に関する通知）

第二十三条　歳入徴収官、法令の規定に基き国のために弁済の受領をする者及び第十二条第一号に掲げる者は、政令で定めるところにより、その職務上債権が消滅したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

第四章　債権の内容の変更、免除等

（履行延期の特約等をすることができる場合）

第二十四条　債権管理官は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。）について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一　債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二　債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三　債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2　債権管理官は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができ

る。この場合においては、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

3　債権管理官は、その所掌に属する債権で分割して弁済させることとなつているものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつている金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。

（履行期限を延長する期間）

第二十五条　債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前条第一項第一号又は第六号に該当する場合には、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

（履行延期の特約等に係る措置）

第二十六条　債権管理官は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2　債権管理官は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

（履行延期の特約等に附する条件）

第二十七条　債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

一　当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

二　次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ　債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこなう、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ　当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。

ハ　第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

ニ　債務者が第一号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。

ホ　その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となつたと認められるとき。

（履行延期の特約等に代る和解）

第二十八条　債権管理官は、前四条の規定により履行延期の特約等をしようとする場合において、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第三百五十六条の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

（市場金利の低下による利率の引下）

第二十九条　債権管理官は、その所掌に属する貸付金に係る債権その他の契約に基く債権に係る利息（延滞金を含む。）で、その利率（延滞金の計算の基準となつている割合を含む。以下この条において同じ。）が一般金融市場における金利に即して定められたものについて、当該金利が低下したことにより、その利率を維持することが不適当となつたときは、これを是正するため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができる。

（更生計画案等についての同意）

第三十条　法務大臣は、国の債権について、破産法（大正十一年法律第七十二号）若しくは和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定により債権者集会において申立のあつた強制和議若しくは和議の条件又は会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定により関係人集会の決議に附された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に適反しないものであり、かつ、その内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最少限度にするように定められていると認められる場合に限り、これに同意することができる。

（和解等）

第三十一条　法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令の規定により認められた内容によるほか、法律上の争がある場合においては、その争を解決するためやむを得ず、かつ、国にとつて当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解（以下「和解」という。）をし、又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停（以下「調停」という。）に応ずることができる。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。

（免除）

第三十二条　債権管理官は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等（和解又は調停によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から十年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2　前項の規定は、第二十四条第一項第六号に掲げる理由により履行延期の特約等をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延期の特約等をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除をすることを条件としなければならない。

3　債権管理官は、履行延期の特約等をした債権につき延滞利息（第二十六条第一項本文の規定による利息をいう。以下同じ。）を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延滞利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延滞利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。

（延滞金に関する特則）

第三十三条　国の債権（利息を附することとなつている債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。以下この条において同じ。）に係る

延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

2　国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合において、その時までに附される延滞金の額（その時までに徴収した金額を含む。以下この条において同じ。）が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

3　国立学校の授業料に係る債権その他政令で定める国の債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合には、政令で定めるところにより、その時までに附される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。

第五章　債権に関する契約等の内容

（債権に関する契約等の内容）

第三十四条　法令の規定に基き国のために契約その他の債権の発生に関する行為をすべき者（以下「契約等担当職員」という。）は、当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基く命令で定められた事項を除くほか、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定をしてはならない。

第三十五条　契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができる場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。

一　債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。

二　分割して弁済させることとなつている債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

三　担保の附されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、国の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

四　当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

五　債務者が前号に掲げる事項についての定に従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

第三十六条　前条の場合において、当該債権が国の貸付金（使途の特定しないものを除く。）に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定をするものとする。

一　債務者は、当該貸付金を他の使途に使用してはならないこと、又は当該貸付金を他の使途に使用する場合には、各省各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。）の承認を受けなければならないこと。

二　債務者は、当該貸付金の貸付の対象である事務又は事業（以下「貸付事業等」という。）に要する経費の配分その他貸付事業等の内容で、当該契約で特に定めるもの（以下単に「貸付事業等の内容」という。）の変更をする場合には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

三　債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

四　債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は貸付事業等の遂行が困難となつた場合には、すみやかに各省各庁の長に報告して、その指示に従わなければならないこと。

五　債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付の契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付の目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する場合（債務者がその債務の全部を履行した場合を除く。）には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

六　債務者は、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならないこと。

七　債務者は、貸付事業等が完了した場合（貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載した実績報告を各省各庁の長に提出しなければならないこと。

八　債務者は、各省各庁の長により前号に規定する実績報告に係る貸付事業等の成果が当該貸付金の貸付の目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。

九　第四号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

イ　債務者が前各号に掲げる事項についての定に従わないとき。

ロ　債務者が当該貸付の契約で定める期間内に貸付金を貸付の目的に従つて使用しないとき。

ハ　その他債務者が当該貸付の契約の定に従つて誠実に貸付事業等を遂行しないとき。

十　債務者は、第四号若しくは第八号に規定する指示により、又は前号の規定により履行期限を繰り上げられたときは、政令で定める金額の範囲内で、一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。

十一　債務者は、国の貸付金をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該貸付金の貸付の使途に従つて第三者に貸付金（使途の特定しないものを除く。）の貸付を行う場合には、当該貸付の契約において、第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる定をしなければならないこと。

第三十七条　前二条の規定は、契約等担当職員が、これらの規定に定めるもののほか、必要な定をすることを妨げるものではない。

第六章　雑則

（大蔵大臣への協議等）

第三十八条　第五条の規定により債権の管理に関する事務の委任を受けた債権管理官は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。ただし、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定めた基準により当該各号に規定する行為をする場合は、この限りでない。

一　第二十一条第一項の措置をとる場合

二　履行延期の特約等をする場合

三　第二十九条の規定により利率を引き下げる特約をする場合

四　第三十二条の規定による免除をする場合

2　各省各庁の長は、前項各号に規定する行為をし、又は同項の承認をするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。

3　法務大臣は、第三十条の同意をするとき、第三十一条の規定により和解をし、若しくは調停に応ずるとき、又は和解若しくは調停によつて第一項第二号から第四号までに規定する行為に準ずる行為をするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を求めなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。

（債権現在額報告書）

第三十九条　各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額（政令で定める債権については、翌年度の四月三十日までに消滅した額を除く。）の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

（国会への報告等）

第四十条　大蔵大臣は、前条の報告書に基き、債権現在額総計算書を作成しなければならない。

2　内閣は、前項の債権現在額総計算書を前条の報告書とともに、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

3　内閣は、第一項の債権現在額総計算書に基き、毎年度末における国の債権の現在額について、当該年の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

（政令への委任）

第四十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　第三十九条及び第四十条の規定は、昭和三十二年度末以後における債権の現在額に関して適用する。

3　次に掲げる法律は、廃止する。

一　政府貸付金処理に関する法律（昭和十年法律第二十五号）

二　租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律（昭和二十六年法律第百九十七号）

4　旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定により、この法律の施行の際現に定期貸債権又はすえ置貸債権とされている債権については、同法第六条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5　前項に規定する債権については、旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権とした日をこの法律の規定により履行延期の特約等をした日とみなして、第三十二条第一項の規定を適用する。

6　第四項に規定する債権その他この法律の施行の際現に各省各庁において管理している債権は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権とみなして、この法律を適用する。

7　第十一条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する国の債権で、この法律の施行前に発生し、又は国に帰属したものについて準用する。

8　第三十三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に弁済金額の合計額がこれらの規定に定める債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合にも、適用があるものとする。この場合において、同条第二項中「当該延滞金の額に相当する金額」とあるのは、「延滞金の額の全部に相当する金額」とする。

9　前項の規定は、既に弁済された金額に影響を及ぼすものと解してはならない。

10　この法律の施行前に発生し、又は国に帰属した債権については、政令でこの法律の特例を設けることができる。

11　会計法の一部を次のように改正する。

第三十三条中「各省各庁の長は、」の下に「債権の担保として徴するもののほか、」を加える。

12　国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第一項」を「第二項」に改める。

第七条を削り、第八条を第七条とする。

13　第四項及び第五項の規定は、改正前の国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律第七条の規定により、この法律の施行の際現に定期貸債権又はすえ置貸債権とされている債権について準用する。

14　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三　国の債権の管理に関する事務を総括すること。

第八条中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　国の債権の管理に関する事務を総括すること。

と。

（外務・大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

法律第百十五号（昭三一・五・二二）

◎中小企業振興資金助成法

（目的）

第一条　この法律は、中小企業等協同組合の施設及び中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要な資金の貸付を行う都道府県に対し補助金を交付することにより、中小企業等協同組合の活動を盛んにするとともに中小企業の合理化を促進し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「中小企業者」とは、資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、三十人）以下の会社及び個人をいう。

（国の補助）

第三条　国は、都道府県が次に掲げる資金の貸付の事業を行うときは、その都道府県に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、第十

条第一項の規定により設置する特別会計においてその事業に運用することができる資金の額がその事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

一　事業協同組合又は協同組合連合会の施設であつて、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の二第一項第二号又は第九条の九第一項第三号に掲げるものの設置に必要な資金

二　企業組合の経営の合理化のための施設の設置に必要な資金

三　中小企業者の経営の合理化のための設備であつて、中小企業の振興に著しく寄与すると認められるものの設置に必要な資金

2　前項ただし書の一定額は、都道府県ごとに、通商産業大臣が大蔵大臣と協議して定める。

（貸付金の限度）

第四条　一の中小企業等協同組合又は中小企業者に対し前条第一項に規定する貸付をすることができる額は、都道府県が中小企業等協同組合の施設又は中小企業者の経営の合理化のための設備の設置に必要と認めた金額の二分の一以内とする。

（貸付金の利率及び償還期間）

第五条　第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、五年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。

（保証人）

第六条　都道府県は、第三条第一項に規定する貸付については、借主に対し、保証人を立てさせなければならない。

2　前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。

（期限前償還）

第七条　都道府県は、第三条第一項に規定する貸付をした場合において、借主が次の各号の一に該当するときは、第五条に規定する償還期間の満了前に、その借主に対し、貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

一　貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二　貸付金の償還を怠つたとき。

三　その他正当な理由がないのに貸付の条件に違反したとき。

（償還の免除）

第八条　都道府県は、次の各号に掲げる場合において、やむを得ないと認められるときは、通商産業大臣の承認を受けて、第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる。

一　災害その他借主の責に帰することができない理由により、借主が貸付を受けて設置した施設又は設備が滅失したとき。

二　経済事情の著しい変動により、借主が第三条第一項第一号又は第二号に掲げる資金の貸付を受けて設置した施設であつて政令で定める用途に供されるものの利用が利益を生じなくなつたとき。

（違約金）

第九条　都道府県は、借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は第七条の規定による請求を受けた金額を支払わなかつたときは、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額百円につき一日三銭の割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができる。

（特別会計）

第十条　都道府県は、特別会計を設置して第三条第二項に規定する事業の経理を行わなければならない。

2　前項の特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による補助金、償還金（第七条の規定による請求に係る償還金及び前条の違約金を含む。）及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三条の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

（補助金の額）

第十一条　国が第三条第一項の規定により交付する補助金の額は、都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額と同額以内とする。

（事業計画）

第十二条　都道府県は、第三条第一項の規定による補助金の交付を受けた後は、毎年度、通商産業大臣があらかじめ定める基準に従つて同項に規定する事業に関する事業計画を作成しなければならない。

2　都道府県は、前項の事業計画によらなければ、第三条第一項に規定する事業を行つてはならない。

（貸付事業の廃止）

第十三条　都道府県は、第三条第一項に規定する事業を廃止したときは、政令で定めるところにより、貸付金の未貸付額及びその後において支払を受ける貸付金の償還額の合計額に、同項の規定による補助金の額及びその都道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額の合計額に対する同項の規定による補助金の額の割合を乗じて得た額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　都道府県は、第三条第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十二年度から昭和二十八年度までに共同施設の設置のための補助金であつて政令で定めるものを交付した者に対して有する債権を承継するものとする。

2　都道府県は、前項の規定により承継した債権に係る債務を免除しようとするときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3　第一項の規定により承継した債権に係る収入金は、第三条第一項の規定による補助金とみなして第十条第二項及び第十三条の規定を適用する。

第三条　道府県が第三条第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十九年度及び昭和三十年度において中小企業等協同組合の共同施設の設置及び中小企業の設備の近代化のために交付した補助金に係るその道府県の国に対する義務は、免除されたものとなるものとする。ただし、通商産業大臣は、道府県がその補助金の交付の条件に違反したときは、その補助金の返還を命ずることができる。

2　第八条の規定は、道府県が前項に規定する昭和二十九年度及び昭和三十年度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る債務を免除しようとする場合に準用する。

3　第一項に規定する昭和二十九年度及び昭和三十年度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る収入金は、特別会計の歳入とする。

4　前項に規定する収入金は、政令で定めるところにより、二の部分に分けてそれぞれ第三条第一項の規定による補助金及び道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額とみな

法律第百十六号（昭三二・五・二三）

◎百貨店法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　百貨店業（第三条―第十条）
第三章　百貨店審議会（第十一条―第十六条）
第四章　雑則（第十七条―第十九条）
第五章　罰則（第二十条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、百貨店業の事業活動を調整することにより、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「百貨店業」とは、物品販売業（物品加工修理業を含む。）であつて、これを営むための店舗のうちに、同一の店舗で床面積の合計が千五百平方メートル（都の特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十五条第二項の市の区域内においては、三千平方メートル）以上のものを含むものをいう。

第二章　百貨店業

（営業の許可）

第三条　百貨店業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第四条　前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二　店舗の所在地及び床面積

2　前項の申請書には、店舗の図面、店舗における営業の種類を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準等）

第五条　通商産業大臣は、第三条の許可の申請があつた場合において、その百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に影響を及ぼし、中小商業者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

2　通商産業大臣は、第三条の規定による処分をしようとするときは、百貨店審議会の意見をきかなければならない。

3　百貨店審議会は、前項の場合において、その意見を定めようとするときは、その百貨店業を営むための店舗の所在地がその地区内にある商工会議所の意見並びに通商産業省令で定めるところにより申出をした利害関係のある事業者又はその団体及び参考人の意見をきかなければならない。

（店舗の新設等の許可）

第六条　第三条の許可を受けた者（以下「百貨店業者」という。）は、店舗を新設し、又はその床面積を増加しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の許可に準用する。

（承継）

第七条　百貨店業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、百貨店業者の地位を承継する。

2　百貨店業者たる法人と百貨店業者たる他の法人との合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　第五条の規定は、前項の認可に準用する。

（開店時刻及び休業日）

第八条　百貨店業者は、毎日、政令で定める時刻以後は、その店舗において顧客に対し営業をしてはならない。ただし、その政令で定める時刻前から引き続き店舗内にいる顧客に対しては、この限りでない。

2　百貨店業者は、毎月、政令で定める日数は、その店舗において顧客に対し営業をしてはならない。

（勧告）

第九条　通商産業大臣は、百貨店業者の出張販売、顧客の送迎その他の営業に関する行為がその百貨店業の事業活動を通じて中小商業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、中小商業の維持育成を図り、商業の健全な発達に寄与するため特に必要があると認めるときは、その百貨店業者に対し、その行為をしないように勧告することができる。

2　通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（許可の取消等）

第十条　通商産業大臣は、百貨店業者が第六条の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき、又は第八条の規定に違反したときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第三章　百貨店審議会

（設置）

第十一条　通商産業省に、百貨店審議会を置く。

（権限）

第十二条　百貨店審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、百貨店業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第十三条　審議会は、会長一人及び委員六人以内で組織する。

2　会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

（任期）

第十四条　会長及び委員の任期は、二年とする。

（勤務）

して第十三条の規定を適用する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

第十五条　会長及び委員は、非常勤とする。

（省令への委任）

第十六条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章　雑則

（報告の徴収）

第十七条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、百貨店業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

（聴聞）

第十八条　通商産業大臣は、第十条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る百貨店業者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、その処分に係る百貨店業者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第十九条　この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

2　通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第五章　罰則

第二十条　次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第三条の許可を受けないで百貨店業を営んだ者

二　第十条の規定による営業の停止の命令に違反した者

第二十一条　第六条第一項の許可を受けないで店舗を新設し、又はその床面積を増加した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　第八条の規定に違反して営業をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行の際現に百貨店業を営んでいる者は、第三条の許可を受けたものとみなす。

2　前項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から三十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項に規定する書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

第三条　通商産業大臣は、この法律の施行の際現に百貨店業の店舗とする目的で新築、増築又は改築の工事を施行している建築物を使用して百貨店業を営もうとする者がこの法律の施行の日から三週間以内に第三条又は第六条第一項の許可の申請をしたときは、第五条第一項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に及ぼす影響及びこの法律の施行の際におけるその工事の施行の程度を考慮して許可するかどうかを決定しなければならない。

第四条　附則第二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（通商産業省設置法の改正）

第五条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十　百貨店業を許可すること。

三十一　削除

第九条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　百貨店業に関すること。

第二十五条第一項の表中「産業合理化審議会」を「産業合理化審議会」に改める。

「産業合理化審議会」を「産業合理化審議会」に改める。

「産業合理化審議会」を「産業合理化審議会」に改める。

「産業合理化審議会」を「産業合理化審議会」に改める。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百十七号（昭三一・五・二四）

◎国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

第一条に次の一項を加える。

3　北海道以外の地域で内閣総理大臣の定めるものに在勤する第一項に規定する職員に対しては、予算の範囲内で寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給する。

第二条中第四項を第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を「、石炭手当又は薪炭手当」に改め、同条同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項

を加える。

3　薪炭手当は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対しては五千円、その他の職員に対しては千七百円をこえて支給してはならない。

第三条第一項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改め、同条第二項を削る。

第四条中「石炭手当」の下に「及び薪炭手当」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条　内閣総理大臣は、第一条第三項及び前条に規定する定をするについては、人事院の勧告に基いてこれをしなければならない。

附　則

1　この法律は、昭和三十二年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。

2　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石炭手当」の下に「薪炭手当」を加える。

3　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

4　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

5　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四号中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に、「第三条第二項」を「第四条」に改める。

6　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

7　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百十八号（昭三二・五・二四）

◎売春防止法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　刑事処分（第五条―第十五条）
第三章　保護更生（第十六条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによって、売春の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

（売春の禁止）

第三条　何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

（適用上の注意）

第四条　この法律の適用にあたつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章　刑事処分

（勧誘等）

第五条　売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　公衆の目にふれるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二　売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三　公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（周旋等）

第六条　売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2　売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一　人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二　売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三　広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（困惑等による売春）

第七条　人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び十万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

（対償の収受等）

第八条　前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2　売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（前貸等）

第九条　売春をさせる目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる契約）

第十条　人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　前項の未遂罪は、罰する。

（場所の提供）

第十一条　情を知つて、売春を行う場所を提供した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2　売春を行う場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる業）

第十二条　人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び三

十万円以下の罰金に処する。

（資金等の提供）

第十三条 情を知つて、第十一条第二項の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、五年以下の懲役及び二十万円以下の罰金に処する。

2 情を知つて、前条の業に要する資金、土地又は建物を提供した者は、七年以下の懲役及び三十万円以下の罰金に処する。

（両罰）

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（併科）

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一条第一項の罪を犯した者に対しては、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

第三章 保護更生

（婦人相談所）

第十六条 都道府県は、婦人相談所を設置しなければならない。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。）の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行うものとする。

一 要保護女子に関する各般の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに附随して必要な指導を行うこと。

三 要保護女子の一時保護を行うこと。

3 婦人相談所に、所長その他所要の職員を置く。

4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、婦人相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

（婦人相談員）

第十七条 都道府県は、婦人相談員を置かなければならない。

2 市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに附随する業務を行うものとする。

4 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行うに必要な熱意と識見をもつている者のうちから、都道府県知事又は市長が任命する。

（婦人保護施設）

第十八条 都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。

（民生委員等の協力）

第十九条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 婦人相談所に要する費用（第五号に掲げる費用を除く。）

二 都道府県の設置する婦人相談員に要する費用

三 都道府県の設置する婦人保護施設の設備に要する費用

四 都道府県の行う収容保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

五 婦人相談所の行う一時保護に要する費用

2 市は、この設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県の補助）

第二十一条 都道府県は、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五、同項第五号に掲げるものについてはその十分の八を負担するものとする。

2 国は、厚生大臣の定める基準に従い、市が第二十条第二項の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が前条の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについてはその十分の五以内、同項第四号に掲げるものについてはその十分の八以内を補助することができる。

4 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用の十分の五を補助することができる。

5 前項に規定する条例の規定が、第二章の規定の施行と同時にその効力を失うこととなつた場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定をしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（社会福祉事業法の一部改正）

6 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）にいう婦人保護施設を経営する事業

（地方財政法の一部改正）

7 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条中第七号の二の次に次の一号を加える。

しなければならない。

七の三　婦人相談所及び婦人相談員に要する経費

（内閣総理・法務・大蔵・厚生大臣署名）

法律第百十九号（昭三一・五・三一）

◎町村職員恩給組合法の一部を改正する法律

町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（監査委員）

第四条の二　町村職員恩給組合は、地方自治法第百九十五条の監査委員を置かなければならない。

（福祉事業）

第四条の三　町村職員恩給組合は、町村職員の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一　職員の保健、保養又は教養に資する施設の経営

二　職員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三　職員の貯金の受入又はその運用

四　職員の臨時の支出に対する貸付

五　その他前各号に附帯する事業

2　町村職員恩給組合は、前項各号に掲げる事業を行うに当つては、市町村職員共済組合と共同して行う等町村職員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるように努めなければならない。

第六条の二を第六条の八とし、第六条の次に次の六条を加える。

（計理の原則）

第六条の二　町村職員恩給組合は、その資産、負債及び基本金の増減及び異動の原因となる事実のすべてを、正規の簿記の原則に従つて、整然かつ明りように整理し、及び記録しなければならない。

（事業計画書）

第六条の三　町村職員恩給組合の管理者は、毎会計年度、組合の事業計画書を作成し、年度開始前に、組合の議会の議決を経なければならない。政令で定める重要な事項について事業計画書に変更を加えようとするときも、また、同様とする。

（決算）

第六条の四　町村職員恩給組合の管理者は、毎会計年度、組合の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに決算報告書を作成し、これらを監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該年度終了後二月以内に組合の議会に提出し、その認定を受けなければならない。

（出納）

第六条の五　町村職員恩給組合の出納その他の会計事務は、組合の管理者がつかさどる。

（財務に関する事項の報告）

第六条の六　自治庁長官は、政令で定めるところにより、町村職員恩給組合に対し、組合の財務に関する事項について必要な報告を求めることができる。

（財務に関する事項の政令への委任）

第六条の七　この法律に定めるもののほか、町村職員恩給組合の財務に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条を次のように改める。

（この法律と地方自治法との関係）

第九条　地方自治法第百六十八条から第百七十一条まで及び第九章（第二百十二条、第二百三十条、第二百三十一条、第二百三十三条、第二百三十四条第二項、第二百四十条第一項から第三項まで及び第二百四十四条の二を除く。）の規定は、町村職員恩給組合に関しては、準用しない。

2　地方自治法第二百九十二条の規定により、同法第九十六条第一項第二号及び第八号、第九十七条第二項、第百十二条第一項ただし書、第百二十二条、第百三十八条の二、第百七十六条第一項並びに第百七十七条第三項の規定を町村職員恩給組合に関して準用する場合においては、これらの規定中「歳入歳出予算」とあり、又は「予算」とあるのは、「町村職員恩給組合法第六条の三に規定する事業計画書」と読み替えるものとする。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3　第六条の八第四項及び第六項の規定は、町村合併促進法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百七十八号）の施行の日前に町村職員恩給組合に属する町村の区域の全部又は一部が市の区域となつた場合における当該市についても適用する。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第六条の二を第六条の八とし、第六条の次に六条を加える改正規定中第六条の七に係る部分及び附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

2　昭和三十一年度に限り、町村職員恩給組合の管理者は、昭和三十一年十月一日から昭和三十二年三月三十一日までの間に係る組合の事業計画書を作成し、昭和三十一年十月一日前に、組合の議会の議決を経なければならない。

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（内閣総理大臣署名）

法律第百二十号（昭三一・六・一）
◎下請代金支払遅延等防止法

（目的）

第一条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3 この法律で「親事業者」とは、資本の額又は出資の総額が一千万円をこえる法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をするものをいう。

4 この法律で「下請事業者」とは、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、親事業者から製造委託又は修理委託を受けるものをいう。

5 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託又は修理委託をした場合に下請事業者の給付に対し支払うべき代金をいう。

（書面の交付）

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、直ちに、下請事業者の給付の内容及び下請代金の額を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

（書類の作成及び保存）

第五条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託又は修理委託をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払その他の事項について記載した書類を作成し、これを保存しなければならない。

（中小企業庁長官の請求）

第六条 中小企業庁長官は、親事業者が第四条第一号若しくは第二号に掲げる行為をしているかどうか又は同条第三号若しくは第四号に掲げる行為をしたかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告等）

第七条 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一号又は第二号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその下請事業者の給付を受領し又はその下請代金を支払うべきことを勧告することができる。

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第三号又は第四号に掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、すみやかにその減じた額を支払い又はその下請事業者の給付に係る物を再び引き取るべきことを勧告することができる。

3 公正取引委員会は、前二項の規定による勧告をした場合において親事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第八条 公正取引委員会が前条第一項又は第二項の規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従つたときは、親事業者のその勧告に係る行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条の規定は、適用しない。

（報告及び検査）

第九条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託に関する取引（以下単に「取引」という。）を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第六条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第十条 第五条の規定による書類を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成したときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十一条 第九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者

を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条の四に次の一号を加える。

五　下請代金支払遅延等防止法の施行に関すること。

（内閣総理・大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸大臣署名）

法律第百二十一号（昭三一・六・一）

◎倉庫業法

（目的）

第一条　この法律は、倉庫業の適正な運営及び倉庫証券の円滑な流通を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。

2　この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預り、一時預りその他の政令で定めるものを除く。）を行う営業をいう。

3　この法律で「倉庫証券」とは、預証券及び質入証券又は倉荷証券をいう。

（営業の許可）

第三条　倉庫業を営もうとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第四条　前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　倉庫の位置、構造及び設備

二　保管する物品の種類

三　その他運輸省令で定める事項

2　前項の申請書には、倉庫の図面その他運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準）

第五条　運輸大臣は、第三条の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

一　申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二　申請者が第三条の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

三　申請者が法人である場合において、その役員が前二号の一に該当する者であるとき。

四　倉庫の位置、構造又は設備が保管する物品の種類に応じて運輸省令で定める基準に適合しないときその他倉庫業の適確な遂行に支障があるとき。

（料金）

第六条　第三条の許可を受けた者（以下「倉庫業者」という。）は、倉庫保管料、倉庫荷役料その他の営業に関する料金を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2　運輸大臣は、前項の料金が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその料金を変更すべきことを命ずることができる。

一　能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものをこえるものであるとき。

二　特定の荷主に対して不当な差別的取扱をするものであるとき。

三　他の倉庫業者との間に不当な競争をひき起すおそれがあるものであるとき。

第七条　倉庫業者は、収受した料金の割戻をしてはならない。

（倉庫寄託約款）

第八条　倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2　運輸大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉庫証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

（料金等の掲示）

第九条　倉庫業者は、料金及び倉庫寄託約款を営業所その他の事業所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。

（差別的取扱の禁止）

第十条　倉庫業者は、特定の利用者に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

（倉庫の位置等の変更）

第十一条　倉庫業者は、第四条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。ただし、倉庫の用途を廃止する場合その他運輸省令で定める場合は、この限りでない。

2　第五条第四号の規定は、前項の認可について準用する。

（倉庫の構造及び設備）

第十二条　倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその構造及び設備が第五条第四号の基準に適合するように維持しなければならない。

2　運輸大臣は、営業に使用する倉庫の構造又は設備が第五条第四号の基準に適合していないと認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めて当該倉庫を修理し、若しくは改造し、又は保管する物品の種類を変更すべきことを命ずることができる。

（倉庫証券の発行）

第十三条　倉庫証券は、運輸大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。

2　運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

一　当該業務を適確に遂行するに必要な経験又は能力を有すること。

二　当該業務を適確に遂行するに足る資力信用を有すること。

3　運輸大臣は、第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。

一　第一項の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

二　法人である場合において、その役員が前号に該

当する者であるとき。

（火災保険に付する義務）

第十四条　前条第一項の許可を受けた倉庫業者（以下「発券倉庫業者」という。）は、倉庫証券を発行する場合においては、寄託者のために当該受寄物を火災保険に付さなければならない。ただし、寄託者が反対の意思を表示した場合又は運輸省令で定める場合は、この限りでない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十五条　倉庫業者が他の倉庫業者とする集荷に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為（以下「協定等」という。）については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定を適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

（協定等の届出）

第十六条　倉庫業者は、前条に規定する協定等をしようとするときは、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（営業の譲渡及び譲受並びに法人の合併）

第十七条　倉庫業者（発券倉庫業者を除く。）が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡したときは、譲受人は、倉庫業者の地位を承継する。

2　倉庫業者（発券倉庫業者を除く。）たる法人の合併があつたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、倉庫業者の地位を承継する。

3　前二項の規定により倉庫業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十八条　発券倉庫業者が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受について運輸大臣の認可を受けたときは、譲受人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

2　発券倉庫業者たる法人と発券倉庫業者でない法人が合併して発券倉庫業者たる法人が存続する場合（発券倉庫業者でない法人が合併して発券倉庫業者たる法人が存続する場合を除く。）において、当該合併について運輸大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

3　第五条並びに第十三条第二項及び第三項の規定は、前二項の認可について準用する。

（相続）

第十九条　倉庫業者が死亡したときは、その相続人は、被相続人たる倉庫業者の地位を承継する。この場合において、相続人は、その旨を被相続人の死亡を知つた日から三十日以内に運輸大臣に届け出なければならない。

2　被相続人が発券倉庫業者である場合においては、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、第十三条第一項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けた日以後についても同様とする。

3　第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

（営業の廃止）

第二十条　倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（営業の停止及び許可の取消）

第二十一条　運輸大臣は、倉庫業者が次の各号の一に該当するときは、三月以内において期間を定めて営業の停止を命じ、又は第三条の許可を取り消すことができる。

一　この法律、この法律に基く処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二　第五条第一号又は第三号に該当することとなつたとき。

三　営業に関し不正な行為をしたとき。

（倉庫証券の発行の停止及び許可の取消）

第二十二条　運輸大臣は、発券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、三月以内において期間を定めて倉庫証券の発行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

（許可等の条件）

第二十三条　許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

2　前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該倉庫業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（聴聞）

第二十四条　運輸大臣は、第六条第二項、第八条第二項、第十二条第二項、第二十一条又は第二十二条の規定による処分をしようとするときは、当該倉庫業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該倉庫業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

（訴願）

第二十五条　この法律の規定により行政官庁のした処分に不服のある者は、訴願をすることができる。

（権限の委任）

第二十六条　この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、海運局長又は陸運局長に行わせることができる。

（報告及び検査）

第二十七条　運輸大臣は、第一条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に倉庫業者の営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第二十八条　第三条の規定に違反して倉庫業を営んだ者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十九条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項、第八条第二項又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者

二　第十三条第一項の許可を受けないで倉庫証券を発行した者

三　第二十一条の規定による営業の停止の処分又は第二十二条の規定による倉庫証券の発行の停止の処分に違反した者

第三十条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項の規定による届出をしないで料金を収受した者

二　第八条第一項の規定による届出をしないで寄託の引受をした者

三　第十一条第一項の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けないでした者

四　第二十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第三十二条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一　第九条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二　第十六条の規定による届出をしないで第十五条に規定する協定等をした者

三　第十七条第三項、第十九条第一項後段又は第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（倉庫業法の廃止）

第二条　倉庫業法（昭和十年法律第四十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

第三条　この法律の施行の際現に旧法第七条ノ二の規定による営業開始の届出をして倉庫業（附則第六条第一項に規定する倉庫業を除く。）を営んでいる者は、この法律の施行の日から三年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三条の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様とする。

2　前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際現に営業に使用している倉庫についての第十二条の規定の適用に関しては、この法律の施行の日から三年間は、同条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

第四条　この法律の施行前に旧法の規定によりした許可、届出その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、この法律の規定によりしたものとみなす。

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、なおその効力を有する。

（適用の特例）

第六条　政令で定める特殊の保管方法を用いて営む倉庫については、当分の間、第三条の規定を適用しない。

2　前項に規定する倉庫業を営む者は、営業の開始の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出をした者は、倉庫業者とみなす。

4　前項の規定により倉庫業者とみなされた者については、第十一条、第十五条、第十六条及び第二十一条の規定は、適用しない。

5　第三項の規定により倉庫業者とみなされた者についての第十二条及び第十八条第三項の規定の適用に関しては、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「運輸省令で定める基準」と、第十八条第三項中「第五条並びに第十三条第二項及び第三項」とあるのは「第十三条第二項及び第三項」とする。

6　第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

（水産業協同組合法の改正）

第七条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項を次のように改める。

4　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二条及び第二十七条の規定は、第一項の場合にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第百二十九条第一項中「倉庫業法第八条第一項」を「倉庫業法第二十七条第一項」に改める。

（中小企業等協同組合法の改正）

第八条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第四項を次のように改める。

4　第一項の場合については、倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二条及び第二十七条（監督）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第百二十九条第一項中「倉庫業法第八条第一項」を「倉庫業法第二十七条第一項」に改める。

（水産業協同組合法等の改正に伴う経過規定）

第十条　改正前の水産業協同組合法第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）中小企業等協同組合法第九条の三第四項（第九条の九第三項において準用する場合を含む。）及び森林法第八十条第四項（第百五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定において準用する旧法第十条の規定によりした処分は、改正後のこれらの規定において準用する第二十二条の規定によりしたものとみなす。

第十一条　改正前の水産業協同組合法第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）中小企業等協同組合法第九条の三第四項及び森林法第八十条第四項（第百五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定において準用する旧法第八条第一項の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・農林・通商産業・運輸大臣署名）

法律第百二十二号（昭三一・六・一）

◎漁港法の一部を改正する法律

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の五」に改める。

第三条第二号ヘ中「水産倉庫」の下に「、野積場」を加える。

第五条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、指定の内容の軽微な変更で、農林大臣があらかじめ漁港審議会の議を経て定める基準に適合するものについては、漁港審議会の議を経ることを要しない。

第十七条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の漁港の整理計画の変更は、前二項に規定する手続に準じて行うものとする。

第二十二条第一項に次のただし書を加える。

但し、漁港修築計画の軽微な変更で農林省令で定める基準に適合するものについては、この限りでない。

第二十二条第二項ただし書中「及び軽微な事項である場合」を削り、同条に次の一項を加える。

3　国以外の漁港修築事業の施行者は、漁港修築計画につき第一項但書に規定する軽微な変更をしたときは、遅滞なく当該変更に係る事項を農林大臣に届け出なければならない。

第二十四条の四第一号中「又は停止の許可を受けたとき」を「若しくは停止の許可を受けたとき、又は同条第三項の規定による届出をしたとき」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国の施行する漁港修築事業によって生じた土地等の管理及び処分）

第二十四条の五　国が施行する漁港修築事業によって生じた土地又は工作物は、農林大臣が政令で定めるところにより管理し、又は処分する。

2　農林大臣は、政令の定めるところにより、前項の土地又は工作物で漁港施設であるものの管理を漁港管理者に委託することができる。

3　農林大臣が第一項の土地又は工作物を漁港管理者に譲渡する場合の譲渡の対価は、漁港管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする。

第二十五条第一項中「又は当該漁港を地区内に有する水産業協同組合」を削り、同条第二項中「又は水産業協同組合」を削る。

第二十六条中「漁港管理計画及びこれを実施するために必要な」を削る。

第二十七条第一項中「漁港管理者は、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議させるために」を「第三種漁港の漁港管理者は」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「漁港管理者は、漁港管理計画の設定」を「第三種漁港及び第二項の規定により漁港管理会を設置した漁港の漁港管理者は」に改め、同条中同項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　第三種漁港以外の漁港の漁港管理者は、漁港に、漁港管理会を置くことができる。

3　漁港管理会は、漁港管理者の諮問に応じ、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議する。

第二十八条第二項中「又は水産業協同組合の代表者（代表者が数人ある場合には、その数人のうち漁港管理者の指定する者）」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十四条の見出し中「漁港管理計画及び」を削り、同条第一項中「漁港管理計画又は漁港管理規程の設定若しくは」を「漁港管理規程の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第三十四条第三項中「漁港管理計画及び」を削り、同条第四項中「模範漁港管理計画例及び」を削る。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（漁港台帳）

第三十六条の二　漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。

2　漁港台帳に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第三十七条第一項ただし書中「漁港管理計画若しくは」を削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第三十九条第一項ただし書中「漁港管理計画若しくは」を削り、同条第四項ただし書中「第一種漁港」の下に「又は第二種漁港」を加える。

第四十六条第二号中「第二十二条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

附則第三項中「この法律施行後」を「第三種漁港については」に、「第二十七条第三項」を「第二十七条第五項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二十五条及び第二十八条第二項の改正規定は、昭和三十二年一月一日から施行する。

第一条　この法律は、家畜市場等における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少限度の規制並びに産地家畜市場の再編整備を促進するために必要な措置を定めることによって、家畜の流通の円滑を図り、もって畜産の振興に寄与する

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十三号（昭三一・六・一）

◎家畜取引法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　家畜市場についての登録（第三条―第十一条）
第三章　家畜市場についての規制（第十二条―第十八条）
第四章　産地家畜市場の再編整備（第十九条―第二十六条）
第五章　雑則（第二十七条―第三十二条）
第六章　罰則（第三十三条―第三十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、家畜市場等における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少限度の規制並びに産地家畜市場の再編整備を促進するために必要な措置を定めることによって、家畜の流通の円滑を図り、もって畜産の振興に寄与する

ことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「家畜」とは、牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。

2 この法律において「家畜取引」とは、家畜の売買又は交換をいう。

3 この法律において「家畜市場」とは、家畜取引のために開設される市場であつて、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場されるものをいう。

4 この法律において「産地家畜市場」とは、家畜が生産される地域内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において家畜を生産する農業者がその生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう。

第二章 家畜市場についての登録

（登録）

第三条 家畜市場は、その所在地を管轄する都道府県知事の行う登録を受けた者でなければ開設し、又は運営してはならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、農林省令で定める手続により、業務規程を定め、これを登録申請書に添え、その家畜市場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 家畜市場の位置

二 取り扱う家畜の種類

三 開場の期日及び時間

四 家畜取引の開始前及び終了後に公表する事項並びに公表の方法

五 家畜取引の方法

六 徴収する料金の種類及び金額並びに徴収の方法

七 予納金に関する事項

八 代金及び交換差金の決済の方法

九 家畜の受渡の方法

十 仲立業者に関する事項

十一 違約の場合の処置

十二 その他農林省令で定める事項

（登録の基準）

第五条 都道府県知事は、第三条の登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。

一 第十八条の規定により登録が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの

二 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第七条第二項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消の日から二年を経過しないもの

三 禁錮以上の刑に処せられた者又はこの法律、家畜商法若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の規定に違反して罰金に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

四 法人で、当該業務を執行する役員のうちに前三号の一に該当する者があるもの

五 家畜市場を開設し、及び運営するのに必要な資力信用を有しない者

（登録簿）

第六条 第三条の登録は、家畜市場登録簿に次の各号に掲げる事項を登載して行うものとする。

一 登録を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 登録を受ける者が法人である場合にあつては、その代表者及び当該業務を執行する役員の氏名

三 家畜市場の名称

四 登録年月日

五 業務規程

（登録証の交付等）

第七条 都道府県知事は、第三条の登録をしたときは、遅滞なく、当該登録を受けた者に対し、登録番号及び前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

2 都道府県知事は、第五条の規定により登録をしない旨を決定したときは、遅滞なく、その申請者に対し、登録をしない理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。

（登録証の備付）

第八条 第三条の登録を受けた者（以下「開設者」という。）は、家畜市場を開場する場合には、登録証を当該家畜市場内に備え付けて置かなければならない。

（届出等）

第九条 開設者は、第六条各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事に、変更があつた事項及び変更の年月日を届け出るとともに、変更のあつた事項が登録証の記載事項に該当する場合にあつては、その書換交付を申請しなければならない。

2 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。

第十条 開設者は、家畜市場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 開設者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人（開設者たる法人の解散が合併によるときは、その業務を執行する役員であつた者、破産によるときは、その破産管財人）は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の失効）

第十一条 次の各号の一に該当するときは、第三条の登録は、その効力を失う。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 家畜市場の位置を他の都道府県の区域内に移転したとき。

第三章 家畜市場についての規制

（公表事項）

第十二条 開設者は、家畜市場において家畜取引の目的物とする家畜につき、その家畜取引が開始されるまでに、年齢、性別その他農林省令で定める事項を公表しなければならない。

2 開設者は、家畜市場の開場日における毎日の家畜取引の頭数及び価格を、農林省令で定めるところにより、その翌日までに公表しなければならない。

（獣医師による検査）

第十三条 開設者は、家畜市場の開場日には、当該家畜市場に獣医師を配置し、家畜取引の当事者の要求があるときは、いつでもその獣医師に家畜が疾病にかかつているかどうかの検査を行わせなければならない。

（施設の基準）

第十四条 一年間に農林省令で定める日数以上開場する家畜市場においては、開設者は、農林省令で定める基準に適合する構造の施設を設けなければならない。

（家畜の売買の方法）

第十五条 家畜市場において行う家畜の売買については、せり売又は入札の方法によらなければならない。ただし、特殊な資質を有する家畜の売買を行う場合その他せり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認められる場合であつて、開設者が農林

省令で定める手続により都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた場合においては、この限りでない。

（代金等の決済）

第十六条 家畜市場において行う家畜取引に係る売買代金又は交換差金の決済は、当該家畜市場の業務規程で定めるところにより、開設者を経てしなければならない。

2 前項の決済に関する事務は、開設者自ら行わなければならない。

（不正行為の禁止）

第十七条 家畜市場において家畜の買入を行おうとする者は、家畜市場における家畜のせり売又は入札につき、公正な価格が成立することを阻害する目的で、又は不正の利益を得る目的で、談合してはならない。

（登録の取消等）

第十八条 都道府県知事は、開設者が第五条第一号から第五号までの一に該当するに至つたときは、第三条の登録を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、開設者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めて当該家畜市場の開場の停止を命じ、又は第三条の登録を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令又は業務規程に違反したとき。

二 特別の理由がなく引き続き一年以上当該家畜市場を開場しないとき。

第四章 産地家畜市場の再編整備

（市場再編整備地域の指定）

第十九条 都道府県知事は、家畜が生産される地域であつて、その区域内に開設されている産地家畜市場の数がその区域内における家畜の生産状況及び取引状況からみて過当であり、その区域における畜産の振興を図るためにはこれらの産地家畜市場の再編整備を行うことが必要であると認められる一定の区域を、当該産地家畜市場の開設者からの申請に基いて、市場再編整備地域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その区域が次に掲げる要件を備え、かつ、次条第一項の市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業経営の安定の目的に照らして必要かつ適当であり、かつ、その再編整備の目標を達成する見込が確実であると認められる場合でなければ、してはならない。

3 前条の規定は、第一項の承認をしようとする場合に準用する。

（指定の手続）

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、第十九条第一項の規定による指定をしようとするときは、農林省令で定める手続により、指定をしようとする区域及び市場再編整備計画につき、関係地方公共団体及び家畜の生産者又は家畜商の組織する法人で当該再編整備に利害関係を有するものの意見を聞いた上、農林大臣に申請してその承認を受けなければならない。

（市場再編整備計画の変更）

第二十二条 市場再編整備計画に基いて再編整備を行う産地家畜市場の開設者は、その市場再編整備計画を変更しようとするときは、第二十条第一項及び第四項の例により都道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、変更後の市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業経営の安定の目的に照らして必要かつ適当であり、かつ、その再編整備の目標を達成する見込が確実であると認められる場合でなければ、してはならない。

3 前条の規定は、第一項の承認をしようとする場合に準用する。

（指定の解除）

第二十三条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合には、市場再編整備地域の指定を解除しなければならない。

一 市場再編整備計画に基いて再編整備を行う産地家畜市場の開設者のすべてから当該市場再編整備地域の指定の解除の申請があつたとき。

二 市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた再編整備の目標が達成されたとき。

三 市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた再編整備の目標を達成することができないと認められるとき。

（指定等の告示）

第二十四条 第十九条第一項の規定による指定及び前条の規定による指定の解除は、告示をもつてしなければならない。

2 都道府県知事は、第十九条第一項の規定による指定に係る前項の告示をする際、あわせて当該市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた第二十条第二項第一号から第四号までの事項を告示しなければならない。

第二章 家畜市場の再編整備

（再編整備計画）

第五条 家畜市場の再編整備を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した再編整備計画を作成しなければならない。

一 再編整備の目標

二 再編整備により存続し、又は新設する産地家畜市場の名称及び位置並びに存続の場合においては開設者、新設の場合においてはその産地家畜市場に係る第三条の登録を受けるべき者の氏名又は名称及び住所

三 再編整備により廃止する産地家畜市場の名称及び位置、開設者の氏名又は名称及び住所並びに廃止の時期

四 再編整備の目標を達成するのに要する期間

五 再編整備により存続し、又は新設する産地家畜市場の事業目論見

六 再編整備により存続し、又は新設する産地家畜市場の業務規程案その他業務運営の方法

七 その他農林省令で定める事項

3 前項第四号の期間は、当該再編整備の目標を達成するために必要な最短の期間としなければならない。

4 産地家畜市場の開設者は、他の産地家畜市場の開設者との間に第一項の規定による協議がととのわないときは、農林省令で定める手続により、都道府県知事に対し、助言、あつせんその他必要な援助を求めることができる。

3　都道府県知事は、前項の規定により告示した事項につき、第二十二条第一項の規定による変更の承認をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を告示しなければならない。

（開設等の制限）

第二十五条　都道府県知事は、前条第一項の規定により第十九条第一項の指定に係る告示をした場合において、前条第二項の規定により合わせて告示した市場再編整備計画に定められた第二十条第二項第四号の期間（その期間につき前条第三項の規定により変更の告示をしたときはその変更後の期間）内に、当該市場再編整備地域の区域内において産地家畜市場を開設しようとする者から第三条の登録の申請があつたときは、当該市場再編整備計画に基いて開設される場合及び当該申請に係る産地家畜市場が開設されるとしても当該市場再編整備計画に定める再編整備の目標を達成するために支障がないと認められる場合を除き、その登録を拒否しなければならない。

第二十六条　産地家畜市場の開設者は、市場再編整備地域の区域内にその産地家畜市場の位置を移転しようとするときは、農林省令で定める手続により都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2　前項の許可は、申請に係る産地家畜市場の位置が当該市場再編整備地域の区域内に移転してその運営が行われるとしても当該市場再編整備計画に定める再編整備の目標を達成するために支障がないと認められる場合でなければ、してはならない。

第五章　雑則

（臨時市場）

第二十七条　家畜取引のために臨時に市場を開こうとする者は、開場の日の三週間前までに、農林省令で定める手続により、次に掲げる事項を当該市場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　市場を開こうとする者の氏名又は名称及び住所

二　市場の位置

三　取り扱う家畜の種類

四　開場の期日及び時間

五　家畜取引の方法

六　その他農林省令で定める事項

2　第十二条の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条中「家畜市場」とあるのは、「第二十七条第一項の規定による届出に係る市場」と読み替えるものとする。

（売買等に係る書類の交付）

第二十八条　家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約（家畜市場及び前条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るものを除く。）に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。ただし、その契約の相手方が家畜取引を業とする者である場合は、この限りでない。

（報告及び検査）

第二十九条　農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者又は第二十七条第一項の規定による届出をした者に対し、その業務又は家畜取引の状況に関し報告をさせることができる。

2　農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、開設者の事務所、家畜市場又は第二十七条第一項の規定による届出に係る市場に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

3　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（異議の申立）

第三十条　この法律の規定による都道府県知事の処分に対し不服がある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した文書をもつて、都道府県知事に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、この限りでない。

第三十一条　都道府県知事は、前条の異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　第二項の聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十二条　都道府県知事は、前項の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その旨を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章　罰則

第三十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条又は第十七条の規定に違反した者

二　虚偽又は不正の事実に基いて第三条の登録を受けた者

三　第十八条第二項の規定による開場の停止命令に違反した者

四　第二十六条第一項の規定に違反して産地家畜市場の位置を移転した者

第三十四条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第十二条（第二十七条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条又は第十四条の規定に違反した者

二　第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十五条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項又は第十六条第一項の規定に違反した者

二　第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第二十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十六条　第八条又は第二十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2　この法律の施行の際現に開設されている家畜市場についてその運営を行つている者は、この法律の施行後九十日間は、第三条の登録を受けないで、引き続き当該家畜市場の運営を行うことができる。その

者が次項の規定に基き第四条第一項の規定により第三条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

3　前項に規定する者は、この法律の施行の際現に開設されている家畜市場を引き続き運営しようとするときは、この法律の施行後九十日以内に第四条第一項の規定により第三条の登録の申請をしなければならない。

4　第二項に規定する家畜市場については、同項の規定により第三条の登録を受けないで運営が行われる間は、第十五条の規定は、適用しない。

5　家畜商法の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「この法律又は家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）」を「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）若しくは家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）」に、「罰金以上」を「罰金」に、「一年」を「二年」に改める。

6　この法律施行の際現に家畜商法第三条の免許を受けている者であつて、この法律の施行により、前項の規定による改正後の同法第四条第二号の規定に該当するに至つたものについては、同法第七条第一項の規定にかかわらず、その該当するに至つたことを理由とする当該免許の取消は行わないものとする。

（農林・内閣総理大臣署名）

法律第百二十四号（昭三一・六・二）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（参法）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四を次のように改める。

第十一条の四　六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間に、議員の任期が満限に達し又は衆議院が解散されたときは、その満限に達した日又は解散の日に在職する議長、副議長及び議員の秘書は、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したものとみなし、前二条の期末手当及び勤勉手当を受ける。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百二十五号（昭三一・六・二）

◎建設業法の一部を改正する法律

建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　建設工事の請負契約（第十八条―第二十五条）」を「第三章　建設工事の請負契約（第十八条―第二十四条）　第三章の二　建設工事の請負契約に関する紛争の処理（第二十五条―第二十五条の二十四）」に、「建設業審議会」を「中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会」に、「第二十五条―第二十五条の二十四」を「第二十五条―第三十九条」を「第三十九条の二」に改める。

第二十四条を削り、第二十五条を第二十四条とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　建設工事の請負契約に関する紛争の処理

（建設工事紛争審査会の設置）

第二十五条　建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会を設置する。

2　建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、この法律の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争（以下「紛争」という。）につきあつせん、調停及び仲裁（以下「紛争処理」という。）を行う権限を有する。

3　審査会は、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）及び都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）とし、中央審査会は、建設省に、都道府県審査会は、都道府県に置く。

（審査会の組織）

第二十五条の二　審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。

2　委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、中央審査会にあつては建設大臣が、都道府県審査会にあつては都道府県知事が任命する。

3　中央審査会及び都道府県審査会にそれぞれ会長を置き、委員の互選により選任する。

4　会長は、会務を総理する。

5　会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

（委員の任期等）

第二十五条の三　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

4　委員は、非常勤とする。

（委員の欠格条項）

第二十五条の四　次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

（委員の解任）

第二十五条の五　建設大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

2　建設大臣又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当するときは、その委員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

（会議及び議決）

第二十五条の六　審査会の会議は、会長が招集する。

2　審査会は、会長又は第二十五条の二第五項の規定により会長を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長が決する。

（特別委員）

第二十五条の七　紛争処理に参与させるため、審査会に、特別委員を置くことができる。

2　特別委員の任期は、一年とする。

3　第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項及び第四項、第二十五条の四並びに第二十五条の五の規定は、特別委員について準用する。

4　この法律に規定するもののほか、特別委員に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県審査会の委員等の一般職に属する地方公務員たる性質）

第二十五条の八　都道府県審査会の委員及び特別委員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十四条、第六十条第二号及び第六十二条の規定の適用については、同法第三条第二項に規定する一般職に属する地方公務員とみなす。

（管轄）

第二十五条の九　中央審査会は、第二十五条の十五第二項に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

一　当事者の双方が建設大臣の登録を受けた建設業者であるとき。

二　当事者の双方が建設業者であつて、登録をした行政庁を異にするとき。

三　当事者の一方のみが建設業者であつて、建設大臣の登録を受けたものであるとき。

2　都道府県審査会は、次の各号に掲げる場合における紛争処理について管轄する。

一　当事者の双方が当該都道府県の知事の登録を受けた建設業者であるとき。

二　当事者の一方のみが建設業者であつて、当該都道府県の知事の登録を受けたものであるとき。

3　前二項の規定にかかわらず、当事者は、双方の合意によつて管轄審査会を定めることができる。

（紛争処理の申請）

第二十五条の十　審査会に対する紛争処理の申請は、政令の定めるところにより、書面をもつて、中央審査会に対するものにあつては建設大臣を、都道府県審査会に対するものにあつては当該都道府県知事を経由してこれをしなければならない。

（あつせん又は調停の開始）

第二十五条の十一　審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、あつせん又は調停を行う。

一　当事者の双方又は一方から、審査会に対しあつせん又は調停の申請がなされたとき。

二　公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものに関する紛争につき、審査会が職権に基き、あつせん又は調停を行う必要があると決議したとき。

（あつせん）

第二十五条の十二　審査会によるあつせんは、あつせん委員がこれを行う。

2　あつせん委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3　あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

（調停）

第二十五条の十三　審査会による調停は、三人の調停委員がこれを行う。

2　調停委員は、委員又は特別委員のうちから、事件ごとに、審査会の会長が指名する。

3　審査会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

4　審査会は、調停案を作成し、当事者に対しその受諾を勧告することができる。

5　前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

（あつせん又は調停をしない場合）

第二十五条の十四　審査会は、紛争がその性質上あつせん若しくは調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせん若しくは調停の申請をしたと認めるときは、あつせん又は調停をしないものとする。

（仲裁の開始）

第二十五条の十五　審査会は、紛争が生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、仲裁を行う。

一　当事者の双方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

二　この法律による仲裁に付する旨の合意に基き、当事者の一方から、審査会に対し仲裁の申請がなされたとき。

2　中央審査会は、前項の規定により仲裁を行うほか、第二十五条の十九第一項の規定により異議の申立があつたときは、中央審査会に対し仲裁の申請があつたものとみなして、当該異議の申立に係る事件につき仲裁を行う。

（仲裁）

第二十五条の十六　審査会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行う。

2　仲裁委員は、委員又は特別委員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、審査会の会長が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員又は特別委員のうちから審査会の会長が指名する。

3　仲裁委員のうち少くとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4　審査会の行う仲裁については、この法律に別段の定がある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第八編（仲裁手続）の規定を適用する。

（文書及び物件の提出）

第二十五条の十七　審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該請負契約に関する文書又は物件を提出させることができる。

2　審査会は、相手方が正当な理由なく前項に規定する文書又は物件を提出しないときは、当該文書又は物件に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

（立入検査）

第二十五条の十八　審査会は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の占有する工事現場その他事件に関係のある場所に立ち入り、紛争の原因たる事実関係につき検査をすることができる。

2　審査会は、前項の規定により検査をする場合においては、当該仲裁委員の一人をして当該検査を行わせることができる。

3　審査会は、相手方が正当な理由なく第一項に規定する検査を拒んだときは、当該事実関係に関する申立人の主張を真実と認めることができる。

（異議の申立）

第二十五条の十九　都道府県審査会の行った仲裁判断に対しては、当事者は、書面をもつて当該都道府県審査会に対し異議の申立をすることができる。

2　前項の規定による異議の申立は、当事者が仲裁判断の送達を受けた日から二週間以内にしなければならない。

3　前項に規定する期間内に異議の申立があつたときは、第一項の仲裁判断は、その効力を失う。

4　第二項に規定する期間内に異議の申立がないときは、第一項の仲裁判断は、確定判決と同一の効力を有する。

5　都道府県審査会は、第一項の規定による異議の申立があつたときは、当該異議の申立の書面及び仲裁判断の記録を中央審査会に送付するとともに、異議の申立のあつた旨を相手方に対し通知しなければならない。

（調停又は仲裁の手続の非公開）

第二十五条の二十　審査会の行う調停又は仲裁の手続は、公開しない。ただし、審査会は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。

（紛争処理の手続に要する費用）

第二十五条の二十一　紛争処理の手続に要する費用は、当事者が当該費用の負担につき別段の定をしないときは、各自これを負担する。

2　審査会は、当事者の申立に係る費用を要する行為については、当事者に当該費用を予納させるものとする。

3　審査会が前項の規定により費用を予納させようとする場合において、当事者が当該費用の予納をしないときは、審査会は、前項の行為をしないことができる。

（申請手数料）

第二十五条の二十二　紛争処理の申請をする者は、政令の定めるところにより、申請手数料を納めなければならない。

2　前項の規定による申請手数料は、紛争処理を中央審査会が行う場合においては国の収入とし、都道府県審査会が行う場合においては当該都道府県の収入とする。

（紛争処理状況の報告）

第二十五条の二十三　中央審査会は、建設大臣に対し、都道府県審査会は、当該都道府県知事に対し、建設省令の定めるところにより、紛争処理の状況について報告しなければならない。

（政令への委任）

第二十五条の二十四　この章に規定するもののほか、紛争処理の手続及びこれに要する費用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第二項及び第二十九条中「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会には」を削る。

「**第六章**　建設業審議会」を「**第六章**　中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（中央建設業審議会の設置及び目的）

第三十三条　他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設大臣の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、建設省に、中央建設業審議会を設置する。

第三十四条第一項中「建設業審議会」を「中央建設業審議会及び都道府県建設業審議会」に改める。

第三十五条の見出しを「（中央建設業審議会の組織）」に改め、同条第一項中「委員二十五人以内」を「委員二十人以内」に改め、「都道府県建設業審議会は委員二十人以内をもつて」を削り、同条第二項中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改め、「中央建設業審議会にあつては」を削り、「都道府県建設業審議会にあつては、都道府県知事が建設大臣の承認を得て、命じ、又は委嘱する。」を「任命する。」に改め、同条第三項中「命じ、又は委嘱する」を「任命する」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（準用規定）

第三十六条　第二十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに第二十五条の四の規定は、中央建設業審議会の委員について準用する。この場合において、第二十五条の三第一項又は第二項中「委員」とあるのは、「関係各庁の職員のうちから任命された委員を除く他の委員」と読み替えるものとする。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

第三十八条の見出しを「（中央建設業審議会の会長）」に改め、同条第一項及び第二項中「及び都道府県建設業審議会」を削る。

第三十九条中「建設業審議会」を「中央建設業審議会」に改める。

第六章中第三十九条の次に次の一条を加える。

（都道府県建設業審議会）

第三十九条の二　都道府県知事の諮問に応じ建設業の改善に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県建設業審議会を設置することができる。

2　都道府県建設業審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第四十四条中「第二十四条第二項及び」を削る。

第四十九条第二号中「第二十四条第二項」を「第二十五条の十三第三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建設省設置法の改正）

2　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中

中央建設業審議会	に諮り、調査審議させて建設大臣の諮問に応じ建設業に関する重要事項を調査し、及び建設大臣の諮問に応じ建設業に関する重要事項を調査し、及び建設大臣に対し建設業に関する重要事項について意見を述べること。（昭和二十四年法律第百十三号）

を

中央建設業審議会	に諮り、調査審議させて建設大臣の諮問に応じ建設業に関する重要事項を調査し、及び建設大臣の諮問に応じ建設業に関する重要事項について意見を述べること。（昭和二十四年法律第百十三号）
中央建設工事紛争審査会	調停、仲裁及び建設工事の請負契約に関する紛争につきあつせんを行うこと。

に改める。

（内閣総理・法務・建設大臣署名）

法律第百二十六号（昭三一・六・四）

◎労働保険審査官及び労働保険審査会法

目次

第一章　労働保険審査官
　第一節　設置（第一条―第六条）
　第二節　審査等の手続（第七条―第二十四条）
第二章　労働保険審査会
　第一節　設置及び組織（第二十五条―第三十七条）
　第二節　再審査の手続（第三十八条―第五十一条）
第三章　罰則（第五十二条―第五十四条）
附則

第一章　労働保険審査官

第一節　設置

（労働保険審査官）

第一条　労働保険審査官（以下「審査官」という。）は、労働者災害補償保険審査官及び失業保険審査官とする。

（設置）

第二条　労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十五条第一項及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）第三十二条第一項の規定による審査の事務をつかさどらせるため、各都道府県労働基準局に置く。

2　失業保険審査官は、失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第四十条第一項の規定による審査の事務のほか、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十六条第一項の規定による審査及び仲裁の事務をつかさどる。

第二節　審査等の手続

（管轄審査官）

第七条　労働者災害補償保険法第三十五条第一項又はけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による審査の請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県労働基準局に置かれた労働者災害補償保険審査官に対してするものとする。

2　失業保険法第四十条第一項の規定による審査の請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県に置かれた失業保険審査官に対してするものとする。

（請求の期間）

第八条　審査の請求は、請求人が原処分のあつたことを知つた日から六十日以内にしなければならない。

ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

（請求の方式）

第九条　審査の請求は、政令で定めるところにより、文書又は口頭ですることができる。

（却下）

第十条　審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

（補正）

第十一条　審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができるものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならない。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

2　審査官は、請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査の請求を却下することができる。

（移送）

第十二条　審査の請求が管轄違であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、かつ、その旨を請求人に通知しなければならない。

2　事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査の請求があつたものとみなす。

（関係者に対する通知等）

第十三条　審査官は、審査の請求を受理したときは、原処分をした行政庁、審査の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この章において「利害関係者」という。）及び当該審査官の属する都道府県労働基準局又は都道府県につき第五条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2　前項の通知を受けた者は、審査官に対して事件につき意見を述べることができる。

（原処分の執行の停止等）

第十四条　審査の請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。

2　審査官は、いつでも、前項ただし書の執行の停止を取り消すことができる。

3　執行の停止及び執行の停止の取消は、文書によつて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

4　審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、請求人及び利害関係者に通知しなければならない。

（審理のための処分）

第十五条　審査官は、審理を行うため必要な限度において、請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立により又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一　請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三　鑑定人に鑑定させること。

四　事件の関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五　労働者災害補償保険法第三十五条第一項又はけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による審査の請求の場合において、当該労働者に対して審査官の指定する医

師の診断を受けるべきことを命ずること。

2　審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を嘱託することができる。

3　第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4　請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第五号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5　第一項及び第二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（費用の弁償）

第十五条　前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

（審査手続の受継）

第十六条　請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が、審査の手続を受け継ぐものとする。

（本案の決定）

第十七条　審査官は、審理を終えたときは、審査の請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す決定又は審査の請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

（決定の方式）

第十八条　決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行わなければならない。

2　審査官は、請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に決定書の謄本を送付しなければならない。

（決定の効力発生時期）

第十九条　決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

（決定の拘束力）

第二十条　決定は、関係行政庁を拘束する。

（審査会への諮問）

第二十一条　審査官は、決定をしようとするときは、あらかじめ、審査会に事件を諮問しなければならない。

（決定の変更等）

第二十二条　決定の変更及び更正については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十六条第一項（決定の変更）及び第四十七条第一項（決定の更正）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審査庁」とあるのは「審査官」と、「審理員」とあるのは「審査官」と、「弁明書」とあるのは「審査請求人」と、「処分庁等」とあるのは「参加人」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第二十三条　この章に定めるもののほか、審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

（審査及び仲裁の手続）

第二十四条　第十三条の規定は、労働者災害補償保険審査官が第六条の審査又は仲裁の請求を受理した場合について準用する。

2　前項に定めるもののほか、第六条の審査及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　労働保険審査会

第一節　設置及び組織

（設置）

第二十五条　労働者災害補償保険法第三十五条第一項、失業保険法第四十条第一項及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による再審査の事務をつかさどらせるため、労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第二十六条　審査会は、委員三人をもつて組織する。

（委員の任命）

第二十七条　委員は、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で、両議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、両議院の事後の承認を受けることができないときは、内閣総理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

（任期）

第二十八条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

3　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（職権の行使）

第二十九条　委員は、独立してその職権を行う。

（身分保障）

第三十条　委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一　禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二　禁錮以上の刑に処せられたとき。

三　審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

（罷免）

第三十一条　内閣総理大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

（会長）

第三十二条　審査会に会長を置く。会長は、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3　審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（会議）

第三十三条　審査会は、会長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（給与）

第三十四条　委員の給与は、別に法律で定める。

（特定行為の禁止）

第三十五条　委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二　内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

（関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名）

第三十六条　労働大臣は、労働者災害補償保険制度、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護制度及び失業保険制度ごとに、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各二人を、関係団体の推薦により指名するものとする。

（庶務）

第三十七条　審査会の庶務は、労働大臣官房で処理する。

第二節　再審査の手続

（請求の期間等）

第三十八条　再審査の請求は、第十九条第二項の決定書の謄本が送付された日から六十日以内にしなければならない。

2　第八条ただし書の規定は、前項の期間について準用する。

3　再審査の請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。

（請求の方式）

第三十九条　再審査の請求は、政令で定めるところにより、文書でしなければならない。

（関係者に対する通知）

第四十条　審査会は、再審査の請求を受理したときは、原処分をした行政庁、再審査の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この章において「利害関係者」という。）及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

（参加）

第四十一条　審査会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、利害関係者を当事者として再審査の手続に参加させることができる。

2　審査会は、前項の規定により利害関係者を再審査の手続に参加させるときは、あらかじめ、当事者及び当該利害関係者の意見を聞かなければならない。

（審理期日及び場所）

第四十二条　審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

（審理の公開）

第四十三条　審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立があつたときは、公開しないことができる。

（審理の指揮）

第四十四条　審理の指揮は、会長が行う。

（意見の陳述等）

第四十五条　当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見を述べることができる。

2　第三十六条の規定により指名された者は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

（審理のための処分等）

第四十六条　審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立により又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一　当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三　鑑定人に鑑定させること。

四　事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五　必要な調査を官公署、学校その他の団体に嘱託すること。

六　労働者災害補償保険法第三十五条第一項又はけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による再審査の請求の場合において、当該労働者に対して審査会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

2　審査会は、委員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3　第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする委員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4　当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第六号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査会は、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5　第十五条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

6　第十六条の規定は、第一項第一号若しくは第三号又は第二項の規定による処分があつた場合について準用する。

（調書）

第四十七条　審査会は、審理期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2　当事者及び第三十六条の規定により指名された者は、前項の調書を閲覧することができる。

（合議）

第四十八条　裁決は、審査会の合議による。

2　前項の合議は、公開しない。

（未案の裁決）

第四十九条　審査会は、審理を終えたときは、再審査の請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す裁決又は再審査の請求の全部若しくは一部を棄却する裁決をしなければならない。

2　審査の請求を不適法として却下した審査官の決定を取り消すときは、審査会は、事件を審査官に差しもどさなければならない。

3　前項の場合のほか、審査会が審査官の決定を取り消す場合であつて、事件についてなお審査官による審査をする必要があると認めるときは、審査会は、事件を審査官に差しもどすことができる。

（準用規定）

第五十条　第十条、第十一条、第十四条、第十七条及び第十九条から第二十二条までの規定は、審査会が行う再審査の手続について準用する。この場合において、これらの規定中「審査」とあるのは「再審査」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、第十七条中「請求人」とあるのは「当事者」

と、第十九条及び第二十一条中「第十三条第一項」とあるのは「第四十条」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第五十一条　この章に定めるもののほか、審査会及び再審査の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　罰則

第五十二条　第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査の手続における請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査の手続における当事者は、この限りでない。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査の手続における請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査の手続における当事者は、この限りでない。

一　第十五条第一項第一号若しくは第二項又は第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二　第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分に違反して物件を提出しない者

三　第十五条第一項第三号又は第四十六条第一項第三号の規定による鑑定に際し虚偽の鑑定をした者

第五十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第五十二条又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。ただし、第五条中関係団体の推薦に係る部分、第二十七条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分及び第三十六条中関係団体の推薦に係る部分は、公布の日から施行する。

（委員の任命手続の特例）

2　第二十七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員の任命について準用する。

（委員の任期の特例）

3　この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第二十八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

（他の法律の改正）

4　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　労働保険審査会に関すること。

第十一条中「労働基準監督官研修所」を「労働基準監督官研修所」に改める。

労働保険審査会

第十三条の前に次の一条を加える。

（労働保険審査会）

第十二条の四　労働保険審査会の組織、所掌事務及び権限は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の定めるところによる。

第十三条第一項の表中

「失業保険審査会	失業保険金の支給その他失業保険に関する失業保険審査官の決定について不服の申立を審査するとともに、失業保険料その他失業保険法の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に対する訴願を審査すること。」

を削る。

第十六条第一項の表中

「労働者災害補償審査会	労働者の業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他労働基準法の定める災害補償の実施に関する異議の申立を審査又は仲裁すること。」

及び

「労働者災害補償保険審査会	労働者災害補償保険の保険給付及びけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の規定による給付に関する決定についての不服の申立を審査すること。」

を削る。

5　労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「保険審査官」を「労働者災害補償保険審査官」に、「労働者災害補償保険審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者」を「労働保険審査会に再審査を請求し、その裁決に不服のある者」に改め、同条第二項中「審査」を「審査又は再審査」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

第三十八条及び第三十九条　削除

第四十条を次のように改める。

第四十条　訴の提起、第三十五条の二の審査の請求又は訴願は、裁決書の交付又は処分若しくは決定の通知を受けた日から六十日以内に、これをしなければならない。この場合において、審査の請求については、訴願法第八条第三項の規定を準用する。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

6　失業保険法の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「失業保険審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者」を「労働保険審査会に再審査を請求し、その裁決に不服のある者」に改め、同条第二項中「審査」を「審査又は再審査」に改める。

第四十一条　削除

第四十二条第一項中「失業保険審査官」を「労働者災害補償保険審査官」に、「同条の労働者災害補償保険審査会に審査を請求し、その決定に不服がある者」を「労働保険審査会に再審査を請求し、その裁決に不服がある者」に改め、同条第二項中「審査」を「審査又は再審査」に改め、同条に次の一項を加える。

被保険者の資格の得喪の確認に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基く失業保険金の支給に関する処分についての不服の理由とすることができない。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第四十二条第二項を削る。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

第四十三条及び第四十四条　削除

第四十五条前段中「審査の請求」を削り、同条後段を削る。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第五十三条第八号及び第五十四条第二号中「第四十一条第二項又は」を削る。

7　けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「労働者災害補償保険法第三十五条の保険審査官」を「労働者災害補償保険審査官」に、「同条の労働者災害補償保険審査会に審査を請求し、その決定に不服がある者」を「労働保険審査会に再審査を請求し、その裁決に不服がある者」に改め、同条第二項中「審査」を「審査又は再審

査」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

8　第三十六条前段中「審査の請求若しくは」を削る。

第三十七条中「第三十二条若しくは」を削る。

労働基準法の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定により審査若しくは仲裁の請求があつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。

第八十六条の見出しを削り、同条第一項中「労働者災害補償審査会」を「労働者災害補償保険審査官」に改める。

9　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の二の次に次の一号を加える。

十二の三　労働保険審査会の委員

別表第一中「社会保険審査会の委員長及び委員」を「社会保険審査会の委員長及び委員　労働保険審査会の委員長及び委員」に改める。

（従前の手続の効力）

10　この法律の施行前に、改正前の労働者災害補償保険法、改正前のけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法若しくは改正前の失業保険法又はこれらの法律に基く命令の規定により、保険審査官又は失業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続でこの法律に相当する規定のあるものは、政令で定めるところにより、この法律の規定により労働者災害補償保険審査官又は失業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

11　この法律の施行前に、改正前の労働者災害補償保険法、改正前のけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法若しくは改正前の失業保険法又はこれらの法律に基く命令の規定により、保険審査官がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続でこの法律に相当する規定のあるものは、政令で定めるところにより、この法律の規定により労働者災害補償保険審査官又は失業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

12　この法律の施行前に、改正前の労働基準法第八十六条の規定により労働者災害補償審査会がした審査又は仲裁の請求の受理その他の行為は、改正後の労働基準法第八十六条の規定により労働者災害補償保険審査官がした審査又は仲裁の請求の受理その他の行為とみなす。

（訴訟に関する経過措置）

13　労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、審査会が受け継いだものとみなす。

14　第十一項又は前項の規定により審査会を被告として労働者災害補償保険審査会がした違法な処分の取消又は変更を求める訴については、行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第四条の規定にかかわらず、その処分をした労働者災害補償保険審査会の所在した地の裁判所の専属管轄とする。

15　労働者災害補償審査会を被告とする訴訟で、この

法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、当該労働者災害補償審査会が置かれていた都道府県労働基準局の労働者災害補償保険審査官が受け継いだものとみなす。

（従前の行為に対する罰則の適用）

16　この法律の施行前にした改正前の労働者災害補償保険法又は改正前の失業保険法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

（内閣総理・大蔵・労働大臣署名）

法律第百二十七号（昭三一・六・四）

◎特定物資輸入臨時措置法

（定義）

第一条　この法律において「特定物資」とは、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基く輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定により輸入が制限されるため、本邦における需給の不均衡が著しく大となり、その輸入により通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずると認められる物資であつて、政令で定めるものをいう。

（特別輸入利益の納付等）

第二条　特定物資の輸入について輸入貿易管理令第九条第一項の外貨資金の割当（以下単に「外貨資金の割当」という。）を受けた者は、政令で定めるところにより、その割当の申請の際におけるその者の輸入価額に適正な利潤及び諸掛の額を加えた額と国内販売価額との差額と見積額（以下「特別輸入利益」という。）を政令で定める期日までに国庫に納付しなければならない。

2　特定物資の輸入について外貨資金の割当を受ける者は、政令で定めるところにより、担保を提供しなければならない。

3　通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を行うときは、その物資の輸入によつて生ずべき利益を適正かつ確実に納付させることができるように、その割当を行わなければならない。

（納付義務の免除）

第三条　通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が次の各号に掲げる事故により前条第一項の政令で定める期日までに当該特定物資の全部又は一部を輸入することができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その輸入することができないと認める特定物資の価額に応じ、前条第一項の規定により納付すべき特別輸入利益の額の全部又は一部を免除することができる。

一　外国の輸出の制限又は禁止

二　外国の戦乱又は革命

三　前二号に準ずる事故であつて、政令で定めるもの

（担保の返還等）

第四条　通商産業大臣は、次に掲げる場合は、政令で

法律第百二十八号（昭三二・六・五）

◎余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律

余剰農産物資金融通特別会計法（昭和三十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「借入資金の償還金及び利子」の下に「、一時借入金の利子」を加える。

第十二条の見出しを「（借入資金の負担）」に改め、同条第二項を削る。

第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

（一時借入金）

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

2　前項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

3　第一項の規定による一時借入金の限度額について

は、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第十四条 借入資金の償還金及び利子、前条第一項の規定による一時借入金の利子並びに借入資金の償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三条、第十三条及び第十四条の規定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百二十九号（昭三二・六・五）

◎特定物資納付金処理特別会計法

（設置）

第一条 特定物資輸入臨時措置法（昭和三十一年法律第百二十七号）の規定による納付金（以下「特定物資納付金」という。）をもつて産業投資特別会計からの投資の財源に充てるための同会計への繰入に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、通商産業大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、特定物資納付金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、第四条の規定による産業投資特別会計への繰入金、事務取扱費及び附属諸費をもつてその歳出とする。

（産業投資特別会計への繰入金）

第四条 この会計においては、毎会計年度における歳入の収納済額から当該年度における事務取扱費及び附属諸費の支出済額と第十一条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額を控除した残額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作成）

第五条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第六条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第五条に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（歳入歳出決定計算書の作成）

第八条 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定

計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（余裕金の預託）

第十条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

（支出未済額の繰越）

第十一条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十二条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、特定物資輸入臨時措置法の施行の日から施行し、昭和三十一年度分の予算から適用する。

2 特定物資輸入臨時措置法附則第三項の規定による寄附金は、第三条の規定の適用については、特定物資納付金とみなす。

3 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金」を「、米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金及び緊要物資輸入基金特別会計からの繰入金」に改める。

第三条中「及び緊要物資輸入基金特別会計」を廃止する法律（昭和二十九年法律第六号）附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金」を「、緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律（昭和二十九年法律第六号）附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金並びに第四条に規定する特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改める。

第四条中「特別減税国債の発行に因る収入金」の下に「、特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を加える。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号及び第六号中「輸出保険特別会計」の下に「、特定物資納付金処理特別会計」を加える。

第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 特定物資納付金処理特別会計の経理を行うこと。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

◎繊維工業設備臨時措置法

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 登録（第二条―第二十三条）
第三章 過剰設備の処理（第二十四条―第三十一条）
第四章 繊維工業設備審議会（第三十二条―第三十九条）
第五章 雑則（第四十条―第四十六条）
第六章 罰則（第四十七条―第五十条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、繊維製品の正常な輸出の発展に寄与するため、繊維工業設備に関する規制を行うことによつて、繊維工業の合理化を図ることを目的とする。

第二章 登録

（登録）

第二条 精紡機（リング精紡機、キャップ精紡機、フライヤー精紡機、ミュール精紡機及びポット精紡機をいう。以下同じ。）は、繊維工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、糸（別表第一に掲げるものをいう。以下同じ。）の製造の用に供してはならない。ただし、特殊の構造を有するため糸の製造の能率が著しく高い精紡機であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

2 クリップ式織物幅出機、ピン式織物幅出機、クリップ式織物幅出乾燥機、ピン式織物幅出乾燥機及び羽二重ロール（以下「織物幅出機」と総称する。）は、繊維工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、織物（別表第二に掲げるものをいう。以下同じ。）の精練、漂白、染色又は整理（以下「加工」と総称する。）の用に供してはならない。ただし、特殊の構造を有するため織物の加工の能率が著しく高い織物幅出機であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

（登録の区分）

第三条 前条の登録は、精紡機にあつては別表第三に掲げる精紡機の区分により、織物幅出機にあつては別表第四に掲げる織物幅出機の区分により行うものとする。

2 同一の精紡機又は織物幅出機については、前項の規定による登録の区分（以下単に「登録の区分」という。）の二以上について前条の登録を受けることができない。

第四条 第二条第一項の登録を受けた精紡機は、その登録を受けた登録の区分に係るもの以外の糸の製造の用に供してはならない。ただし、試験的に製造の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第二条第二項の登録を受けた織物幅出機は、その登録を受けた登録の区分に係るもの以外の織物の加工の用に供してはならない。ただし、試験的に加工の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

（繊維工業設備台帳）

第五条 繊維工業設備台帳は、通商産業省に備える。

（既存設備による糸の製造又は織物の加工）

第六条 この法律の施行の時において現に精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供するため設置している者は、この法律の施行の日から二

十日間は、第二条の規定にかかわらず、同条の登録を受けないで、その精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができる。その精紡機又は織物幅出機について次条第一項の登録申請書を提出した場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

（既存設備の登録）

第七条 前条に規定する者は、この法律の施行の時において現に糸の製造又は織物の加工の用に供するため設置している精紡機又は織物幅出機について第二条の登録を受けようとするときは、この法律の施行の日から二十日以内に、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 精紡機又は織物幅出機の種類及び型式並びに精紡機にあつては錘の数、織物幅出機にあつては通商産業省令で定める部分の長さ（以下「働き長さ」という。）

二 登録の区分

三 氏名又は名称及び住所

四 精紡機又は織物幅出機の設置の場所

2 前項の登録申請書には、権原に基いて精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができることを証する書面を添附しなければならない。

3 精紡機又は織物幅出機の所有者以外の者が提出する第一項の登録申請書には、その区分の登録を受けることについて所有者の同意を得たことを証する書面を添附しなければならない。

第八条 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理したときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

（新規登録を認める数の公告）

第九条 通商産業大臣は、毎年少くとも一回、繊維工業設備審議会の意見をきいて、昭和三十五年度における繊維製品の需給状況及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機の数に基き、登録の区分ごとにその区分について新たに第二条の登録を受けることができる精紡機又は織物幅出機の数を定め、これを公告しなければならない。

2 前項の数は、次の各号に区別して定めなければならない。

一 第二条の登録を受けていない精紡機又は織物幅出機

二 当該登録の区分以外の区分について第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機

3 前項第二号の精紡機又は織物幅出機の数は、現に登録を受けている登録の区分ごとに区別して定めなければならない。

4 第一項の数は、精紡機にあつては錘の数の合計、織物幅出機にあつては働き長さの合計をもつて表示しなければならない。

5 第一項の規定による公告においては、次条第一項の仮登録申請書を提出すべき期間として一月以上の期間を定めておかなければならない。

（仮登録）

第十条 前条第一項の規定による公告があつた場合において、第二条の登録を受けようとする者は、前条第五項の期間内に、第七条第一項に掲げる事項及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受けようとする場合はその登録を受けた登録の区分を記載した仮登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第七条第三項の規定は、第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその所有者以外の者が

前項の仮登録申請書を提出する場合に準用する。

第十一条 通商産業大臣は、前条第一項の仮登録申請書を受理した場合において、その精紡機又は織物幅出機が第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、仮登録をしなければならない。

2 通商産業大臣は、第九条第二項第一号又は第三項の規定による区別ごとに、前項の規定により仮登録をすべき精紡機又は織物幅出機の錘の数又は働き長さの合計がその区別について第九条第一項の規定により公告した精紡機又は織物幅出機の錘の数又は働き長さの合計をこえるときは、公正な方法でくじを行い、仮登録をすべきものを定めなければならない。

3 第一項の仮登録は、繊維工業設備台帳に前条第一項に規定する事項及び仮登録の年月日を記載することによつて行う。

4 通商産業大臣は、第一項の仮登録をしたときは、前条第一項の仮登録申請書を提出した者に対し、その旨を通知しなければならない。

（新規登録）

第十二条 前条第一項の仮登録を受けて精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機について同項の仮登録を受けた者は、その仮登録を受けた精紡機又は織物幅出機について第二条の登録を受けようとするときは、前条第四項の規定による通知を受けた日から通商産業省令で定める期間を経過する時までに、第七条第一項に掲げる事項及び第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受けようとする場合はその登録番号を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十三条 通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理したときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

2 通商産業大臣は、第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について前項の登録をするには、従前の登録を抹消しなければならない。

（代替登録）

第十四条 第二条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機に代えて精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機をもつて同条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機に代えた者は、その精紡機又は織物幅出機についてその現に登録を受けている区分の登録を受けようとするときは、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項

二 現に登録を受けている精紡機又は織物幅出機の登録番号

2 第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機若しくは織物幅出機に代えて精紡機若しくは織物幅出機を設置した者又はその設置した精紡機若しくは織物幅出機をもつて同項の規定による届出に係る精紡機若しくは織物幅出機に代えた者は、その精紡機又は織物幅出機について同条第二項の規定による登録の抹消前に受けていた区分の登録を受けようとするときは、その届出をした日から通商産業省令で定める期間を経過する時までに、次の事項を記載した登録申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項

二　第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機又は織物幅出機の登録番号

三　第二十条第一項の規定による届出をした年月日

3　第一項の登録申請書には、権原に基いて第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができることを証する書面を添附しなければならない。

4　第二項の登録申請書には、権原に基いて第二十条第一項の規定による届出に係る精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供することができたことを証する書面を添附しなければならない。

5　第七条第二項の規定は、第一項又は第二項の場合に準用する。

第十五条　通商産業大臣は、前条第一項又は第二項の登録申請書を受理したときは、その精紡機又は織物幅出機を検査し、その精紡機又は織物幅出機が次の各号に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

一　従前の精紡機又は織物幅出機の錘の数若しくはその合計又は働き長さ若しくはその合計の範囲内であること。

二　第八条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

三　織物幅出機にあつては、その種類が従前の織物幅出機の種類と同一であること。

2　前項第三号の規定の適用については、クリップ式織物幅出機とピン式織物幅出機と、クリップ式織物幅出乾燥機とピン式織物幅出乾燥機とは、それぞれ同一の種類とみなす。

3　通商産業大臣は、前条第一項の登録申請書を受理した場合において、第一項の登録をするには、従前の登録を抹消しなければならない。

第十六条　第八条、第十三条第一項又は前条第一項の登録は、繊維工業設備台帳に第七条第一項に掲げる事項、登録の年月日及び当該精紡機又は織物幅出機について定める登録番号を記載することによつて行う。

（登録の標識）

第十七条　通商産業大臣は、第八条、第十三条第一項又は第十五条第一項の登録をしたときは、当該精紡機又は織物幅出機に通商産業省令で定める標識を取り付けなければならない。

2　通商産業大臣は、第十三条第二項、第十五条第三項若しくは第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき、又は第二十一条の規定により登録を取り消したときは、当該精紡機又は織物幅出機に取り付けてある前項の標識を取りはずさなければならない。

3　第二条の登録を受けた者は、第一項の標識が滅失し、又は汚損したときは、通商産業大臣に届け出て、新しい標識の取付を受けることができる。

（登録の効力の承継）

第十八条　第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機を譲り受け、又は借り受けて、これを糸の製造又は織物の加工の用に供する者は、その精紡機又は織物幅出機について同条の登録を受けた者の地位を承継する。

2　第二条の登録を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その登録を受けた精紡機又は織物幅出機についてその者の地位を承継する。

第十九条　第二条の登録を受けた者は、第七条第一項第三号又は第四条に掲げる事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出な

ければならない。

2　前条の規定により第二条の登録を受けた者の地位を承継した者は、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3　通商産業大臣は、前二項の規定による届出があつたときは、繊維工業設備台帳の記載を変更しなければならない。

（滅失の届出）

第二十条　第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機が滅失したときは、十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2　通商産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その精紡機又は織物幅出機の登録を抹消しなければならない。

（登録の取消等）

第二十一条　通商産業大臣は、第二条の登録を受けた者が第四条の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその精紡機若しくは織物幅出機を糸の製造若しくは織物の加工の用に供することを停止すべき旨を命ずることができる。

（繊維工業設備台帳の謄本等）

第二十二条　何人も、通商産業大臣に対し、繊維工業設備台帳の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（省令への委任）

第二十三条　この章に定めるもののほか、登録の手続、繊維工業設備台帳の様式その他登録に関する手続的事項については、通商産業省令で定める。

第三章　過剰設備の処理

（共同行為の指示）

第二十四条　通商産業大臣は、毎年少くとも一回、繊維工業設備審議会の意見をきいて、昭和三十五年度における繊維製品の需給状況及び第二条の登録を受けた精紡機若しくは織物幅出機の数又は中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号）第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基く生産設備の制限に関する命令により登録を受けた織機の数に基き、必要な資金の額、一般消費者及び関連事業者に対する影響その他の事情を参酌して、糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供さないように廃棄、格納その他の方法により処理すべき精紡機、織物幅出機又は織機の数を定め、精紡機、織物幅出機若しくは織機を糸若しくは織物の製造又は織物の加工の用に供している者に対し、その処理に関する共同行為を実施すべきことを指示しなければならない。

2　前項の規定による指示は、精紡機又は織物幅出機にあつては登録の区分ごとに、織機にあつては中小企業安定法第二十九条第一項又は第二項の規定に基く生産設備の制限に関する命令の別ごとに行う。

3　第一項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。

（共同行為の期間及び内容）

第二十五条　前条第三項の共同行為をすべき期間は、一年以内とする。

2　前条第三項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

二　不当に差別的なものでないこと。

三　当該共同行為の指示を受けた者に係る事業の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

（共同行為の指示の変更等）

第二十六条　通商産業大臣は、第二十四条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、そ

二十七条、第三十条（第三項を除く。）、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条、第三十八条、第三十九条、第四十一条（第二十九条の四の規定に係る部分を除く。）並びに第四十二条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「第二十九条第二項の規定による命令」とあるのは「繊維工業設備臨時措置法第三十一条第一項の規定による命令」と、第三十一条第一項中「この法律」とあるのは「繊維工業設備臨時措置法第三十条」と読み替えるものとする。

（繊機の過剰設備の処理命令）

第三十一条 通商産業大臣は、調整組合又は調整組合連合会が設備処理規程をもつて繊機の処理を実施した場合において、当該指示に係る繊機を織物の製造の用に供している者で当該設備処理規程の適用を受けないものの事業活動が第一条の目的を達成するのに著しく障害となつており、かつ、次の各号に該当すると認めるときは、繊維工業設備審議会の意見をきいて、当該指示に係る繊機を織物の製造の用に供している者のすべてに対し、当該調整組合又は調整組合連合会の設備処理規程の全部又は一部を指定し、その定に従うべきことを通商産業省令をもつて命ずることができる。

一 当該調整組合又は調整組合連合会（会員たる調整組合を含む。）が、本項の規定による命令に係る設備処理規程を公正かつ能率的に運用するに十分なものであること。

二 当該指示に係る繊機を織物の製造の用に供している者で当該設備処理規程の適用を受けないものの数が、当該指示に係る繊機を織物の製造の用に供している者の総数に比して極めて少い場合であること。

三 当該設備処理規程が、過剰設備の処理に伴う各事業者の負担の公平を確保し、かつ、相当の対価をもつてその処理が行われるような内容のものであること。

2 中小企業安定法第二十九条第三項、第二十九条の三から第二十九条の六まで、第三十条第三項、第三十一条、第三十一条の二、第四十一条中第二十九条の四の規定に係る部分、第四十二条及び第四十三条の規定は、第一項の規定による命令について準用する。

第四章 繊維工業設備審議会

（設置）

第三十二条 通商産業省に、繊維工業設備審議会を置く。

（権限）

第三十三条 繊維工業設備審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、繊維工業設備に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、この法律の実施に伴い繊維機械工業その他の関連事業が受ける影響に対処するための措置（繊維工業設備の更新に関する措置を含む。）について、通商産業大臣に建議することができる。

3 通商産業大臣は、前項の建議があつたときは、これを尊重し、繊維工業設備の更新の措置に係る建議については、当該建議に基き設備の更新に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（組織）

第三十四条 審議会は、委員五十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第三十五条 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び繊維工業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

（任期）

第三十六条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

（勤務）

第三十七条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第三十八条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（省令への委任）

第三十九条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 雑則

（報告の徴収）

第四十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な

の指示を変更し、又は取り消さなければならない。

2 通商産業大臣は、過剰設備の処理が行われたことにより、糸又は織物の価格が著しく高騰し、当該糸若しくは織物若しくはこれらを原料とする繊維製品の輸出貿易を著しく阻害し、又は一般消費者若しくは関連事業者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該糸又は織物の製造業者又は販売業者に対し、当該糸又は織物の販売価格を引き下げるべきことを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告は、告示により行う。

（共同行為の届出）

第三十七条 第二十四条第一項の規定による指示（前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第三十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定

限度において、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供している者に対し、精紡機又は織物幅出機の使用の状況に関し報告をさせることができる。

2　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十四条第一項の規定による指示に従い共同行為をしている者に対し、その共同行為の実施の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十一条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、織物幅出機、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第四十二条　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

納付しなければならない者	金額	
	精紡機	織物幅出機
一　第七条第一項の登録申請書を提出する者	一錘につき五円	働き長さ十メートル又はその端数につき千円
二　第十条第一項の仮登録申請書を提出する者	一件につき六千円に一錘につき三円を加算した額	一件につき六千円に働き長さ十メートル又はその端数につき六百円を加算した額
三　第十二条第一項又は第二項の登録申請書を提出する者	一件につき一万円に一錘につき五円を加算した額	一件につき一万円に働き長さ十メートル又はその端数につき千円を加算した額
四　第十七条第三項の規定により標識の取付を受ける者	一錘につき三円	働き長さ十メートル又はその端数につき六百円
五　第十九条第一項又は第十四条第一項若しくは第二項の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者	一枚につき五百円	
六　第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受ける場合	一件につき五百円	
イ　第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機につき登録を受けた者	一枚につき十円	
ロ　その他の場合	一枚につき十円	
七　繊維工業設備台帳の謄本の交付を請求する者	一件一回につき十円	

（適用除外）

第四十三条　この法律の規定は、国、地方公共団体及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人には、適用しない。

（異議の申立）

第四十四条　この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

第四十五条　通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第四十六条　通商産業大臣は、前条の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章　罰則

第四十七条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二条の規定に違反して、登録を受けないで精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供した者

二　第二十一条の規定による命令に違反した者

三　第三十一条第一項の規定による命令に違反した者

第四十八条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十九条　第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　この法律は、公布の日から五年以内に廃止するものとする。

3　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

「繊維製品品質表示審議会	繊維製品品質表示審議会	繊維製品の品質の表示に関すること。
繊維工業設備審議会	繊維工業設備と。

」を

「繊維製品品質表示審議会	繊維製品の品質の表示に関する重要事項を調査審議すること。
繊維工業設備	繊維工業設備に関する重要事項を調査審議すること。

」に改める。

別表第一

一　綿糸（組成繊維中における綿以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、その引張強さが通商産業省令で定める引張強さ以上のものをいう。以下同じ。）

二　特紡綿糸（組成繊維中における綿以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、これより太い単糸であつて、その引張強さが通商産業省令で定める引張強さ以上のもの（前号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

三　組成繊維中における綿及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつ

て、綿の混用率が十パーセント以上のもの（前二号に掲げるものを除く。）

四　特繊糸（組成繊維中における綿の混用率が十パーセント以上の糸（前三号、第十号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

五　絹紡糸（組成繊維中における絹以外の繊維の混用率が一パーセント以下の絹紡式の糸をいう。以下同じ。）

六　スフ混紡絹紡糸（組成繊維中における絹及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の絹紡式の糸であつて、絹の混用率が十パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

七　絹紡紬糸（組成繊維中におけるブーレット及び繭毛羽以外の繊維の混用率が一パーセント以下の紬糸式の糸をいう。以下同じ。）

八　スフ混紡紬糸（組成繊維中におけるブーレット、繭毛羽及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の紬糸式の糸であつて、ブーレット又は繭毛羽の混用率が十パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

九　梳毛糸（組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下の梳毛式の糸をいう。以下同じ。）

十　梳毛式混紡糸（組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上の梳毛式の糸（前号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

十一　紡毛糸（組成繊維中における毛以外の繊維の混用率が三パーセント以下の紡毛式の糸をいう。以下同じ。）

十二　紡毛式混紡糸（組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上の紡毛式の糸（前号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

十三　麻糸（組成繊維中における亜麻、苧麻及び大麻をいう。以下同じ。）以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。）

十四　麻混紡糸（組成繊維中における麻の混用率が十パーセント以上の糸（第十号、前二号及び第十八号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）

十五　スフ糸（組成繊維中におけるビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸をいう。以下同じ。）

十六　組成繊維中における合成繊維及び酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸

十七　組成繊維中における合成繊維、酢酸繊維及びビスコース繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の糸であつて、合成繊維又は酢酸繊維の混用率が十パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）

十八　組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が三十パーセント以上の糸（前二号に掲げるものを除く。）

別表第二

一　幅十三センチメートル以上の織物（以下単に「織物」という。）であつて、組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上のもの（第四号に掲げるものを除く。）

二　組成繊維中におけるビスコース繊維の短繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の織物

三　組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維以外の繊維の混用率が一パーセント以下の織物

四　組成繊維中における合成繊維又は酢酸繊維の混用率が二十パーセント以上の織物（前号に掲げるものを除く。）

五　前四号に掲げるもの以外の織物

別表第三

一　綿糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

二　特紡綿糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

三　特繊糸、スフ糸又は別表第一第三号若しくは第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

四　絹紡糸、スフ混紡絹紡糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

五　絹紡紬糸、スフ混紡紬糸、スフ糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

六　梳毛糸、梳毛式混紡糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

七　紡毛糸、紡毛式混紡糸、スフ糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

八　麻糸、麻混紡糸又は別表第一第十八号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

九　スフ糸又は別表第一第十七号に掲げる糸の製造の用に供すべきもの

十　別表第一第十六号から第十八号までに掲げる糸の製造の用に供すべきもの

別表第四

一　別表第二第一号、第二号又は第四号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの

二　別表第二第三号、第四号又は第五号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの

三　別表第二第三号又は第四号に掲げる織物の加工の用に供すべきもの

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第百三十一号（昭三一・六・六）

◎へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律

へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

「へい獣処理場」を「へい獣処理場」に、「へい獣」を「へい獣」に、「へい獣取扱場」を「へい獣取扱場」に改める。

第四条中「公衆衛生上不適当である」を「政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合しない」に改める。

第五条中「所有者又は」を削り、同条第二号中「駆除に努めること」を「駆除を十分にすることに改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　臭気の処理を十分にすること。

第六条第一項中「所有者又は管理者」を「設置者若しくは管理者」に改め、「立ち入り、」の下に「その構造設備及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二　都道府県知事は、へい獣処理場の構造設備が第四条の規定に基く政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又はへい獣処理場の管理者が第五条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該へい獣処理場の設置者に対し、期間を定めて、その構造設備を第四条の規定に基く政令で定める基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命じ又はその管理者に対し第五条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

第七条第一項中「所有者」を「設置者」に、「へい獣処理場につき第五条の規定による措置を講じない場合においては」を「前条の規定による命令に違反したときは」に、「又は期間を定めて」を「又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めて」に改め、同条第二項中「当該管理者に」を「当該設置者又は管理者に」に、「当該管理者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会」を「弁明及び有利な証拠の提出の機会」に改める。

第十一条及び第十二条を削り、第十条を第十二条とし、第九条中「千円」を「一万円」に、同条第一号中「第十一条及び第十二条」を「第八条」に、同条第二号中「第十一条及び第十二条」を「第八条及び第九条第六項」に改め、同条に次の一号を加え、同条を第十一条とする。

三　第九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第八条中「六月」を「一年」に、「五千円」を「三万円」に、同条第一号中「第十一条」を「第八条」に、同条第二号中「前条」を「第七条」に、「第十一条及び第十二条」を「第八条及び前条第六項」に改め、同条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

第八条　第二条第二項及び第三条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。

第九条　清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）第四条に規定する特別清掃地域のうち政令で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、次の各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し若しくは収容しようとする者が、その飼養若しくは収容のための施設を設けたとき、又はめん羊、山羊、犬、鶏若しくはあひるを飼養し若しくは収容する施設を設けている者が、その施設で次の第四号から第八号までに掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し若しくは収容することとなつたときは、三十日以内に、厚生省令の定めるところにより、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事に対し、その施設の所在地及びその動物の種類を届け出なければならない。ただし、その届出期間内にその施設を廃止し、又はその施設で飼養し若しくは収容する次の第四号から第八号までに規定する動物の数が当該各号に規定する数に満たないこととなつたときは、この限りでない。

一	牛	一頭
二	馬	一頭
三	豚	一頭
四	めん羊	四頭
五	山羊	四頭
六	犬	十頭
七	鶏（三十日未満のひなを除く。）	百羽
八	あひる（三十日未満のひなを除く。）	五十羽

2　前項の区域が新たに指定された場合において、その指定に係る区域内において指定の際現に同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し又は収容する施設を設けている者は、その指定の日から起算して六十日以内に、同項の届出の例により、都道府県知事に対し、その施設の所在地及びその動物の種類を届け出なければならない。

3　前二項の届出をした者は、当該施設を廃止したとき、又は当該施設で飼養し若しくは収容する第一項第四号から第八号までに掲げる動物の数が当該各号に規定する数に満たないこととなつたときは、三十日以内に、都道府県知事に対しその旨を届け出なければならない。ただし、その届出期間内に再び当該施設を設け、又は当該施設で飼養し若しくは収容する第一項第四号から第八号までに掲げる動物の数が当該各号に規定する数以上となつたときは、この限りでない。

4　前項ただし書の規定に該当することにより同項の届出をすることを要しない場合には、同項ただし書に規定する事由に係る第一項の届出も、また、することを要しない。

5　第一項に規定する区域内において同項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し又は収容する施設の構造設備は、政令で定める公衆衛生上必要な基準に適合するものでなければならない。

6　第五条から第七条までの規定は、前項に規定する施設について準用する。この場合において、第六条の二中「第四条の規定に基く政令で定める基準」とあるのは「第九条第五項の規定に基く政令で定める基準」と、第七条第一項中「その施設の使用の制限若しくは禁止を命ずる」とあるのは「第九条第一項各号に掲げる動物を当該各号に規定する数以上に飼養し若しくは収容するための施設として使用することの制限若しくは禁止を命ずる」と読み替えるものとする。

7　第一項から第五項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に魚介類（魚類を除く。以下同じ。）の肉、皮、骨、臓器等を原料として油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設又は化製場若しくはこれに類する施設に供給するために魚介類の肉、皮、骨、臓器等を貯蔵する施設を設けている者は、この法律の施行の日から起算して六十日間は、この法律による改正後の第八条において準用する第三条第一項の規定にかかわらず、引き続きその施設を経営することができる。

3　前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内にその施設の所在地の都道府県知事に対しその旨を届け出たときは、その者は、この法律による改正後の第八条において準用する第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

（厚生省設置法の一部改正）

4　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十三号中「へい獣処理場」を「へい獣処理場」に改める。

（土地収用法の一部改正）

5　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号中「へい獣処理場」を「へい獣処理場」に改める。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

6　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六

法律第百三十二号（昭三一・六・六）

◎国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律

（国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定）

第一条　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）第九十条の規定による年金のうち次の各号に掲げるものの額は、昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百六十号。以下「年金額改定法」という。）第二条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年四月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

一　公務による傷病を給付事由とする年金　別表に定める障害の等級に対応する年金額

二　公務による死亡を給付事由とする年金　三万二千五円

三　公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の当該傷病以外の事由による死亡を給付事由とする年金　一万八千六百三円

2　次の各号に掲げる年金の額は、年金額改定法第二条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年七月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

一　前項第二号に掲げる年金　三万五千二百四十五円

二　前項第三号に掲げる年金　二万一千四十七円

3　第一項第一号に掲げる年金の基礎となつた障害の程度が、別表に定める四級、五級又は六級に該当するものでそれぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める第三項症以上、第四項症以上又は第五項症以上に相当するものに係る当該年金については、大蔵大臣の定めるところにより、当該障害の程度が別表に定める五級又は六級に該当するものにあつてはそれぞれその一級上位の等級に該当するものとみなし、当該障害の程度が同表に定める四級に該当するものにあつては同表中「四八、〇〇〇円」とあるのは「六五、〇〇〇円」と読み替えて、第一項の規定を適用する。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による公務傷病年金等の額の改定）

第二条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）第六条第一項の規定により改定された年金のうち前条第一項各号に掲げるものの額は、年金額改定法第三条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年四月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

2　前項の年金のうち前条第二項各号に掲げるものの額は、年金額改定法第三条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年七月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

3　前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

（費用負担）

第三条　国庫は、第一条の規定による年金額の改定により増加する費用を負担する。ただし、次の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該共済組合の組合員（共済組合法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く。）のうち国家公務員である者及び次の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて、国庫及び当該団体が負担するものとする。

一　共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合　同法第六十九条第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体

二　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合　日本専売公社

三　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条第二項に規定する共済組合　日本国有鉄道

四　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合　日本電信電話公社

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金の受給者のうち、公務による傷病又は死亡を給付事由とする年金を受ける権利を有するもので、同一の給付事由により、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

3　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百六十号）第三条」を、昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百六十号）第三条又は国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十二号）第二条」に改める。

別表

号）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）中「へい獣取扱場」を「へい獣取扱場」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）、第五十一条第一項及び第五十二条中「へい獣処理場」を「へい獣処理場」に改める。

（厚生・農林・建設・内閣総理大臣署名）

障害の等級	年金額
一級	一二三、〇〇〇円
二級	一〇一、〇〇〇円
三級	八二、〇〇〇円
四級	四八、〇〇〇円
五級	三〇、〇〇〇円
六級	二四、〇〇〇円

備考　障害の等級の区分は、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）別表第二に基いて大蔵大臣が定めたところによる。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百三十三号（昭三一・六・六）

◎昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律

（国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定）

第一条　昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）第九十条の規定による年金（同法第九十四条の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金を含むものとし、公務による死亡を給付事由とする年金及び公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の公務によらない死亡を給付事由とする年金を除く。以下「共済年金」という。）で、その年金額の算定の基準となつている昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百六十号。以下「年金額改定法」という。）別表の仮定俸給（国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十二号。以下「公務傷病年金額改定法」という。）第一条の規定により年金額を改定したものについては、同条の規定による改定前の年金額の算定の基準となつた年金額改定法の仮定俸給とし、同法第一条第三項又は第二条第二項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同法第一条第一項及び第二項又は第二条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給とする。以下この条において「年金額改定法の仮定俸給」という。）が二万九千五百円以下のものについては、昭和三十一年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつている年金額改定法の仮定俸給とそれぞれ対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少いときは、従前の年金額をもつて改定年金額とする。

3　第一項の規定により年金額を改定された年金のうち共済組合法第九十四条の二の規定により退職年金又は遺族年金とみなされる年金を受ける者（遺族年金を受ける子及び孫を除く。）については、その者が六十歳に達するまでは、改定年金額と従前の年金額との差額の支給を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者が六十歳に達する月をもつて、その二人以上の者が六十歳に達する月とみなす。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定）

第二条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）第六条の規定により改定された年金又は同法第七条の二の規定により支給される年金のうち、共済年金に相当するもので、その年金額の算定の基準となつている年金額改定法別表の仮定俸給（公務傷病年金額改定法第二条の規定により年金額を改定したものについては、同条の規定による改定前の年金額の算定の基準となつた年金額改定法の仮定俸給とし、同法第三条第四項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同条第一項から第三項までの規定による改定前の年金額の算定の基準となつた年金額改定法の仮定俸給とし、同法第三条第四項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額としたものについては、同条第一項から第三項までの規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基準となるべき同法別表の仮定俸給とする。以下この条において「年金額改定法の仮定俸給」という。）が二万九千五百円以下のものについては、昭和三十一年十月分以後、その年金額を、その算定の基準となつている年金額改定法の仮定俸給とそれぞれ対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額に改定する。

2　前条第二項及び第三項並びに特別措置法第六条第二項の規定は、前項の規定による年金額の改定について準用する。

（費用負担）

第三条　国庫は、第一条の規定による年金額の改定により増加する費用を負担する。ただし、次の各号に掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該共済組合の組合員（共済組合法第九十四条第一項各号に掲げる者を除く。）のうち国家公務員である者及び次の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて、国庫及び当該団体が負担するものとする。

一　共済組合法第八十六条第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合　同法第六十九条第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体

二　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合　日本専売公社

三　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条第二項に規定する共済組合　日本国有鉄道

四　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合　日本電信電話公社

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際、特別措置法の規定による年金の受給者のうち、公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有するもので、同一の給付事

由により、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の規定による年金を受ける権利をあわせ有するものについては、この法律は、適用しない。

3　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十二号）第二条」を「、国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十二号）第二条又は昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十三号）第二条」に改める。

別表

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額改定法の仮定俸給	仮定俸給
六、〇〇〇円	六、六五〇円
六、二〇〇	六、九〇〇
六、六五〇	七、四〇〇
七、一五〇	七、九〇〇
七、四〇〇	八、四〇〇
七、六五〇	八、九五〇
七、九〇〇	九、五五〇
八、一五〇	一〇、二五〇
八、四〇〇	一〇、九五〇
八、九五〇	一一、六五〇
九、五五〇	一二、四五〇
一〇、二五〇	一三、一〇〇
一〇、六五〇	一三、七五〇
一一、五五〇	一四、四五〇
一二、〇〇〇	一五、一五〇
一二、四五〇	一五、八五〇
一三、〇〇〇	一六、五五〇
一三、四〇〇	一七、二五〇
一四、〇〇〇	一七、九五〇
一四、六〇〇	一八、六五〇
一五、二〇〇	一九、四〇〇
一五、八〇〇	二〇、一五〇
一六、四〇〇	二〇、九〇〇
一七、一〇〇	二一、六五〇
一七、八〇〇	二二、四五〇
一八、五〇〇	二三、三〇〇
一九、二〇〇	二四、一五〇
二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
二〇、八〇〇	二五、八五〇
二一、六〇〇	二六、七〇〇
二二、四〇〇	二七、五五〇
二三、三〇〇	二八、四〇〇
二四、一〇〇	二九、三〇〇
二四、九〇〇	三〇、二〇〇
二五、七〇〇	三一、一〇〇
二六、六〇〇	三一、九〇〇
二七、四〇〇	三二、七〇〇
二八、三〇〇	三三、五〇〇
二九、二〇〇	三四、三〇〇
三〇、一〇〇	三五、一〇〇
三〇、九〇〇	三五、九〇〇
三一、八〇〇	三六、七〇〇
三二、六〇〇	三七、五〇〇
三三、四〇〇	三八、三〇〇
三四、二〇〇	三九、一〇〇
三五、〇〇〇	三九、九〇〇
三五、八〇〇	四〇、七〇〇
三六、六〇〇	四一、五〇〇
三七、四〇〇	四二、三〇〇
三八、二〇〇	四三、一〇〇
三八、九〇〇	四三、九〇〇
三九、七〇〇	四四、七〇〇
四〇、五〇〇	四五、五〇〇
四一、三〇〇	四六、三〇〇
四二、一〇〇	四七、一〇〇
四二、九〇〇	四七、九〇〇
四三、七〇〇	四八、七〇〇
四四、五〇〇	四九、五〇〇
四五、三〇〇	五〇、三〇〇
四六、一〇〇	五一、一〇〇
四六、九〇〇	五一、九〇〇
四七、七〇〇	五二、七〇〇
四八、五〇〇	五三、五〇〇
四九、三〇〇	五四、三〇〇
五〇、一〇〇	五五、一〇〇
五〇、九〇〇	五五、九〇〇
五一、七〇〇	五六、七〇〇
五二、五〇〇	五七、五〇〇
五三、三〇〇	五八、三〇〇
五四、一〇〇	五九、一〇〇
五四、九〇〇	五九、九〇〇
五五、七〇〇	六〇、七〇〇
五六、五〇〇	六一、五〇〇
五七、三〇〇	六二、三〇〇
五八、一〇〇	六三、一〇〇
五八、九〇〇	六三、九〇〇
五九、七〇〇	六四、七〇〇
六〇、五〇〇	六五、五〇〇
六一、三〇〇	六六、三〇〇
六二、一〇〇	六七、一〇〇
六二、九〇〇	六七、九〇〇
六三、七〇〇	六八、七〇〇
六四、五〇〇	六九、五〇〇
六五、三〇〇	七〇、三〇〇
六六、一〇〇	七一、一〇〇
六六、九〇〇	七一、九〇〇
六七、七〇〇	七二、七〇〇
六八、五〇〇	七三、五〇〇
六九、三〇〇	七四、三〇〇
七〇、一〇〇	七五、一〇〇
七〇、九〇〇	七五、九〇〇
七一、七〇〇	七六、七〇〇
七二、五〇〇	七七、五〇〇
七三、三〇〇	七八、三〇〇
七四、一〇〇	七九、一〇〇
七四、九〇〇	七九、九〇〇
七五、七〇〇	八〇、七〇〇
七六、五〇〇	八一、五〇〇
七七、三〇〇	八二、三〇〇
七八、一〇〇	八三、一〇〇
七八、九〇〇	八三、九〇〇
七九、七〇〇	八四、七〇〇
八〇、五〇〇	八五、五〇〇
八一、三〇〇	八六、三〇〇
八二、一〇〇	八七、一〇〇
八二、九〇〇	八七、九〇〇
八三、七〇〇	八八、七〇〇
八四、五〇〇	八九、五〇〇
八五、三〇〇	九〇、三〇〇
八六、一〇〇	九一、一〇〇
八六、九〇〇	九一、九〇〇
八七、七〇〇	九二、七〇〇
八八、五〇〇	九三、五〇〇
八九、三〇〇	九四、三〇〇
九〇、一〇〇	九五、一〇〇
九〇、九〇〇	九五、九〇〇
九一、七〇〇	九六、七〇〇
九二、五〇〇	九七、五〇〇
九三、三〇〇	九八、三〇〇
九四、一〇〇	九九、一〇〇
九四、九〇〇	九九、九〇〇
九五、七〇〇	一〇〇、七〇〇
九六、五〇〇	一〇一、五〇〇
九七、三〇〇	一〇二、三〇〇
九八、一〇〇	一〇三、一〇〇
九八、九〇〇	一〇三、九〇〇
九九、七〇〇	一〇四、七〇〇
一〇〇、五〇〇	一〇五、五〇〇
一〇一、三〇〇	一〇六、三〇〇
一〇二、一〇〇	一〇七、一〇〇
一〇二、九〇〇	一〇七、九〇〇
一〇三、七〇〇	一〇八、七〇〇
一〇四、五〇〇	一〇九、五〇〇
一〇五、三〇〇	一一〇、三〇〇
一〇六、一〇〇	一一一、一〇〇
一〇六、九〇〇	一一一、九〇〇
一〇七、七〇〇	一一二、七〇〇
一〇八、五〇〇	一一三、五〇〇
一〇九、三〇〇	一一四、三〇〇
一一〇、一〇〇	一一五、一〇〇
一一〇、九〇〇	一一五、九〇〇
一一一、七〇〇	一一六、七〇〇
一一二、五〇〇	一一七、五〇〇
一一三、三〇〇	一一八、三〇〇
一一四、一〇〇	一一九、一〇〇
一一四、九〇〇	一一九、九〇〇
一一五、七〇〇	一二〇、七〇〇
一一六、五〇〇	一二一、五〇〇
一一七、三〇〇	一二二、三〇〇
一一八、一〇〇	一二三、一〇〇
一一八、九〇〇	一二三、九〇〇
一一九、七〇〇	一二四、七〇〇
一二〇、五〇〇	一二五、五〇〇
一二一、三〇〇	一二六、三〇〇
一二二、一〇〇	一二七、一〇〇
一二二、九〇〇	一二七、九〇〇
一二三、七〇〇	一二八、七〇〇
一二四、五〇〇	一二九、五〇〇
一二五、三〇〇	一三〇、三〇〇

第一条第一項又は第二条第一項に規定する年金額の算定の基準となつている これらの規定に規定する年金額改定法の仮定俸給が六、〇〇〇円未満五、七〇〇円以上の場合において、六、五〇円を、その仮定俸給が五、七〇〇円未満の場合においては、その仮定俸給の一・一六六倍に相当する金額（一円未満の端数は、切り捨てる）を仮定俸給とし、当該年金額改定法の仮定俸給のうち六、〇〇〇円以上二九、五〇〇円未満に該当するものについては、この表の上欄に掲げられていないものについては、その直近多額の仮定俸給に対応するこの表の仮定俸給による。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百三十四号（昭三一・六・六）

◎公共企業体職員等共済組合法（参法）

目次

第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　運営審議会（第十条・第十一条）
第三章　組合員（第十二条―第十五条）
第四章　給付
第一節　通則（第十六条―第三十条）
第二節　短期給付（第三十一条―第四十七条）
第三節　長期給付（第四十八条―第六十二条）
第五章　福祉事業（第六十三条）
第六章　掛金及び負担金（第六十四条―第六十六条）
第七章　審査会（第六十七条―第七十一条）
第八章　会計（第七十二条―第七十六条）
第九章　雑則（第七十七条―第八十七条）
第十章　罰則（第八十八条・第八十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、公共企業体の職員等の福利厚生を図るため、公共企業体の職員等の共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて公共企業体の円滑な企業経営に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「公共企業体」とは、次に掲げるものをいう。

一　日本専売公社
二　日本国有鉄道
三　日本電信電話公社

2　この法律において「総裁」、「副総裁」、「理事」、「役員」及び「職員」とは、それぞれ日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）又は日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）に規定する総裁、副総裁、理事、役員及び職員をいう。

（組合の設置、名称等）

第三条　各公共企業体ごとに、それぞれ共済組合（以下「組合」という。）を設け、日本専売公社に設けられるものを専売共済組合、日本国有鉄道に設けられるものを国鉄共済組合、日本電信電話公社に設けられるものを日本電信電話公社共済組合と称する。

2　組合は、法人とする。

（組合の管理）

第四条　総裁は、組合を代表し、組合の業務を執行する。

2　副総裁は、総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、総裁及び副総裁を補佐して組合の業務を執行し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

第五条　総裁は、組合員のうちから、組合の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第六条　総裁は、組合の業務を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。

2　前項の運営規則は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3　運営規則には、別に定めるもののほか、次に掲げる事項を規定するものとする。

一　組合員に関する事項

二　掛金に関する事項
三　資産の管理その他財務に関する事項
四　運営審議会及び審査会に関する事項
五　組合の業務を執行する権限の一部を委任する場合においては、その委任に関する事項
六　その他組合の業務執行に関して必要な事項

（組合の住所）

第七条　組合は、主たる事務所を東京都に置く。

2　組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（非課税）

第八条　組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

（無裁証明）

第九条　組合又はこの法律に基いて給付を受けるべき者は、その行う給付又はその受ける給付に関し必要な範囲内において、国、市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百八十二条第一項の特別区にあつては、区長）又はその代理者に対し、無料で証明をもとめることができる。

第三章　運営審議会

（運営審議会）

第十条　組合の業務の適正な運営を図るため、組合に運営審議会を置く。

2　運営審議会は、十人以内の委員をもつて組織する。

3　委員は、組合員のうちから、総裁が任命する。

4　総裁は、前項の規定により委員を任命する場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、相当の注意を払わなければならない。

第十一条　次に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない。

一　運営規則のうち第六条第三項第一号から第四号までに掲げる事項に関する部分の制定及び改廃
二　組合の毎事業年度の予算及び決算
三　重要な財産の処分又は重大な義務の負担

2　前項に定める事項のほか、運営審議会は、総裁の諮問に応じて組合の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき総裁に建議することができる。

第四章　給付

第一節　通則

（組合員の給付）

第十六条　組合は、この法律の定めるところにより、組合員の病気、負傷、分娩、死亡、災害若しくは休業又は被扶養者の病気、負傷、分娩若しくは死亡に関し第二節に規定する短期給付を、組合員の退職（第十四条第二号に規定する事由をいう。以下同じ。）、廃疾又は死亡に関し第三節に規定する長期給付を行う。

（給付額の算定方法）

第十七条　給付額の算定の基準となるべき俸給は、給付事由が発生した当時（給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職当時）の掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給とし、その十二倍に相当する金額をもつて俸給年額、その三十分の一（第三十一条第十一号から第十三号までに掲げる給付にあつては、二十五分の一）に相当する金額をもつて俸給日額とする。

2　給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

（支払未済の給付の受給者の特例）

第十八条　遺族年金及び遺族一時金以外の給付を受ける権利を有する組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から第二十七条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2　遺族年金及び遺族一時金を受ける権利を有する組合員であつた者の遺族が死亡した場合において、当該遺族が支給を受けることができた給付で当該遺族が支払を受けなかつたものがあるときは、第二十五条から第二十七条までの規定に準じて、これを当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

（給付金からの控除）

第十九条　組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金（家族埋葬料に係るものを除く。）又はその者の遺族に支給すべき給付金（埋葬料に係るものを除く。）があり、かつ、その者が組合に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

（給付の制限）

（役職員）

第十二条　役員及び職員（臨時に使用される者を除く。以下同じ。）（以下「役職員」という。）は、すべて組合員とする。

2　役職員となつた者は、役職員となつた日から組合員の資格を取得する。

（役職員以外の者）

第十三条　役職員以外の公共企業体に使用される者及び組合に使用される者で運営規則の定めるものは、運営規則の定めるところにより、組合員となる。

（組合員の資格の喪失）

第十四条　組合員は、次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

一　死亡したとき。
二　役職員及び前条の規定による運営規則の定める者でなくなつたとき。

（組合員期間）

第十五条　組合員である期間（以下「組合員期間」という。）は、組合員の資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

は遺族一時金を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

（被扶養者）

第二十四条　この章において「被扶養者」とは、組合員の直系尊属、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び組合員と同一の世帯に属する者で、主としてその収入により生計を維持するものとする。

（遺族）

第二十五条　この法律において「遺族」とは、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当する場合に限るものとする。

一　夫、父母又は祖父母については、五十五歳以上であるか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

二　子又は孫については、十八歳未満でまだ婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）していないか、又は別表第四若しくは別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

2　組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

（遺族の順位）

第二十六条　給付を受けるべき遺族の順位は、前条第一項に掲げる順序とする。

2　前項の場合において、父母については養父母を先にして実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にして実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3　先順位者となることができる者が後順位者より、又は同順位者となることができる者がその他の同順位者である者より後に生ずるに至つたときは、前二項の規定はその時から適用する。

（同順位者が二人以上ある場合の給付）

第二十七条　前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人数によつて等分して支給する。

2　前項の規定により年金である給付を等分して受ける同順位者のうち、その権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人数によつてその年金を等分して支給する。

（時効）

第二十八条　この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については二年間、その他の給付については五年間、時効により消滅する。

2　前項の時効は、この法律の規定により給付の支給を停止する期間は、進行しない。

（給付を受ける権利の保護）

第二十九条　この法律に基く給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国民金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

（損害賠償の請求権）

第三十条　組合は、給付事由が第三者の行為によつて発生したときは、当該給付事由に対して行うべき給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者（給付事由が組合員の被扶養者について発生した場合にあつては、当該被扶養者を含む。以下次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2　前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付を行う責を免かれる。

第二節　短期給付

（短期給付の種類）

第三十一条　この法律による短期給付は、次の通りとする。

一　療養及び療養費
二　家族療養費
三　分娩費
四　配偶者分娩費
五　哺育手当金
六　埋葬料
七　家族埋葬料
八　弔慰金
九　家族弔慰金
十　災害見舞金
十一　傷病手当金
十二　出産手当金
十三　休業手当金

（療養）

第三十二条　組合員が業務によらないで病気にかかり、又は負傷したときは、組合は、次に掲げる療養を行う。

一　診察
二　薬剤又は治療材料の支給
三　処置、手術その他の治療
四　病院又は診療所への収容
五　看護
六　移送

2　前項第五号及び第六号の療養は、組合が必要と認めた場合に限り、行うものとする。

（療養及び療養費）

第三十三条　組合員が前条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、次の各号に定めるところによる。

一　組合の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、その費用を負担する。

二　公共企業体の経営する医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、当該医療機関にその費用を支払う。

三　組合員の療養について組合が契約している医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ六の規定に基き厚生大臣の定める基準（以下この条において「厚生大臣の定める基準」という。）を参酌して運営規則で定める基準の範囲内で当該医療機関にその費用を支払う。ただし、組合は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を組合員に支払わせることができる。

四　保険医又は保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ三の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。）からこれを受けることができる。この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支払う。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支払わなければならない。

2　組合は、療養を行うことが困難であると認めたとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前項各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医

師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養費として、厚生大臣の定める基準の範囲内で、その費用を組合員に支給することができる。ただし、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額については、その支給を受けることができない。

3　組合員が保険医又は保険薬剤師から前条第一項第一号から第四号までの療養を受け、その費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払つたときは、組合は、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて、療養費として第一項第四号の規定に従つて計算した費用を組合員に支給するものとする。

（家族療養費）

第三十四条　被扶養者が第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条（同条第一項第三号ただし書及び第四号ただし書並びに同条第二項ただし書を除く。）の規定に従つて負担し、支払い、又は支給しなければならない費用の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

2　組合員がその資格を喪失した際、療養又は療養費若しくは家族療養費を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基く共済組合の組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による船員保険（以下「船員保険」という。）の被保険者で組合員でないものを含む。以下この節において同じ。）の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

（分娩費及び配偶者分娩費）

第三十七条　組合員が分娩したときは、分娩費として俸給の一月分に相当する金額を支給する。

2　組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分娩したときも、前項と同様とする。ただし、資格喪失後分娩するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分娩費を支給しない。

3　被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩したときは、配偶者分娩費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

（哺育手当金）

第三十八条　組合員又は被扶養者である配偶者（次項において準用する前条第二項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩し、かつ、哺育する場合においては、哺育手当金として分娩の日から引き続き六月間哺育している期間一月につき四百円を支給する。

2　第三十二条第二項の規定は、被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受ける場合において組合が負担し、支払い、又は支給すべき金額の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

（保険医又は保険薬剤師の療養担当）

第三十五条　保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及び被扶養者の療養を行わなければならない。

（給付の支給期間）

第三十六条　療養並びに療養費及び家族療養費の支給は、同一人に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより発生した病気については、これらの給付（国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定によるこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき以後は行われない。

2　組合員がその資格を喪失した際、療養又は療養費若しくは家族療養費を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基く共済組合の組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険の被保険者で組合員でないものを含む。以下この節において同じ。）の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

（分娩費及び配偶者分娩費）

第三十七条　組合員が分娩したときは、分娩費として俸給の一月分に相当する金額を支給する。

2　組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分娩したときも、前項と同様とする。ただし、資格喪失後分娩するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分娩費を支給しない。

3　被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩したときは、配偶者分娩費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

（哺育手当金）

第三十八条　組合員又は被扶養者である配偶者（次項において準用する前条第二項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩し、かつ、哺育する場合においては、哺育手当金として分娩の日から引き続き六月間哺育している期間一月につき四百円を支給する。

2　第三十二条第二項の規定は、被扶養者が同条第一項第五号及び第六号の療養を受けようとする場合に準用する。この場合において、組合は、組合員がその療養を受ける場合において組合が負担し、支払い、又は支給すべき金額の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

（保険医又は保険薬剤師の療養担当）

第三十五条　保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員及び被扶養者の療養を行わなければならない。

（給付の支給期間）

第三十六条　療養並びに療養費及び家族療養費の支給は、同一人に係る同一の病気又は負傷及びこれらにより発生した病気については、これらの給付（国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定によるこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後三年を経過したとき以後は行われない。

2　組合員がその資格を喪失した際、療養又は療養費若しくは家族療養費を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基く共済組合の組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険の被保険者で組合員でないものを含む。以下この節において同じ。）の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

（分娩費及び配偶者分娩費）

第三十七条　組合員が分娩したときは、分娩費として俸給の一月分に相当する金額を支給する。

2　組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分娩したときも、前項と同様とする。ただし、資格喪失後分娩するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分娩費を支給しない。

3　被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩したときは、配偶者分娩費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

（哺育手当金）

第三十八条　組合員又は被扶養者である配偶者（次項において準用する前条第二項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩し、かつ、哺育する場合においては、哺育手当金として分娩の日から引き続き六月間哺育している期間一月につき四百円を支給する。

3　組合員が保険医又は保険薬剤師から前条第一項第一号から第四号までの療養を受け、その費用を直接保険医又は保険薬剤師に支払つたときは、組合は、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて、療養費として第一項第四号の規定に従つて計算した費用を組合員に支給するものとする。

（家族療養費）

第三十四条　被扶養者が第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は、同条（同条第一項第三号ただし書及び第四号ただし書並びに同条第二項ただし書を除く。）の規定に従つて負担し、支払い、又は支給しなければならない費用の半額を負担し、支払い、又は支給しなければならない。

2　組合員がその資格を喪失した際、療養又は療養費若しくは家族療養費を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（他の法律に基く共済組合の組合員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険の被保険者で組合員でないものを含む。以下この節において同じ。）の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

（分娩費及び配偶者分娩費）

第三十七条　組合員が分娩したときは、分娩費として俸給の一月分に相当する金額を支給する。

2　組合員であつた者がその資格喪失後六月以内に分娩したときも、前項と同様とする。ただし、資格喪失後分娩するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、分娩費を支給しない。

3　被扶養者である配偶者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩したときは、配偶者分娩費として俸給の半月分に相当する金額を支給する。

（哺育手当金）

第三十八条　組合員又は被扶養者である配偶者（次項において準用する前条第二項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が分娩し、かつ、哺育する場合においては、哺育手当金として分娩の日から引き続き六月間哺育している期間一月につき四百円を支給する。

4　前三項の規定による哺育手当金は、分娩したときに前金払をすることができる。

（埋葬料及び家族埋葬料）

第三十九条　組合員が業務によらないで死亡したときは、死亡当時の被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として俸給の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たないときは、六千円とする。

2　前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3　被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として第一項に規定する金額の二分の一に相当する金額を支給する。

4　前三項の規定による哺育手当金は、分娩したときに前金払をすることができる。

（埋葬料及び家族埋葬料）

第三十九条　組合員が業務によらないで死亡したときは、死亡当時の被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として俸給の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たないときは、六千円とする。

2　前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3　被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として第一項に規定する金額の二分の一に相当する金額を支給する。

2　前条第二項の規定は、哺育手当金の支給に関して準用する。

3　組合員がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、組合員として受けることのできる期間、継続してこれを支給する。

4　前三項の規定による哺育手当金は、分娩したときに前金払をすることができる。

（埋葬料及び家族埋葬料）

第三十九条　組合員が業務によらないで死亡したときは、死亡当時の被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として俸給の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たないときは、六千円とする。

2　前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3　被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として第一項に規定する金額の二分の一に相当する金額を支給する。

第四十条　第三十六条第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者がその資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。

2　第三十六条第二項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（日雇労働者健康保険法による給付との調整）

第四十一条　家族療養費、配偶者分娩費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、分娩又は死亡に関し、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の規定により療養の給付又はこれに代わる費若しくは埋葬料の支給があつたときは、その限度において、支給しない。

（弔慰金及び家族弔慰金）

第四十二条　組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については俸給の一月分に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分に相当する金額の家族弔慰金を支給する。

（災害見舞金）

第四十三条　組合員が前条に規定する非常災害により、その住居又は家財に損害を受けたときは、別表第一に掲げる損害の程度に応じて、俸給に、同表に定める月数を乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

（傷病手当金）

第四十四条　組合員が業務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができないときは、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日から、その後において、勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2　組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3　傷病手当金の支給期間は、同一の病気又は負傷及びこれらにより発生した病気に関しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4　結核性の病気に関しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。

5　第三十六条第二項の規定は、前二項の場合に準用

する。

6　第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十六条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の期間又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の期間又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

（出産手当金）

第四十五条　組合員が分娩したときは、出産手当金として、分娩の日前四十二日、分娩の日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた者が組合員の資格喪失後六月以内に分娩したときも、また、同様とする。

2　前条第二項の規定は、出産手当金の支給に関して準用する。

3　組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項の規定による期間内は、引き続き支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

4　出産手当金を支給するときは、その期間、傷病手当金は支給しない。

（休業手当金）

第四十六条　組合員が次の各号の一の事由により欠勤したときは、休業手当金としてその期間（第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき俸給日額の十分の六に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その期間、休業手当金は支給しない。

一　被扶養者の病気又は負傷

二　組合員の配偶者の分娩　十四日

三　組合員の業務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害　五日

四　組合員の婚姻、配偶者の死亡又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で主として組合員の収入により生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭　七日

五　前各号に掲げるもののほか、運営規則で定める事由

（俸給等との調整）

2　年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。ただし、年金の給付事由がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、支給期日にかかわらず、その時までの分を支給する。

（退職年金）

第五十条　組合員期間二十年以上の者が退職したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。ただし、五十五歳に達するまではその支給を停止する。

2　退職年金の年額は、組合員期間二十年以上二十一年未満に対し、俸給年額の百分の四十に相当する金額とし、組合員期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を加算する。

第五十一条　退職年金を受ける権利を有する者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態になつたときは、その者には前条第一項ただし書の規定を適用しない。ただし、その者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、この限りでない。

2　前項本文の場合において、廃疾の状態になつたことにつき第二十一条に該当する事由があるときは、その者が五十五歳に達するまでは、当該退職年金の年額を減じ、又はこれを支給しないことができる。

第五十二条　退職年金を受ける権利を有する者が公共企業体の経営上やむを得ない事由により退職し、次の各号の一に該当する者であるときは、第五十条第一項ただし書の規定の適用については、同ただし書中「五十五歳」とあるのは、「五十歳」と読み替えるものとする。ただし、前条の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

一　別表第二に掲げる職に二十年以上従事した者

二　退職の時まで引き続き十年以上別表第二に掲げる職に従事した者

2　前項の規定により、五十五歳未満で退職年金を受けることができる者に対する退職年金の年額は、その者が五十五歳に達するまでは、その額からその額の十分の三に相当する金額を減じた額とする。

（減額退職年金）

第五十三条　退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望するときは、その者の死亡に至るまで減額退職年金を支給する。この場合においては、当該退職年金の年額は、第五十条第二項の規定により算定した退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じた額とする。

（退職一時金）

第五十四条　組合員期間一年以上二十年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。

2　退職一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

（廃疾年金）

第五十五条　組合員となつて二年以上経過した後に業務によらないで病気にかかり、又は負傷した者がその病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職した場合において、その退職の時（第三十六条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に継続して療養又は療養費を受けている場合においては、これを受けることができる期間内になおつた時又はなおらないがその期間を経過した時。以下第五十七条において同じ。）に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。

2　廃疾年金の年額は、次に掲げる金額とする。

一　廃疾の程度が別表第四に定める一級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の六十に相当する金額

一　廃疾の程度が別表第四に定める二級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の四十五に相当する金額

三　廃疾の程度が別表第四に定める三級に該当する場合にあつては、俸給年額の百分の三十五に相当する金額

3　一の組合員期間につき廃疾年金と退職年金又は減額退職年金とを併給すべきときは、当該給付を受ける者に有利ないずれか一の給付を行うものとする。

4　前項の場合において、同項の規定により支給する廃疾年金が次条第一項の規定による年額の改定のあつたため前項の規定により支給しなくなつていた退職年金若しくは減額退職年金より不利となつたとき、又は同条第二項の規定により支給されなくなつたときは、前項の規定により支給しなくなつていた退職年金又は減額退職年金を支給するものとする。ただし、第五十条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

5　廃疾年金を受ける権利を有する者には、当該廃疾年金に係る組合員期間と同一の組合員期間については、退職一時金は支給しない。

（廃疾年金の年額の改定及び失権）

第五十六条　廃疾年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が軽減したときは、別表第四に定める廃疾の程度に応じて、その廃疾年金の年額を改定する。

2　廃疾年金を受ける権利を有する者が別表第四に掲げる程度の廃疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廃疾年金は支給しない。

3　組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により廃疾年金の支給を受けなくなり、又は死亡した場合において、すでに支給を受けた廃疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金と俸給の十二月分との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給する。

（廃疾一時金）

第五十七条　組合員期間二十年未満の者で業務によらないで病気にかかり、又は負傷したものがその病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職した場合において、その退職の時に別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に廃疾一時金を支給する。

2　組合員期間二十年未満の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

一　組合員が死亡した場合にあつては、当該死亡を退職とみなして第五十条第二項の規定により算定した退職年金の年額の二分の一に相当する金額

二　退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該退職年金の年額の二分の一に相当する金額

三　減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、当該減額退職年金の年額の算定の基礎となつた退職年金の年額の二分の一に相当する金額

四　廃疾年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にあつては、その者に退職年金が支給されたとしたときの退職年金の年額の二分の一に相当する

金額

（遺族一時金）

第五十九条　組合員期間一年以上二十年未満の組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2　遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

（遺族年金の失権）

第六十条　遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

一　死亡したとき。

二　婚姻したとき。

三　三親等内の親族以外の者の養子となつたとき。

四　子又は孫（別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがない者を除く。）が十八歳に達したとき。

五　別表第四又は別表第五に掲げる程度の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

2　前項の場合において、遺族年金を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第六十一条　遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明である場合において、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき遺族年金の支給を停止することができる。

2　前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

（役員に関する特例）

第六十二条　長期給付に関する規定は、役員については、これを適用しない。

2　役員でない組合員が役員となつたときは、長期給付に関する規定の適用については、退職とみなす。ただし、役員である間は、年金である給付は支給しない。

第五章　福祉事業

（福祉事業）

第六十三条　組合は、前章に規定する給付を行うほか、組合員の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

一　組合員の保健、保養又は教養に資する施設の経営

二　組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三　組合員の貯金の受入又はその運用

四　組合員の臨時の支出に対する貸付

五　組合員の需要する生活必需物資の買入又は売却

六　その他組合員の福祉を増進するために必要な事業で運営規則で定めるもの

2　前項に規定する事業に要する費用に充てることができる額は、短期給付に要する費用の九十五分の五に相当する金額をこえてはならない。

第六章　掛金及び負担金

（掛金）

第六十四条　組合員は、組合の給付及び福祉事業に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2　前項の掛金は、組合員の俸給（第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの、運営規則で定める組合員については運営規則で定める仮定俸給）を標準として算定するものとし、その俸給と掛

一　短期給付に要する費用（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条において「専従職員」という。）及び組合に使用される組合員に係るものを除く。）の百分の五十に相当する金額

二　長期給付に要する費用（専従職員及び組合に使用される組合員に係るものを除く。）の百分の五十五に相当する金額

三　福祉事業に要する費用（専従職員に係る福祉事業に要する費用に充てる額の百分の五十に相当する金額

4　公共企業体又は前項に規定する労働組合は、第一項又は前項の規定により組合に負担金を支払う場合においては、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において精算するものとする。

第七章　審査会

（審査会）

第六十七条　給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。

2　審査会は、委員九人をもつて組織する。

3　委員は、組合員を代表する者、公共企業体を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、総裁が委嘱する。

4　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十八条　審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2　会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第六十九条　審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2　審査会は、組合員を代表する委員、公共企業体を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ会議を開き、及び議決することができない。

（審査）

第七十条　給付に関する決定又は掛金その他組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対し異議のある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で、審査会に対して審査の請求をすることができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3　審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検案をさせることができる。

4　関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5　審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対して、これを通知しなければならない。

6　第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（審査会に関する事項の政令への委任）

第七十一条　審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検案をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章　会計

（事業年度）

第七十二条　組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（経理）

第七十三条　組合の会計に関しては、財産の増減及び異動をその発生の事実に基いて経理するものとする。

2　組合は、責任準備金のうち、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による保険給付を行うとしたならば必要であるべき責任準備金の額に相当する部分を他の部分と区分して経理するものとし、その運用については、主務大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによらなければならない。

（予算）

第七十四条　組合は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

2　組合は、予算に重要な変更を加えようとするときは、そのつど、主務大臣の認可を受けなければならない。

（決算）

第七十五条　組合は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2　組合は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

3　組合は、前項の規定により主務大臣の承認を受けたときは、その財務諸表の写を組合員の閲覧に供し

金との割合は、運営規則で定める。

3　掛金額に円位未満の端数を生じたときは、五十銭未満は切り捨て、五十銭以上は円位に切り上げる。

（掛金等の給与からの控除）

第六十五条　組合員の給与支給機関は、毎月俸給（第十三条の規定による組合員については俸給に準ずるもの。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員（前条第二項の運営規則で定める組合員を除く。以下この項において同じ。）の俸給から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。

2　組合員の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額があるときは、俸給その他の給与を支給する際、組合員の俸給その他の給与から当該金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代つて組合に払い込まなければならない。前条第二項の運営規則で定める組合員の掛金についても、また、同様とする。

（負担金）

第六十六条　公共企業体は、次に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならない。

なければならない。

（会計等に関する事項の省令への委任）

第七十六条　この章に規定するもののほか、組合の会計及び資産の運用その他財務に関して必要な事項は、主務省令で定める。

第九章　雑則

（船員である組合員に関する特例）

第七十七条　船員保険の被保険者（以下「船員」という。）である組合員の船員であつた期間（船員である組合員であつた期間を含む。以下同じ。）の計算については、船員保険法の定めるところによる。

2　船員である組合員若しくは船員であつた組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する長期給付の支給については、船員であつた期間は、その期間に三分の四を乗じて得た期間を組合員であつた期間とみなす。ただし、当該三分の四を乗じて得た期間（船員でない組合員であつた期間があるときは、その期間を合算した期間）が二十年未満である者（船員保険法第三十四条第二項第二号又は第三号に該当する者を除く。）については、船員である組合員であつた期間（組合員でない船員であつた期間があるときはその期間に二分の一を乗じて得た期間を、船員でない組合員であつた期間があるときはその期間をそれぞれ合算した期間）を組合員であつた期間とする。

3　船員である組合員若しくは船員であつた組合員であつた者又はこれらの者の遺族が第七十九条の規定により、船員保険法第三章第五節から第八節までに規定する給付又は同章第九節に規定する遺族年金を選択した場合において、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者に船員でない組合員であつた期間があるときは、これらの者に支給すべき長期給付の基礎となるべき組合員期間の計算については、前項の規定にかかわらず、組合員であつた期間から船員である組合員であつた期間を控除した期間を組合員であつた期間とみなす。

（漁船乗組員等に関する特例）

第七十八条　船員である組合員又は船員であつた者で船員保険法第三十四条第一項第二号又は第三号に該当するものに対する長期給付に関する規定の適用については、第五十条第一項、第五十四条第一項、第五十七条第一項及び第二項並びに第五十八条中「二十年」とあるのは「十五年」と、第五十条第二項中「百分の四十」とあるのは「百分の三十」と、「二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額を」とあるのは「十五年をこえ二十年に達するまでは十五年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の二に相当する金額を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給年額の百分の一・五に相当する金額をそれぞれ」と読み替えるものとする。

2　前項の規定の適用を受ける者については、第五十九条の規定は適用しない。

（船員保険法による給付の選択）

第七十九条　船員である組合員又は船員である組合員であつた者の船員である期間又は船員である組合員であつた期間に係る給付は、第四章、第七十七条第二項及び前条の規定にかかわらず、これを受ける権利を有する者の選択により、当該船員である組合員又は船員である組合員であつた者が組合員とならなかつたものとした場合に受けるべき船員保険法の規定による給付（失業に関する給付を除く。）とすることができる。

第八十条　厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第二条から第四条までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が船員である組合員となつたときは、組合員でない船員であつた期間は、船員でなかつたものとみなして、前三条の規定を適用する。

第八十一条　公共企業体は、船員である組合員若しくは船員である組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する船員保険法の規定による給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する国庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、これを毎月末日までに組合に払い込むものとする。

第八十二条　船員である組合員が組合員の資格を喪失した場合において、なお船員保険法の適用を受けるときは、その者につき同法第十五条ノ四の規定により計算した積立金に相当する金額を船員保険特別会計に移換しなければならない。

（監督）

第八十三条　組合の業務の執行は、主務大臣が監督する。

2　主務大臣は、第六条第二項若しくは第七十四条の規定による認可をし、第七十五条第二項の規定による承認をし、又は第七十六条の規定により主務省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

3　主務大臣は、必要があると認めるときは、その必要な限度において、組合に対して、業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員をして実地について業務の状況若しくは書類帳簿その他必要な物件を検査させることができる。

4　主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての第三十二条第二項、第三十三条及び第三十四条の規定による費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該短期給付に係る第三十二条第一項各号に掲げる療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、診療簿その他その業務に関する書類帳簿を検査させることができる。

5　当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

6　第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（主務大臣及び主務省令）

第八十四条　この法律における主務大臣及び主務省令は、専売共済組合については大蔵大臣及び大蔵省令、国鉄共済組合については運輸大臣及び運輸省令、日本電信電話公社共済組合については郵政大臣及び郵政省令とする。

（事務職員及び公共企業体の施設の利用）

第八十五条　総裁は、組合の業務の運営に必要な範囲内において、主務大臣の承認を受けて、公共企業体の職員を組合の事務に従事させ、又は公共企業体の施設（土地を含む。）を無償で組合の利用に供することができる。

（医療に関する事項）

第八十六条　組合は、この法律で定める医療に関する事項については、随時、厚生大臣に連絡しなければならない。

（政令への委任）

第八十七条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章　罰則

（罰則）

第八十八条　第八十三条第四項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第八十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を課する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十九条第三項の規定は、公布の日から施行する。

（組合の成立）

第二条　国家公務員共済組合法（この法律による改正前の日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。以下附則第二十九条までにおいて「旧法」という。）第二条第一項の規定により公共企業体に設けられた共済組合（以下「旧組合」という。）は、この法律（前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）に組合となり、同一性をもつて存続するものとする。

（最初の事業年度、運営規則及び予算）

第三条　組合の最初の事業年度は、第七十二条の規定にかかわらず、昭和三十一年七月一日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。

2　総裁は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六条、第七十四条第一項、第八十三条第二項及び第八十四条の規定の例により、運営規則を定め、最初の事業年度の予算を作成し、及び主務大臣の認可を受けることができる。

3　前項の運営規則及び予算は、本則の規定により定め、作成し、及び認可を受けたものとみなす。

（施行日前の事由に基く権利の取扱）

第四条　施行日前に給与事由の生じた恩給に関する法令の規定による恩給（以下「恩給」という。）については、第三項に規定する場合を除くほか、なお、従前の例による。

2　施行日の前日に恩給公務員（恩給法（大正十二年法律第四十八号）に規定する公務員及び他の法令（この法律による改正前の日本専売公社法第五十条第一項、日本国有鉄道法第五十六条第一項又は日本電信電話公社法第七十九条第一項を含む。以下この項及び次項において同じ。）により恩給法に規定する公務員とみなされるものをいう。以下同じ。）であつた更新組合員（施行日に組合員となつた者（同日に新たに役職員となつた者を除く。）で以後退職することなく引き続き当該組合の組合員であるものをいう。以下同じ。）は、同法（他の法令において準用する場合を含む。次条を除き、以下同じ。）の規定の適用については、施行日の前日において同法に規定する退職をしたものとみなす。

3　更新組合員に係る恩給（その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受けるものを除く。）を受ける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第十条又は第十一条の規定による旧軍人又は旧準軍人の恩給（恩給に関する法令の規定による増加恩給（以下「増加恩給」という。）及びこれと併給される普通恩給（以下「増加恩給等」という。）を除く。）及び同法附則第十七条において準用

する同法附則第十条の規定による旧軍属の恩給（増加恩給等を除く。）（以下「軍人恩給」という。）、増加恩給等、恩給に関する法令の規定による傷病年金若しくは傷病賜金又は恩給法第七十五条第一項第二号の規定による扶助料（増加恩給等を受ける権利を有しない者が死亡した場合において、その者の遺族が受けるものに限る。以下「公務扶助料」という。）を受ける権利は、この限りでない。

4　施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員（更新組合員から引き続き附則第二十三条第一項に規定する転出組合員となつた者及び更に引き続き附則第二十四条第一項に規定する復帰組合員となつた者を含む。以下附則第二十三条までにおいて同じ。）に係る恩給（増加恩給を除く。）及び更新組合員に係る旧法の規定による退職年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

（組合員期間の計算の特例）

第五条　更新組合員の施行日前の次の期間は、組合員期間に算入する。

一　恩給公務員期間（恩給公務員、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退隠料その他これに準ずるものを給すべきものとされていた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間（法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間及び恩給につき在職年月数に通算される期間を含む。）をいう。以下同じ。）のうち次の期間を除いた期間。ただし、次の期間を除いた期間のうちに恩給に関する法令にいう在職年（以下「在職年」という。）の計算において加算されることとなつている年月数があるときはその年月数を加算し、半減されることとなつている年月数があるときはその年月数の二分の一を減じた後の期間とする。

イ　法律第百五十五号附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されないこととなつている恩給公務員期間

ロ　在職年の計算において除算されることとなつている恩給公務員期間

ハ　軍人恩給を受ける権利の基礎となつている恩給公務員期間

ニ　増加恩給等を受ける権利を有する者の恩給公務員期間

ホ　更新組合員であつた者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の恩給公務員期間

二　旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつている共済組合の組合員であつた期間のうち前号本文の期間を除いた期間

三　旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける共済組合の組合員（以下「長期組合員」という。）であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもののうち第一号本文及び前号の期間を除いた期間

四　職員であつた期間で施行日まで引き続いているもののうち、恩給公務員期間及び前二号の期間を除いた期間

2　昭和二十九年五月一日前における船員であつた期間が三年以上である者で同日において五十歳以上であつたものに支給する退職一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、第七十七条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に

二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」と読み替えて同項の規定を適用する。

3　第二項第四号、附則第十一条第一項及び第三十六条の職員には、次の各号に掲げる者を含むものとする。

一　日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前において従前の専売局、特別会計、国有鉄道事業特別会計、帝国鉄道会計、電気通信事業特別会計又は通信事業特別会計の支弁で俸給又は俸給に準ずる給与を受けた者（臨時に使用された者を除く。）

二　前号に掲げる者以外の国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の施行前における国家公務員に相当するものを含む。以下同じ。）で当該国家公務員であつた期間の前及び後に引き続く期間が職員又は前号に掲げる者であつた期間であるもの（臨時に使用された者及び常時勤務に服しなかつた者を除く。）

（退職一時金及び遺族一時金の額の特例）

第六条　更新組合員に対する退職年金の年額は、第五十条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した退職年金の年額に相当する金額から、その金額の四十に相当する金額を二十で除して得た金額、二十年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の百分の四十に相当する金額を減じた金額を二十で除して得た金額、十七年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の百五十分の一に相当する金額を減じた金額

二　前条第一項第二号及び第三号の期間（旧法第九十五条に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）及び職員であつた期間を除く。）に該当する期間のうち、二十年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を減じた金額を二十で除して得た金額、二十年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の百五十分の一に相当する金額を減じた金額

一　前条第一項第一号の期間に該当する期間のうち、十七年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額を二十で除して得た金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を十七で除して得た金額を減じた金額、十七年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の百五十分の一に相当する金額を減じた金額

二　前条第一項第二号及び第三号の期間（旧法第九十五条に規定する控除期間（以下「控除期間」という。）及び職員であつた期間を除く。）に該当する期間のうち、二十年までの部分については俸給年額の百分の四十に相当する金額から俸給年額の百五十分の五十に相当する金額を減じた金額を二十で除して得た金額、二十年をこえる部分については俸給年額の百分の一・五に相当する金額から俸給年額の百五十分の一に相当する金額を減じた金額

三　控除期間及び前条第一項第四号の期間に該当する期間については俸給年額の百分の〇・九に相当する金額

2　更新組合員に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替えるものとする。

3　施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続く長期組合員であつた期間に業務によらないで病気にかかり、又は負傷し、その病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職し、第五十五条第二項の規定の適用を受けるに至つた者である場合において、廃疾年金の年額が、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用するとしたならば受けることができる同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額に満たないときは、同条第二項の規定にかかわらず、その金額を廃疾年金の年額とする。

4　施行日の前日まで引き続き十年以上長期組合員であつた更新組合員が施行日以後に業務によらないで病気にかかり、又は負傷し、その病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職し、第五十五条第一項の規定の適用を受ける者である場合においても、前項と同様とする。

5　組合員期間二十年以上の更新組合員が死亡した場合におけるその者の遺族に対する第五十八条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第六条第一項」と読み替えるものとする。

第七条　組合員期間二十年以上である者の組合員期間（附則第五条の規定により組合員期間に算入される期間を除く。）のうちに、次に掲げる業務に引き続き一年以上従事した期間があるときは、第五十条第二項の規定により退職年金の年額を算定するについては、当分の間、当該業務に従事した期間の一月を一・二月として計算するものとする。

一　日本国有鉄道における蒸気機関車乗員としての現業勤務

二　炭坑内切羽における連続的現業勤務

三　肺結核又は喉頭結核の患者を収容する病室において直接看護に従事する勤務

（退職一時金及び遺族一時金の額の特例）

第八条　更新組合員に対する退職一時金の額は、第五十四条第二項の規定にかかわらず、俸給日額に附則第五条第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いているもの（同日前に給与事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。）と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

4　前項の規定は、施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員の組合員期間（前条の規定により算入される期間を含む。以下同じ。）のうち同条第一項各号の期間（同項第二号及び第三号の期間については、職員であつた期間を除く。）に該当する期間（二年未満の端数は切り捨てる。）の一年につきそれぞれ次の金額を減じた金額とする。

3　施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員に対する退職一時金の額が俸給に附則第五条第一項第一号の期間で同日まで引き続いているもの（同日前に給与事由の生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。）と施行日以後の組合員期間とを合算した期間の年数を乗じて得た金額に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その金額を当該退職一時金の額とする。

4　前項の規定は、施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員の遺族に対する退職一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第五十四条第二項」とあるのは、「第五十九条第二項」と読み替えるものとする。

5　施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員の遺族に対する退職一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは、「第二項の規定」と読み替えるものとする。

6　前項の規定は、施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員の遺族に対する退職一時金の額について準用する。この場合において、同項中「第一項の規定」とあるのは、「第二項の規定」と読み替えるものとする。

（年金受給資格に関する特例）

第九条　組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日

の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、附則第五条第一項第一号の期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が十七年以上であるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

第十条　軍人恩給又は増加恩給等を受ける権利を有する組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたもの（前条の規定の適用を受ける者を除く。）が退職した場合において、その者の施行日前の在職年（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第三十一号）による改正前の恩給法第三十二条の規定により附される加算年、法律第百五十五号附則第二十四条の規定により恩給の基礎在職年に算入されない実在職年、同法附則第二十四条の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつている実在職年及び在職年の計算において除算されることとなつている在職年を除く。以下同じ。）の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

第十一条　組合員期間二十年未満の更新組合員が退職した場合において、次の期間を組合員期間に算入するとすれば組合員期間が二十年以上となるときは、第五十条第一項及び第五十四条第一項の規定にかかわらず、その者に退職年金を支給し、退職一時金は支給しない。

一　職員であつた期間及びその前又は後に引き続く職員以外の国家公務員であつた期間のうち、恩給公務員期間及び附則第五条第一項第二号から第四号までの期間を除いた期間

二　昭和二十年八月十五日に旧令共済組合の組合員であつた者で昭和二十三年六月三十日までに職員となり、以後施行日まで引き続き職員であるもの当該旧令共済組合の組合員であつた期間で昭和二十年八月十五日まで引き続いているもののうち、恩給公務員期間並びに附則第五条第一項第二号及び第三号の期間を除いた期間

三　地方鉄道会社に勤務していた者で当該地方鉄道会社所属の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、以後施行日まで引き続き職員であるものの当該地方鉄道会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いているもののうち恩給公務員期間を除いた期間

2　前項第二号において「旧令共済組合」とは、次に掲げる命令に基いて組織された共済組合をいう。

一　朝鮮総督府逓信官署共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十七号）

二　朝鮮総督府交通局共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十八号）

三　台湾総督府専売局共済組合令（大正十四年勅令第二百十四号）

四　台湾総督府営林共済組合令（昭和五年勅令第五十九号）

五　台湾総督府交通局逓信共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）

六　台湾総督府交通局鉄道共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十七号）

七　旧陸軍共済組合令（大正八年勅令第八十号）

八　旧海軍共済組合令（大正十一年勅令第六十号）

3　第一項第三号において「地方鉄道会社」とは、信濃鉄道株式会社、芸備鉄道株式会社、横荘鉄道株式会社、北九州鉄道株式会社、富士身延鉄道株式会社、白棚鉄道株式会社、新潟臨港開発鉄道株式会社、留萌鉄道株式会社、北海道鉄道株式会社、鶴見鉄道株式会社、富山地方鉄道株式会社、伊那電気鉄道株式会社、三信鉄道株式会社、鳳来寺鉄道株式会社、豊川鉄道株式会社、播丹鉄道株式会社、宇部鉄道株式会社、小野田鉄道株式会社、小倉鉄道株式会社、産業セメント株式会社、胆振縦貫鉄道株式会社、宮城電気鉄道株式会社、南武鉄道株式会社、青梅電気鉄道株式会社、奥多摩電気鉄道株式会社、相模鉄道株式会社、飯山鉄道株式会社、中国鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社及び南海鉄道株式会社をいう。

第十二条　施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員が同日又は同日まで引き続く長期組合員であつた期間に業務によらないで病気にかかり、又は負傷し、その病気若しくは負傷又はこれらにより発生した病気のため退職し、第五十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合において、その者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用するとしたならば同法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、第五十五条第一項及び第五十七条第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者に廃疾年金を支給し、廃疾一時金は支給しない。

第十三条　附則第九条から第十一条までの規定による退職年金又はこれに基く減額退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、第五十八条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給する。

2　組合員期間二十年未満の更新組合員が死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならばその者に附則第九条から第十一条までの規定による退職年金を支給すべきこととなるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定にかかわらず、その者の遺族に遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

3　更新組合員が死亡し、その遺族が公務扶助料を受ける権利を有することとなつたときの当該更新組合員の組合員期間が二十年未満である場合において、その者の施行日前の在職年の年月数と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十八条第一項及び第五十九条第一項の規定による遺族年金を支給し、遺族一時金は支給しない。

（前五条の規定による年金の年額）

第十四条　附則第九条から第十一条までの規定の適用を受ける者に対する退職年金の年額は、附則第六条第一項の規定にかかわらず、俸給年額の百分の四十に相当する金額から、同項各号の期間（一年未満の端数は切り捨てる。）についてはその一年につきそれぞれ当該各号の金額を、二十年とその者の組合員期間（一年未満の端数は切り捨てる。）との差年数についてはその一年につき俸給年額の百分の二に相当する金額をそれぞれ減じた金額とする。

2　附則第九条から第十一条までの規定により退職年金を受ける権利を有する者に対する第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第十四条第一項」と読み替えるものとする。

3　附則第十二条の規定による廃疾年金の年額は、第五十五条第二項の規定にかかわらず、附則第十二条

いものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けていた更新組合員であつた者が同項の規定により退職一時金を受けるべきこととなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が当該退職一時金の額に満たないときは、その差額を支給するものとする。

3　更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有するものとみなす。

（退職後増加恩給等を受けなくなつた者に関する特例）

第十六条　増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給等を受けなくなつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時においてすでに増加恩給等を受けなくなつた者であつたものとみなす。

2　前項に該当することとなつた更新組合員であつた者がその時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は支給しないものとする。ただし、同項の規定により受けるべきこととなつた退職一時金の額がその者が支給を受けた退職一時金の額をこえるときは、その差額を支給するものとする。

3　退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該退職一時金の額に相当する金額を控除し、当該退職一時金の額に相当する金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

（支給開始年齢に関する特例）

第十七条　附則第五条第一項第一号の期間が十一年以上である更新組合員に対する退職年金については、第五十条第一項ただし書の規定を適用せず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止する。

2　施行日前にすでに旧法の規定により退職年金を受ける権利を有する更新組合員及び施行日の前日まで引き続き十三年以上長期組合員であつたその他の更新組合員に対する退職年金については、第五十条第一項ただし書の規定を適用せず、五十歳に達するまでその支給を停止する。

3　第一項及び前項の規定の適用を受ける者については、その者の選択によりそのいずれか一の規定を適用するものとする。

（重複期間に対する一時金）

第十八条　施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基礎となつている共済組合の組合員であつた期間又は施行日の前日まで引き続き長期組合員であつたその他の更新組合員の当該長期組合員であつた期間のうちに同時に附則第五条第一項第一号の期間に該当する期間（以下「重複期間」という。）があるときは、当該重複期間につきその者又はその遺族に一時金を支給する。

2　前項の規定による一時金は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員についてはその者が退職し、又は死亡した日にその者又はその遺族に、その他の更新組合員については施行日にその者に支給するものとする。

3　第一項の規定による一時金の額は、施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員については当該退職年金の年額の算定の基準となつている俸給又は仮定俸給の三十分の一に相当する金額に、その他の更新組合員については施行日の前日の俸給日額にそれぞれ重複期間に応じ別表第六に定める日数を乗じて得た金額とする。

4　前項の一時金の額が旧法の規定による退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する費用に充てるものとして重複期間内に当該更新組合員が負担した各年度（四月一日から翌年三月三十一日までとする。）ごとの掛金額にこれに対するそれぞれ翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月末日までの利子（利子の計算は複利計算の方法によるものとし、利率は年四分五厘とする。）を加えた額の合算額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その合算額を当該一時金の額とする。

5　第一項の規定による遺族に対する一時金については、前三項に規定するもののほか、遺族一時金の例によるものとする。

（長期給付に関する規定の適用に関する特例）

第十九条　施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員で附則第四条第三項本文の規定を適用しないとしたならば恩給に関する法令の規定による普通恩給（以下「普通恩給」という。）（軍人恩給及び恩給法第四十六条の規定による普通恩給を除く。以下この項、附則第二十四条第四項及び第五項並びに附則第二十五条第四項及び第五項において同じ。）を受ける権利を有するもの及び施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で同日に普通恩給を受ける権利を有するものは、施行日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となることができる。この場合において、附則第四条第三項本文の規定は、適用しない。

2　施行日の前日に長期組合員であつた更新組合員で前項の規定により施行日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となるもの又はその遺族に対しては、当該更新組合員が施行日の前日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により

に該当する者が退職の時まで引き続き長期組合員であり、かつ、その退職が旧法に規定する退職であるとみなして同法を適用するとしたならば受けることができる同法の規定による廃疾年金の年額に相当する金額とする。

4　前条第二項及び第三項の規定による遺族年金の年額に対する第五十八条第二項の規定の適用については、同項第一号中「第五十条第二項」とあるのは、「附則第十四条第一項」と読み替えるものとする。

（退職後増加恩給等受給者となる者に関する特例）

第十五条　更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時においてすでに増加恩給等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2　前項に該当することとなつた更新組合員であつた者がその時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は支給しな

支給されるべき退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相当する給付を同法の規定の例により支給するものとする。ただし、同法の規定による退職年金に相当する給付は、当該更新組合員が更新組合員である間、その支給を停止する。

3　第一項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となろうとする者は、施行日の前日までにその旨を申し出なければならない。

（旧法の規定による退職年金等の取扱）

第二十条　施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金は、その者が退職した場合において、その者が特にこれを受けることを希望する旨を申し出たときのほかは、給しないものとする。施行日前にすでに同法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員が死亡した場合において、当該退職年金に基く同法の規定による遺族年金又は年金者遺族一時金も、また、同様とする。

2　前項の申出があつた場合においては、その者又はその遺族に対して支給する長期給付については、附則第五条第一項第二号の期間は、組合員期間に算入しないものとする。

3　前項の場合において、附則第十七条の規定は適用しない。

（役員に関する特例）

第二十一条　施行日に役員である更新組合員については、附則第四条第三項本文の規定は適用しない。

2　施行日に役員であつた者で施行日の前日に長期組合員であつたもの又はその遺族に対しては、当該役員であつた者が同日に旧法に規定する退職をしたとしたならば同法の規定により支給される退職給付、廃疾給付又は遺族給付に相当する給付を同法の規定の例により支給する。ただし、同法の規定による退職年金に相当する給付は、当該役員である者が更新組合員である間、その支給を停止する。

（未帰還更新組合員に関する特例）

第二十二条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第二条第一項に規定する未帰還者である更新組合員（以下「未帰還更新組合員」という。）に対する第六十四条の規定の適用については、同条第一項中「給付」とあるのは「短期給付」と、同条第二項中「組合員の俸給」とあるのは「組合員の昭和二十八年七月三十一日における俸給」と読み替えるものとする。

2　未帰還更新組合員が施行日前に法律第百五十五号附則第三十条第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給された者であるときは、その者の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日（海外にある間に死亡した場合にあつては、死亡の判明した日。以下同じ。）の属する月までの当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3　施行日に法律第百五十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員（以下この項において「未帰還公務員」という。）である更新組合員（前項の規定の適用を受ける未帰還更新組合員を除く。）が同日以後も未帰還公務員であるとしたならば同条同項第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の祖父母、父母、妻又は未成年の子で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで当該普通恩給の年額に

相当する金額の年金を支給する。

4　前二項の規定による年金を受ける者の順位は、妻、未成年の子、父母（養父母を先にして実父母を後にする。）、祖父母（養父母の父母を先にして実父母を後にする。）の順序とする。

5　未帰還更新組合員が施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続く長期組合員であつた期間が二十年以上であるその他の者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四条に規定する留守家族（以下この条において「留守家族」という。）で同法の規定による留守家族手当（以下この条において「留守家族手当」という。）を受けることができるものに対し、その者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

6　前項の規定による年金の年額は、同項の未帰還更新組合員につき総裁が定める仮定俸給の四月分に相当する金額とする。この場合において、その仮定俸給は、当該未帰還更新組合員が施行日の前日まで引き続き職務に従事していたならば受けるべき俸給を下つてはならない。

7　未帰還更新組合員（施行日前にすでに旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者を除く。）が施行日の前日まで引き続く長期組合員であつた期間と施行日以後の組合員期間とを合算した期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

8　第六項の規定は、前項の規定による年金の支給について準用する。この場合において、第六項中「施行日の前日」とあるのは、「第七項の二十年に達した日」と読み替えるものとする。

9　第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十五歳に達するまではその十分の五に相当する金額、五十五歳に達するまではその十分の三に相当する金額の支給を停止し、第五項又は第七項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまではその支給を停止する。

10　同一未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第五項又は第七項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その時から第二項又は第三項の規定による年金は支給しない。この場合において、第五項又は第七項の規定により支給すべき年金の年額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年において支給すべき年金の額に満たないときは、第六項又は第八項の規定にかかわらず、その金額を第五項又は第七項の規定による年金の年額とする。

11　第二項、第三項、第五項又は第七項の規定による年金の支給は、遺族年金の支給に関する規定に準じて行うものとする。

（国家公務員との交流措置）

第二十三条　更新組合員が退職し、その当日又は翌日に国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者（以下「転出組合員」という。）であるときは、その者に対する長期給付に関する規定の適用については、この条から附則第二十五条までに規定するところによる。

2　転出組合員の前項に規定する退職（以下「転出」という。）に関しては、第十六条の規定にかかわら

は退族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額（第二十条から第二十二条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。）から当該普通恩給若しくは扶助料又は同法の規定による当該退職年金若しくは遺族年金の年額（恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。）に相当する金額を控除するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額（第二十条から第二十二条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。）に相当する金額を控除するものとし、これらの規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給若しくは恩給に関する法令の規定による一時扶助料（以下「一時扶助料」という。）又は旧法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額（退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつては、その合算額）から当該一時恩給若しくは一時扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該一時金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金につきそれぞれ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

5　前項の場合において、復帰組合員が普通恩給又は旧法の規定による退職年金のほかに一時恩給又は同一時金又は退職一時金につき普通恩給若しくは恩給に関する法令の規定による扶助料（恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。）又は旧法の規定による退職年金若しくは退族年金を受ける者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は退族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給又は扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金又は遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金につきそれぞれ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

6　復帰組合員が退職又は死亡した場合において、その者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき増加恩給等を受ける権利を有する者であるときは、組合員期間の計算については、当該期間のうち当該増加恩給等に係る期間は組合員期間から除算するものとする。

7　前項の規定は、復帰組合員が死亡した場合において、その遺族が公務扶助料を受ける者であるときに準用する。

8　普通恩給を受ける権利及び旧法の規定による退職年金を受ける権利の双方を有する復帰組合員は、その申出により、復帰した日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となることができる。

9　前項の申出は、復帰の際に行わなければならない。

3　復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は退族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給又は扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金又は遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金につきそれぞれ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

4　復帰組合員又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは恩給に関する法令の規定による扶助料（恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。）又は旧法の規定による退職年金若しくは退族年金を受ける者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は退族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給又は扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金又は遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金につきそれぞれ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

5　前項の場合において、復帰組合員が普通恩給又は旧法の規定による退職年金のほかに一時恩給又は同一時金又は退職一時金につき普通恩給若しくは恩給に関する法令の規定による扶助料（恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。）又は旧法の規定による退職年金若しくは退族年金を受ける者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は退族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給又は扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金又は遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金につきそれぞれ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

6　復帰組合員が退職又は死亡した場合において、その者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき増加恩給等を受ける権利を有する者であるときは、組合員期間の計算については、当該期間のうち当該増加恩給等に係る期間は組合員期間から除算するものとする。

7　前項の規定は、復帰組合員が死亡した場合において、その遺族が公務扶助料を受ける者であるときに準用する。

8　普通恩給を受ける権利及び旧法の規定による退職年金を受ける権利の双方を有する復帰組合員は、その申出により、復帰した日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となることができる。

9　前項の申出は、復帰の際に行わなければならない。

第二十四条

転出組合員が引き続き国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に再びもとの公共企業体の職員となり組合員の資格を取得（以下「復帰」という。）したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者（以下「復帰組合員」という。）は、当該国家公務員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

2　前項の場合において、当該国家公務員であつた期間の全部又は一部が恩給法にいう公務員であつた期間であつてその期間のうちに同法第四十条ノ二又は第四十一条の規定により半減又は除算すべき期間があるときは、これらの規定により半減又は除算をした後の期間をもつて同項の当該国家公務員であつた期間とする。

3　復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給又は旧法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は退族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給の額又は同法の規定による当該退職一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金につきそれぞれ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

4　復帰組合員又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは恩給に関する法令の規定による扶助料（恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。）又は旧法の規定による退職年金若しくは退族年金を受ける者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は退族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給又は扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金又は遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金につきそれぞれ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

5　前項の場合において、復帰組合員が普通恩給又は旧法の規定による退職年金のほかに一時恩給又は同一時金又は退職一時金につき普通恩給若しくは恩給に関する法令の規定による扶助料（恩給法第七十五条第一項第二号及び第三号の規定による扶助料を除く。以下「扶助料」という。）又は旧法の規定による退職年金若しくは退族年金を受ける者であるときは、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は退族一時金については、その者に当該一時金を支給する際に、その額から当該一時恩給又は扶助料の額又は同法の規定による当該退職一時金又は遺族一時金の額（同法第五十九条から第六十二条までの規定の適用を受ける者にあつてはこれらの規定を適用しないとした場合において受けることができる額、退職一時金と廃疾一時金とを併給される場合にあつてはその合算額。以下この項において同じ。）に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給又は同法の規定による当該退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金につきそれぞれ別表第三に掲げる日数を乗じて得た額を当該退職一時金又は遺族一時金の額とする。

6　復帰組合員が退職又は死亡した場合において、その者が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき増加恩給等を受ける権利を有する者であるときは、組合員期間の計算については、当該期間のうち当該増加恩給等に係る期間は組合員期間から除算するものとする。

7　前項の規定は、復帰組合員が死亡した場合において、その遺族が公務扶助料を受ける者であるときに準用する。

8　普通恩給を受ける権利及び旧法の規定による退職年金を受ける権利の双方を有する復帰組合員は、その申出により、復帰した日以後長期給付に関する規定の適用を受けない組合員となることができる。

9　前項の申出は、復帰の際に行わなければならない。

3　転出組合員については、旧法第十五条第二項及び第四十条の規定は適用しない。

第二十五条

転出組合員が転出した日（転出が二回以上にわたるときは、最後に転出した日）以後再び組合員となることなくして国家公務員の職を退き、又は国家公務員の職を退くことなくして死亡したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出した日の翌日からその時まで引き続き組合員であつて、かつ、その時において退職し、又は死亡したものとみなす。この場合において、第十七条の規定の適用については、同条中「給付事由が発生した当時（給付事由が退職後に発生したものにあつては、退職当時）の俸給」とあるのは、「転出組合員が国家公務員の職を退き、又は死亡した月において支給を受けた俸給（当該俸給の額が転出した月において負担した掛金の標準となつた俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給の額に満たないときは、その俸給、俸給に準ずるもの又は仮定俸給）」と読み替えるものとする。

2　前条第二項、第六項及び第七項の規定は、前項の場合に準用する。

3　転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき一時恩給若しくは恩給に関する法令の規定による一時扶助料（以下「一時扶助料」という。）又は旧法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給又は旧法の規定による当該退職年金の基礎となつている期間」と読み替えるものとする。

一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

4　転出組合員であつた者又はその遺族が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間につき普通恩給若しくは扶助料又は旧法の規定による退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金を受ける者である場合においては、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その年額（第二十条から第二十二条までの規定による給付の制限又は附則第十七条の規定による給付の停止を受けているときは、その年額からその制限又は停止を受けている金額を控除した後の金額とする。）から当該普通恩給若しくは扶助料又は同法の規定による当該退職年金、廃疾年金若しくは遺族年金の年額（恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額を控除した後の金額とする。）に相当する金額を控除するものとする。

5　前項の場合において、転出組合員であつた者が普通恩給又は旧法の規定による退職年金若しくは廃疾年金のほかに一時恩給又は同法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該扶助料又は旧法の規定による当該遺族年金に係る期間」と読み替えるものとする。

6　第四項の場合において、転出組合員であつた者が第一項の規定による退職年金若しくは廃疾年金又は同法の規定による退職一時金を受けた者であるときは、同項後段の規定中「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間」とあるのは、「第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間のうち当該普通恩給若しくは旧法の規定による当該退職年金の基礎となつている期間又は同法の規定による当該廃疾年金に係る期間」と読み替えるものとする。

7　第一項の場合において、転出組合員が旧法の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者であるときは、その者に対しては、退職一時金及び廃疾一時金は支給しない。ただし、その者が当該廃疾年金を受けなくなり、又は死亡した場合において、その者がその時までに支給を受けた当該廃疾年金の総額（その者又はその遺族が同法第四十四条又は第五十一条第三号及び第五十二条第三号の規定による差額の支給を受けるときは、当該差額と当該支給を受けた総額との合算額）が当該退職一時金の額と廃疾一時金の額との合算額に満たないときは、その者又はその遺族にその差額に相当する金額を支給するものとする。

8　転出組合員であつた者が第五十六条第三項の規定による差額に相当する金額及び旧法第四十四条の規定による差額の支給を同時に受けることとなつたときは、第五十六条第三項の規定による差額に相当する金額から同法第四十四条の規定による差額に相当する金額を控除するものとする。

9　転出組合員であつた者で廃疾年金を受ける権利を有するものが旧法第四十四条の規定による差額の支給を受けることとなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該差額に相当する金額を控除し、これらの金額が支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

10　前項の場合において、転出組合員であつた者が第五十六条第三項の規定による差額に相当する金額の支給を受けることとなり、かつ、前項の規定により控除すべき残額があるときは、その残額を当該差額に相当する金額から控除するものとする。

11　第九項の場合において、転出組合員であつた者が死亡し、その遺族が遺族年金を受けることとなつたときは、第五十六条第三項の規定による差額に相当する金額から同法第四十四条の規定による差額に相当する金額を控除するものとする。

12　第八項の規定は、転出組合員の遺族について準用する。この場合において、「旧法第四十四条の規定による差額」とあるのは「旧法第五十一条第三号の規定による年金者遺族一時金」と、「同法第四十四条の規定による差額」とあるのは「同法第五十二条第三号の規定による差額」と読み替えるものとする。

13　転出組合員であつた者で廃疾年金を受ける権利を有するものが死亡し、その遺族が遺族年金を受けることとなつたときは、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から当該差額に相当する金額を控除し、これらの金額が支給期月に支給すべき当該年金の額をこえるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

第二十六条　附則第五条から第十八条まで並びに附則第二十四条第三項から第五項まで、第八項及び第九項の規定は、この法律施行の際現に国家公務員である者が以後引き続き国家公務員として在職した後当該国家公務員の職を退き、その当日又は翌日に職員となり組合員の資格を取得（以下「転入」という。）した場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者（以下「転入組合員」という。）であるときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第五条第一項各号列記以外の部分	施行日前の次の期間	転入した日前の次の期間（転入した日の属する月は含まないものとする。）
附則第五条第一項第三号	施行日	転入した日
附則第五条第一項第四号	期間で施行日まで	期間及びその後に引き続く国家公務員であつた期間で転入した日まで
附則第六条第一項各号列記以外の部分	前条	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条
附則第六条第一項第一号	前条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号

附則第六条第一項第二号	前条第一項第二号及び第三号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第二号及び第三号
附則第六条第一項第三号	前条第一項第四号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第四号
附則第六条第二項	附則第六条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附則第六条第一項
附則第六条第三項及び第四項	施行日	転入した日
附則第六条第五項	附則第六条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附則第六条第一項
附則第七条第一項	附則第五条	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条
附則第八条第一項	施行日	転入した日
	附則第五条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号
附則第八条第三項	施行日	転入した日
	附則第五条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号
附則第八条第四項	施行日	転入した日
附則第八条第五項	施行日	転入した日
	附則第五条第一項第三号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第三号
附則第八条第六項	施行日	転入した日
附則第九条	施行日	転入した日
	附則第五条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号
附則第十条	施行日	転入した日
	前条	附則第二十六条第一項において準用する附則第九条
附則第十一条第一項第一号	附則第五条第一項第二号から第四号まで	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第二号から第四号まで
附則第十一条第一項第二号	施行日	転入した日
	附則第五条第一項第二号及び第三号	第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第二号及び第三号
附則第十一条第一項第三号及び第四号	施行日	転入した日
附則第十二条	施行日	転入した日
附則第十三条第一項及び第二項	附則第九条から第十一条まで	附則第二十六条第一項において準用する附則第九条から第十一条まで
附則第十三条第三項	施行日	転入した日
附則第十四条第一項	附則第九条から第十一条まで	附則第二十六条第一項において準用する附則第九条から第十一条まで
	附則第六条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附則第六条第一項
附則第十四条第二項	附則第九条から第十一条まで	附則第二十六条第一項において準用する附則第九条から第十一条まで
	附則第十四条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附則第十四条第一項
附則第十四条第三項	附則第十二条	附則第二十六条第一項において準用する附則第十二条
附則第十四条第四項	前条第二項及び第三項	附則第二十六条第一項において準用する附則第十三条第二項及び第三項
	附則第十四条第一項	附則第二十六条第一項において準用する附則第十四条第一項
附則第十七条第一項	附則第五条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号
附則第十七条第二項	施行日	転入した日
附則第十八条第一項	施行日	転入した日
	附則第五条第一項第一号	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条第一項第一号
附則第十八条第二項及び第三項	施行日	転入した日
附則第二十四条第三項から第五項まで	第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間	附則第二十六条第一項において準用する附則第五条の規定により組合員期間に算入される期間で転入した日まで引き続いているもの

2　転入組合員が退職し、その当日又は翌日に国家公務員となつた場合において、その者が運営規則の定めるものに該当する者であるときは、その者を更新組合員とみなして附則第二十三条の規定を適用する。

第二十七条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第七条の規定により日本電信電話公社から郵政大臣に委託した業務を日本電信電話公社が自ら行うこととなつた場合において、当該委託業務に従事していた国家公務員がその職を退き、その当日又は翌日に日本電信電話公社の職員となつたときは、その者（転入組合員である者を除く。）に対する長期給付については、当分の間、附則第二十四条の規定を準用する。

（期間の計算の方法）

第二十八条　附則に規定する期間は、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとし、二以上の期間を合算する場合においては、後の期間の初日が前の期間の最終日と同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

（非課税の特例）

第二十九条　第八条の規定の適用については、附則第十九条第二項又は第二十一条第二項の規定による給付で旧法の規定による退職給付に相当するものは退職年金又は退職一時金と、附則第二十二条の規定による給付は退職年金と、附則第十五条、第十六条又は第十八条の規定（附則第二十六条において準用するこれらの規定を含む。）によつて支給される差額又は一時金は退職一時金とみなす。

（経過措置に伴う費用の負担）

第三十条　附則第五条から第二十八条までの規定により生ずる組合の追加費用は、公共企業体が負担する。

（債務の保証）

第三十一条　更新組合員が国民金融公庫に担保に供していた恩給が附則第四条第三項本文の規定により消滅したときは、組合は、当該恩給によつて担保されている債務につき民法（明治二十九年法律第八十九号）の保証債務と同一の債務を負う。

（監督の経過措置）

第三十二条　主務大臣は、当分の間、大蔵大臣と協議して定めるところにより、この法律に基く所掌事務のうち第八十三条第三項及び第四項に係る事務を大蔵省の機関に委任することができる。この場合において、当該事務に関しては、主務大臣及び大蔵大臣が当該機関を指揮監督する。

（日本専売公社法の一部改正）

第三十三条　日本専売公社法の一部を次のように改正する。

第五十条から第五十三条までを次のように改める。

第五十条から第五十三条まで　削除

（日本国有鉄道法の一部改正）

第三十四条　日本国有鉄道法の一部を次のように改正する。

第五十六条から第五十九条までを次のように改める。

第五十六条から第五十九条まで　削除

（日本電信電話公社法の一部改正）

第三十五条　日本電信電話公社法の一部を次のように

改正する。

第七十九条から第八十一条までを次のように改める。

第七十九条から第八十一条まで　削除

（恩給負担金の取扱）

第三十六条　この法律施行前に給与事由の生じた恩給で役員及び職員であつた者に係るもののの支払に充てるべき金額の負担については、なお、従前の例によることとし、その金額の計算については、政令の定めるところによる。

（日本専売公社法施行法の一部改正）

第三十七条　日本専売公社法施行法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

（日本国有鉄道法施行法の一部改正）

第三十八条　日本国有鉄道法施行法（昭和二十四年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十九条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十九条から第八十一条までを次のように改める。

第七十九条から第八十一条まで　削除

（恩給負担金の取扱）

第三十六条　この法律施行前に給与事由の生じた恩給で役員及び職員であつた者に係るものの支払に充てるべき金額の負担については、なお、従前の例によることとし、その金額の計算については、政令の定めるところによる。

（日本専売公社法施行法の一部改正）

第三十七条　日本専売公社法施行法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

（日本国有鉄道法施行法の一部改正）

第三十八条　日本国有鉄道法施行法（昭和二十四年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十九条　国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　アルコール専売事業特別会計においてその俸給を支弁する職員　通商産業省

第三十四条第一項中「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）又は市町村職員共済組合法」に、同条第三項中「市町村職員共済組合」を「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合若しくは市町村職員共済組合」に改める。

第四十条　この法律による改正前の日本専売公社法施行法第十一条の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二条の規定にかかわらず、施行日から、この法律による改正後の国家公務員共済組合法第二条第二項第七号の二の規定により設けられた共済組合（以下この条において「アルコール専売共済組合」という。）の組合員たる資格を取得する。

2　専売共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額をアルコール専売共済組合に移換しなければならない。

3　前項の責任準備金の計算及び専売共済組合からアルコール専売共済組合への権利義務の移転については、大蔵省令で定める。

第四十一条　この法律による改正前の日本国有鉄道法施行法第六条の規定により旧組合の組合員であつた者は、国家公務員共済組合法第十二条の規定にかかわらず、施行日から、同法第二条第一項の規定により運輸省に設けられた共済組合（以下次項において「運輸省共済組合」という。）の組合員たる資格を取得する。

2　国鉄共済組合は、前項の規定に該当する者に係る責任準備金に相当する金額を運輸省共済組合に移換しなければならない。

3　前項の責任準備金の計算については、大蔵省令・運輸省令で定める。

（船員保険法の一部改正）

第四十二条　船員保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「国家公務員共済組合法」の下に「、公共企業体職員等共済組合法」を加える。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）

第四十三条　厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「（日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同号の次に次のように改める。

第四十四条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「国家公務員共済組合法」の下に「、公共企業体職員等共済組合法」を加える。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第四十五条　日雇労働者健康保険法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「又は国家公務員共済組合法」を「、国家公務員共済組合法」に、「若しくは市町村職員共済組合法」を「、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）又は市町村職員共済組合法」に、同条第二項及び第三項中「又は国家公務員共済組合法若しくは」を「、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法又は」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第四十六条　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」の下に「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）」を加える。

（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第四十七条　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第十七条（組合の給付）及び」を「第十七条（組合の給付）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第十六条（組合の給付）、附則第十九条第二項（長期給付に関する規定の適用に関する特例）、第二十一条第一項（役員に関する特例）及び第二十二条（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第四十八条　未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（恩給法等との調整）」に改め、同条中「場合」の下に「又は公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）附則第二十二条の規定による年金の支給があつた場合」を、「当該普通恩給」の下に「又は年金」を加える。

附則に次の一項を加える。

46　未帰還者に関し、公共企業体職員等共済組合法附則第二十二条の規定による年金の給与が行われる場合において、当該年金の給与が始められた月以後の分として留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給を受けた者は、その支給された留守家族手当又は特別手当の額に相当する金額を政令で定めるところにより、返還しなければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第四十九条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第五項第三号中「（日本専売公社法第五十一条第一項、日本国有鉄道法第五十七条第一項及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同号の次に次の

一号を加える。

三の二　公共企業体職員等共済組合法

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第五十条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中レの次に次のように加える。

ソ　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第五十一条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二ただし書を次のように改める。

但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する給付に要する費用は、当該各号に掲げる団体が負担するものとする。

二　専売共済組合　日本専売公社

二の二　日本電信電話公社共済組合　日本電信電話公社

一号を加える。

三の二　公共企業体職員等共済組合法

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第五十条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中レの次に次のように加える。

ソ　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第五十一条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二ただし書を次のように改める。

但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する給付に要する費用は、当該各号に掲げる団体が負担するものとする。

二　専売共済組合　日本専売公社

二の二　日本電信電話公社共済組合　日本電信電話公社

三　昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定

（国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部改正）

第五十二条　次に掲げる法律の規定中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法第五十二条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一　国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十三号）第三条ただし書

二　昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百八号）第三条ただし書

三　昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十一号）第三条ただし書

（国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部改正）

第五十三条　次に掲げる法律の規定中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法第五十二条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一　国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三十三号）第三条ただし書

二　昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第三百八号）第三条ただし書

三　昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十一号）第三条ただし書

（国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律等の一部改正）

第五十四条　次に掲げる法律の規定中「次の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定により増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法（昭和二十二年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

一　国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十二号）第三条ただし書

二　昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十二号）第三条ただし書

（国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律等の一部改正）

第五十五条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十二号中「国家公務員共済組合及び同連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

（所得税法の一部改正）

第五十六条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「国家公務員共済組合及び同連合会」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

（登録税法の一部改正）

第五十七条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

に関する法律（昭和二十八年法律第百六十号）第四条ただし書

（昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律の一部改正）

第五十三条　昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「左の各号」を「第一号」に改め、「役員又は」を削り、「負担」の下に「するものとし、第二号から第四号までに掲げる共済組合が支給する年金の額の改定に因り増加する費用は、当該各号に掲げる団体が負担」を加え、「日本専売公社法（昭和二十二年法律第二百五十五号）第五十一条第二項に規定する共済組合」を「専売共済組合」に、「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条第二項に規定する共済組合」を「国鉄共済組合」に、「日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条第二項に規定する共済組合」を「日本電信電話公社共済組合」に改める。

第十九条だし書の一号を加える。

二の二十六　専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合が公共企業体職員等共済組合法第四章及第五章ノ規定ニヨル事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第五十八条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号ノ十ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ六　専売共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合ノ公共企業体職員等共済組合法ニ基ク給付、同法第六十三条第一項第二号ノ貸付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ関スル証書、帳簿

（租税特別措置法の一部改正）

第五十九条　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の十第一項第一号中「日本専売公社法第五十一条、日本国有鉄道法第五十七条及び日本電信電話公社法第八十条において準用する場合並びに」を

削り、「市町村職員共済組合法」を「公共企業体職員等共済組合法、市町村職員共済組合法」に改める。

（地方税法の一部改正）

第六十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「国家公務員共済組合連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「国家公務員共済組合連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第七十二条の十四第一項中「日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一条、日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七条及び日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第八十条において準用する場合並びに」を削り、「以下本項及び第七十二条の十七第一項但書において同じ。）、」の下に「公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）」を、「国家公務員共済組合法、」の下に「公共企業体職員等共済組合法、」を加える。

第七十二条の十七第一項中「国家公務員共済組合法、」の下に「公共企業体職員等共済組合法、」を加える。

第七十三条の四第一項八号中「国民健康保険団体連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第二百六十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金（同法附則の規定による給付でこれらに類するものを含む。以下第六百七十二条第四号の二において同じ。）以外の給付として支給を受ける金品

第二百九十六条第一号中「国家公務員共済組合連合会、」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合、」を加える。

第三百四十八条第二項第十一号の三及び同条第四項中「国家公務員共済組合連合会」の下に「、専売共済組合、国鉄共済組合、日本電信電話公社共済組合」を加える。

第六百七十二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 公共企業体職員等共済組合法の規定によつて退職年金、減額退職年金、退職一時金及び休業手当金以外の給付として支給を受ける金品

（大蔵省設置法の一部改正）

第六十一条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項及び第七条第十六号中「日本専売公社」の下に「及び専売共済組合」を加える。

（運輸省設置法の一部改正）

第六十二条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十号中「日本国有鉄道」の下に「及び国鉄共済組合」を加える。

第二十七条第一項中第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 国鉄共済組合に関すること。

（郵政省設置法の一部改正）

第六十三条 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二及び第六条第一項第十二号の二中「及び」の下に「日本電信電話公社共済組合並びに」を加える。

別表第一

	損害の程度	月数
一	住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。	三月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一	住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	二月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三	住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき。	
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一	住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	一月
二	住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
三	住居又は家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	
四	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一	住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	〇・五月
二	住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

別表第二

日本国有鉄道における次に掲げる職

一	連結手
二	機関助士
三	副機関助士
四	線路工手
五	隧道手
六	志免鉱業所における坑内作業従事員

別表第三

組合員期間	日数
一年以上二年未満	二〇日
二年以上三年未満	四〇日
三年以上四年未満	六〇日
四年以上五年未満	八〇日
五年以上六年未満	一〇五日
六年以上七年未満	一三〇日
七年以上八年未満	一五五日
八年以上九年未満	一八〇日
九年以上十年未満	二〇五日
十年以上十一年未満	二三〇日
十一年以上十二年未満	二五五日
十二年以上十三年未満	二八〇日
十三年以上十四年未満	三〇五日
十四年以上十五年未満	三三〇日
十五年以上十六年未満	三六〇日
十六年以上十七年未満	三九〇日
十七年以上十八年未満	四二〇日
十八年以上十九年未満	四五〇日
十九年以上二十年未満	四八〇日

別表第四

廃疾の程度	番号	廃疾の状態
一級	一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの
	二	両腕の用を全く廃したもの
	三	両足の用を全く廃したもの
	四	両腕を腕関節以上で失つたもの
	五	両足を足関節以上で失つたもの
	六	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
	七	精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの
	八	傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するもの

級	
一	一　両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの
二	二　一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 三　両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの 四　咀嚼又は言語の機能を廃したもの 五　脊柱の機能に高度の障害を残すもの 六　一腕を腕関節以上で失つたもの 七　一足を足関節以上で失つたもの 八　一腕の用を全く廃したもの 九　一足の用を全く廃したもの 十　両腕のすべての指の用を廃したもの 十一　両足をリスフラン関節以上で失つたもの 十二　両足のすべてのあしゆびを失つたもの 十三　前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 十四　精神に、労働することを不能ならしめる程度の障害を残すもの 十五　傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
三	一　両耳の聴力が、四〇センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの 二　咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三　脊柱の機能に著しい障害を残すもの 四　一腕の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 五　一足の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの 六　長管状骨に仮関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの 七　一腕のおや指及びひとさし指を失つたもの又はおや指をあわせ一腕の三指以上を失つたもの 八　おや指及びひとさし指をあわせ一腕の四指の用を廃したもの 九　一足をリスフラン関節以上で失つたもの 十　両足のすべてのあしゆびの用を廃したもの 十一　前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 十二　精神又は神経系統に、労働に著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの 十三　傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの 十四　一腕のおや指又は人さし指を失つたもの 一足の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの 一足の五趾の用を廃したもの 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

備考

一　視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

二　指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。

三　指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四　あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

五　あしゆびの用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第五

番号	廃疾の状態
一	両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの

級	
三	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四	両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの
五	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
六	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
七	咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
八	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
九	脊柱の機能に障害を残すもの
十	一腕の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十一	一足の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
十二	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十三	長管状骨に著しい転位変形を残すもの
十四	一腕の二指以上を失つたもの
十五	一腕のひとさし指を失つたもの
十六	一腕の三指以上の用を廃したもの
十七	ひとさし指をあわせ一腕の二指の用を廃したもの
十八	一腕のおや指の用を廃したもの
十九	一足の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの
二十	一足の五趾の用を廃したもの
二十一	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
二十二	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

備考　別表第四の備考と同じ。

別表第六

組合員期間	日数
一年六月未満	一〇日
一年以上一年六月未満	二〇日
一年六月以上二年六月未満	三〇日
二年以上二年六月未満	四〇日
二年六月以上三年六月未満	五〇日
三年以上三年六月未満	六〇日
三年六月以上四年六月未満	七〇日
四年以上四年六月未満	八〇日
四年六月以上五年六月未満	九〇日
五年以上五年六月未満	一〇〇日
五年六月以上六年六月未満	一一〇日
六年以上六年六月未満	一二〇日
六年六月以上七年六月未満	一三〇日
七年六月以上八年六月未満	一四〇日
八年六月以上九年六月未満	一五〇日
九年六月以上一〇年六月未満	一六〇日
一〇年六月以上一一年六月未満	一七〇日
一一年六月以上一二年六月未満	一八〇日
一二年六月以上一三年六月未満	一九〇日
一三年六月以上一四年六月未満	二〇〇日
一四年六月以上一五年六月未満	二一五日
一五年六月以上一六年六月未満	二三〇日
一六年六月以上一七年六月未満	二四五日
一七年六月以上一八年六月未満	二六〇日
一八年六月以上一九年六月未満	二七五日
一九年六月以上二〇年六月未満	二九〇日
二〇年六月以上二一年六月未満	三〇五日
二一年六月以上二二年六月未満	三二〇日
二二年六月以上二三年六月未満	三三五日
二三年六月以上二四年六月未満	三五〇日
二四年六月以上二五年六月未満	三六五日
二五年六月以上	三八〇日

十六年六月以上	三九五日
十六年六月未満	四一〇日
十七年六月以上	四二五日
十七年六月未満	四四〇日
十八年六月以上	四五五日
十八年六月未満	四七〇日
十九年六月以上	四八五日
十九年六月未満	

（大蔵・運輸・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第百三十五号（昭三一・六・七）

◎金融制度調査会設置法

（設置）

第一条 金融情勢の推移にかんがみ、金融制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、大蔵省の附属機関として、金融制度調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（任務）

第二条 調査会は、大蔵大臣の諮問に応じ、金融制度の改善に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議する。

（組織）

第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（会長）

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員及び臨時委員）

第五条 委員は、金融又は産業に関して深い知識と経験を有する者その他学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 臨時委員は、当該特別事項に関して深い知識と経験を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。

5 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（意見の聴取）

第六条 調査会は、必要があると認める場合には、関係行政機関の職員の出席を求め、その意見をきくことができる。

（省令への委任）

第七条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中金利調整審議会の項の次に次のように加える。

金融制度調査会	大蔵大臣の諮問に応じ、金融制度の改善に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議すること。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百三十六号（昭三一・六・七）

◎電源開発促進法の一部を改正する法律

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「負担」を「負担等」に改め、同条第一項中「又は道路に関して国又は」を「若しくは道路に関して国若しくは」に、「委託する」を「委託し、又は電源開発等を行う者から、当該電源開発等の委託を受ける」に改め、同条第二項中「委託する場合における公共事業の施行のため必要な」を「委託し、又は委託を受ける場合における」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（電源開発に伴う増加利益の調整）

第六条の二 電気事業者又は電源開発株式会社（以下「電気事業者等」という。）は、他の電気事業者等のダム、水路若しくは貯水池又はこれらの附属設備（以下「ダム等」という。）の設置又は改良に関する工事であつて政令で定めるものにより著しく利益を受けるときは、その設置又は改良に関する工事の費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により負担すべき額は、その受ける利益の額のそのダム等の設置又は改良に関する工事により電気事業者等について生ずる利益の総額に対する割合に応じ、当事者間の協議により定める。但し、その受ける利益の額を限度とする。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定による負担に関し必要な事項は、当事者間の協議により定める。

4 第一項の政令は、総合的に発電水力の有効利用を図る必要があると認められる河川又は湖沼におけるダム等の設置又は改良に関する工事であつて、そのダム等の設置又は改良のほか、当該河川又は湖沼に設置され又は設置されるべき他の発電施設の効用の増加を目的とするものについて定めるものとする。

第十三条第二項及び第十五条第五項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。

第十八条中「二人」を「二人以内」に改める。

第二十二条及び第二十三条第二項から第四項までの規定中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。

第二十七条の見出し中「外貨」を削り、同条中「会

社の」の下に「発行する社債に係る債務及び」を加える。

第二十九条から第三十三条まで及び第三十五条第一項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（大蔵大臣に対する協議）

第三十五条の二　通商産業大臣は、第十五条第五項、第二十三条第二項、第三十条、第三十一条、第三十二条（定款の変更の決議に係るものを除く。）又は第三十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・通商産業・建設大臣署名）

法律第百三十七号（昭三一・六・八）

◎会計検査院法の一部を改正する法律

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第六号中「予算執行職員等の責任に関する法律第十条第三項」の下に「及び同法第十一条第二項」を加える。

第二十二条第二号中「現金及び」の下に「物品並びに」を加える。

第二十三条第一項第一号中「物品及び」を削り、「現金」の下に「及び物品」を加える。

第二十九条第六号中「予算執行職員等の責任に関する法律第十条第三項」の下に「及び同法第十一条第二項」を加える。

第三十二条第一項中「又は物品」及び「毀損」を削り、同条第二項中「出納職員」の下に「又は物品管理職員」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「第一項の弁償責任は」を「第一項又は第二項の弁償責任は、」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「出納職員」の下に「又は物品管理職員」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

会計検査院は、物品管理職員が物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）の規定に違反して物品の管理行為をしたこと又は同法の規定に従つた物品の管理行為をしなかつたことにより物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、故意又は重大な過失により国に損害を与えた事実があるかどうかを審理し、その弁償責任の有無を検定する。

附　則

1　この法律は、物品管理法の施行の日から施行する。

2　この法律の施行前に生じた物品の亡失き損による出納職員の弁償責任の検定については、なお従前の例による。

（内閣総理大臣署名）

法律第百三十八号（昭三一・六・八）

◎接収不動産に関する借地借家臨時処理法（衆法）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、旧連合国占領軍又は日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定を実施するため日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊若しくは日本国に駐留する国際連合加盟国の軍隊等に接収された土地又は建物に関し、その接収の解除後における借地借家関係を調整するための措置を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「接収」とは、旧連合国占領軍の用に供するためにした次に掲げる行為及びこれに基いて旧連合国占領軍又は日本国との平和条約の効力発生後、旧連合国占領軍に引き続いて前条に規定する駐留軍隊等がその用に供したことをいう。

一　旧土地工作物使用令（昭和二十年勅令第六百三十六号）により、国が土地又は建物を使用した行為

二　国が土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から賃借した行為

三　旧連合国占領軍が土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者から直接その占有に移した行為

2　この法律において「接収の解除」とは、接収された土地又は建物をその所有者又は借地権者若しくは建物の賃借権者に返還することをいう。

3　この法律において「借地権」とは、建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいい、「借地権者」とは、借地権を有する者をいう。

（接収地の借地権者の土地優先賃借権）

第三条　土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日（この法律施行後接収の解除があつたときは、接収の解除の公告の日。以下同じ。）から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、かつ、賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、その土地を賃借することができる。ただし、その土地を権原により建物所有の目的で使用する者があるとき、又は他の法令により、その土地に建物を築造するについて許可を必要とする場合に、その許可がないときは、その申出をすることができない。

2　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失（接収の際における除却を含む。以下同じ。）したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存しない場合には、その土地の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、かつ、賃借権の

設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、その土地を賃借することができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

3　土地所有者は、第一項又は前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

4　土地所有者は、建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるのでなければ、第一項又は第二項の申出を拒絶することができない。

5　第一項又は第二項に規定する借地権者の借地権が接収された当時において第三者に対抗することのできない借地権又は臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権であるときは、これらの規定は、適用しない。

6　第一項又は第二項の規定により設定された賃借権の存続期間は、借地法（大正十年法律第四十九号）第二条（借地権の存続期間）の規定にかかわらず、二十年とする。ただし、建物が、この期間満了前に朽廃したときは、賃借権は、これによつて消滅する。

7　当事者は、前項に規定する存続期間について、同項の規定にかかわらず、その合意により、別段の定をすることができる。ただし、存続期間を二十年未満とする借地条件は、これを定めないものとみなす。

8　第一項又は第二項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これをもつてこの法律施行の日から二年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収地の借地権者の借地権優先譲受権）

第四条　土地が接収された当時におけるその土地の借地権者で、その土地の接収中にその借地権が存続期間の満了によつて消滅した者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のため設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合には、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合には、その借地権の設定を受けた者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

3　前条第一項ただし書、第三項から第五項まで及び第八項並びに第九条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、第九条中「この法律施行の日」とあるのは「借地権の譲渡を受けた日（その借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した日又はその調停が成立したことができる。

2　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつてこの法律施行の日までにその土地について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その土地又はその換地に借地権（第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかな借地権を除く。）の存する場合には、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合には、その借地権者）に対し、この法律施行の日から六箇月以内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対価で、その借地権の譲渡を受けることができる。

日）と読み替えるものとする。

（借地権譲渡の場合の賃貸人の承諾）

第五条　前条の規定により賃借権が譲渡された場合には、その譲渡について賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを、直ちに賃貸人に通知しなければならない。

（土地使用を始めない場合の解除権）

第六条　第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、その後（その賃借権の設定又は借地権の譲渡について裁判又は調停があつたときは、その裁判が確定した後又はその調停が成立した後）六箇月を経過しても、正当な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契約を解除することができる。ただし、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

2　第三条の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条の規定により借地権の譲渡を受けた者が、建物所有の目的でその土地の使用を始めた後、建物の完成前にその使用を止めた場合にも、前項と同様である。

（賃貸人及び譲渡人の先取特権）

第七条　第三条の規定による賃借権の設定又は第四条の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃貸人又は借地権の譲渡人は、借賃の全額及び賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価について、当該賃借権の設定又は借地権の譲渡を受ける者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

2　前項の先取特権は、借賃については、その額及び、もし存続期間若しくは借賃の支払時期の定があるときはその旨、又はもし弁済期の来た借賃があるときはその旨、賃借権の設定の対価又は借地権の譲渡の対価については、その対価の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

3　第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。ただし、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）により徴収することのできる請求権、民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する共益費用、不動産保存又は不動産工事の先取権並びに前項の登記前に登記した質権及び抵当権に後れる。

（接収地の借地権の対抗力）

第八条　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する登記した建物が接収中に滅失したため、その借地権をもつて第三者に対抗することができない者は、その借地権の登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これをもつてこの法律施行の日から一年以内にその土地について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収地の借地権の存続期間及び契約更新の請求）

第九条　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者の当該借地権の残存期間が、この法律施行の日において一年未満のときは、これをこの法律施行の日から一年とする。

2　土地が接収された当時から引き続きその土地に借地権を有する者で、その土地にある当該借地権者の所有に属する建物が接収中に滅失した者については、その者がこの法律施行の日以後一年以内に建物を築造した場合においては、借地法第四条（更新の請求）の規定を準用し、同法第七条（建物の滅失の場合の法定更新）の規定は、適用がないものとする。

（接収地借地権の催告による消滅）

第十条　土地所有者は、この法律施行の日から六箇月以内に、第八条に規定する借地権者（接収の後更に借地権を設定している者を除く。）に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に、借地権を存続させる意思があるかないかを申し出るように、催告することができる。もし、借地権者が、その期間内に、借地権を存続させる意思があることを申し出ないときは、その期間満了の時、借地権は、消滅する。ただし、借地権者が更に借地権を設定している場合には、各借地権は、すべての借地権者が、その申出をしないときに限り消滅する。

2　前項の催告は、土地所有者が、借地権者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これをすることができる。

3　前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示のあつたことを新聞紙に二回掲載して、これを行う。

4　公示に関する手続は、接収された土地の所在地の地方裁判所の管轄に属する。

5　第二項の場合には、民法第九十七条ノ二（公示による意思表示）第三項及び第五項の規定を準用する。

第十一条　借地権者が更に借地権を設定している場合に、その借地権を設定している者については、前条の規定を準用する。

（接収地が疎開建物の敷地である場合の土地優先賃借権及び借地権優先譲受権）

第十二条　第三条（第二項を除く。）、第四条（第二項を除く。）及び第五条から第七条までの規定は、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第九条の疎開建物の敷地の借地権者であつて、昭和二十三年九月十四日現在において当該疎開建物の敷地が接収中であつた者に準用する。この場合において、第三条第一項本文中「賃借権の設定の対価を支払うことが相当でない場合を除き、相当な賃借権の設定の対価で、」とあるのは「相当な賃借権の設定の対価で、」と読み替えるものとする。

2　前項の規定は、昭和二十三年九月十四日までに罹災都市借地借家臨時処理法第九条において準用する同法第二条の規定による賃借の申出又は同法第九条において準用する同法第三条の規定による借地権の譲渡の申出をした者については、これを適用しない。

（接収建物の賃借権者の建物優先賃借権）

第十三条　建物が接収された当時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の占有をそう失したため、その賃借権をもつてこの法律施行の日までにその建物について権利を取得した第三者に対抗することができない者は、その建物の所有者に対し、この法律施行の日から六箇月以内に賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借家条件で、その建物を賃借することができる。ただし、その建物を権原により使用する者があるときは、その申出をすることができない。

2　第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

3　第一項の規定により設定された賃借権は、その登記及びその建物の引渡がなくても、これをもつてこの法律施行の日から一年以内にその建物について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収建物の賃借権の対抗力）

第十四条　建物が接収された当時から引き続きその建物の賃借権を有する者で、接収によりその建物の占有をそう失したため、その賃借権をもつて、第三者に対抗することができない者は、その建物の賃借権

の登記及びその建物の引渡がなくても、これをもつてこの法律施行の日から六箇月以内にその建物について権利を取得した第三者に対抗することができる。

（接収建物の賃借権の催告による消滅）

第十五条　第十条の規定は、建物所有者に準用する。この場合において、「第八条に規定する借地権者」とあるのは「第十四条に規定する建物の賃借権者」と、「借地権」とあるのは「建物の賃借権」と、「借地権者」とあるのは「建物の賃借権者」と読み替えるものとする。

2　前項の規定は、建物の賃借権者が更に賃借権を設定している場合に、その賃借権を設定している者に準用する。

（賃借権の設定による損失の補償）

第十六条　第三条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定により賃借権の設定を受け、又は第四条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定により借地権の譲渡を受けた者は、権原によりその土地を使用していた者及びその他の者に対し、工作物の移転料その他当該賃借権の設定又は当該借地権の譲渡によりその者が通常受けるべき損失を補償しなければならない。

（接収地借地借家関係の裁判）

第十七条　第三条又は第十二条に規定する借地条件及び賃借権の設定の対価、第十三条に規定する借家条件又は第四条（第十二条において準用する場合を含む。）に規定する対価について、当事者間に、協議がととのわないときは、申立により、裁判所は、鑑定委員会の意見を聞き、土地又は建物の状況その他一切の事情を参しやくして、これを定めることができる。

第十八条　第三条（第十二条において準用する場合を含む。）若しくは第十三条の規定による賃借の申出又は第四条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による借地権の譲渡の申出をした者が数人ある場合に、賃借しようとする土地若しくは建物又は譲渡を受けようとする借地権の目的である土地の割当について、当事者間に協議がととのわないときは、裁判所は、申立により、土地又は建物の状況、土地若しくは建物の賃借権者又は譲受人の職業その他一切の事情を参しやくして、その割当をすることができる。

2　裁判所は、当事者間の衡平を維持するため必要があると認めるときは、割当を受けない者又は著しく不利益な割当を受けた者のために、著しく利益な割当を受けた者に対し、相当な給付を命ずることができる。

（裁判の管轄及び手続）

第十九条　第十七条又は前条の規定による裁判は、接収された土地又は建物の所在地を管轄する地方裁判所が非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により、これをする。

（鑑定委員会）

第二十条　第十七条に規定する鑑定委員会については、罹災都市借地借家臨時処理法第十九条から第二十二条まで（鑑定委員会）の規定を準用する。

（民事調停法の準用）

第二十一条　第十七条又は第十八条の規定による申立があつた場合には、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十条（受訴裁判所の調停）の規定を準用する。この場合において、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（即時抗告）

第二十二条　第十七条又は第十八条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。その期

間は、二週間とする。

2　前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（裁判の効力）

第二十三条　第十七条又は第十八条の規定による裁判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（公告）

第二十四条　調達局長は、接収された土地又は建物について、接収の解除があつたときは、遅滞なく、官報をもつてその旨を公告しなければならない。

2　前項の公告は、これを掲載した官報の発行の日の翌日にしたものとみなす。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第七条の規定によりまだ弁済期の来ない借賃につき先取特権に関する登記を受ける場合においては、賃貸借の存続期間における借賃の全額から、すでに弁済期の来た借賃の額を控除した金額をもつて、登録税法（明治二十九年法律第二十七号）第二条第一項第九号に規定する債権金額とみなす。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第百三十九号（昭三一・六・八）

◎日本製鉄株式会社法廃止法律の一部を改正する法律

日本製鉄株式会社法廃止法（昭和二十五年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「六年」を「八年」に、「七年」を「九年」に改め、附則第六項中「七年」を「九年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百四十号（昭三一・六・一一）

◎憲法調査会法（衆法）

（設置）

第一条　内閣に、憲法調査会（以下「調査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条　調査会は、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する。

（組織）

第三条　調査会は、委員五十人以内で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、内閣が任命する。

一　国会議員　三十人

二　学識経験のある者　二十人

3　委員は、非常勤とする。

（会長及び副会長）

第四条　調査会に、会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第五条　調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（幹事）

第六条　調査会に幹事を置く。

2　幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4　幹事は、非常勤とする。

（部会）

第七条　調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2　部会所属の委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。

3　部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

（議事）

第八条　調査会の議事に関し必要な事項は、会長が調査会の議を経て定める。

（事務局）

第九条　調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3　事務局長は、内閣総理大臣が任命する。

4　事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行い、かつ、その服務につき、これを監督する。

5　事務官は、命を受け、事務を整理する。

6　事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、七人とする。

（主任の大臣）

第十条　調査会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（委任規定）

第十一条　この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十一号の二を第十一号の三とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　憲法調査会の委員及び専門委員

3　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　憲法調査会の委員及び専門委員

第九条の見出し中「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改め、同条中「第十八号」を「第十七号の二」に、「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。

第十四条第一項第二号中「日本学術会議会員等」を「憲法調査会の委員及び専門委員等」に改める。

4　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「法制局次長」の下に「、憲法調査会事務局長」を加え、同項第三号中「若ハ法制局事務官」を「、法制局事務官若ハ憲法調査会事務局事務官」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百四十一号（昭三一・六・一一）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　外局（第五十六条―第五十九条）」を「第三章　外局（第五十六条―第八十一条）」に、

「第三節　海難審判庁（第五十九条）
第四章　職員（第六十条・第六十一条）」を

「第三節　海難審判庁（第五十九条）
第四節　気象庁（第六十条―第六十七条）
第一款　総則（第六十条―第六十一条）
第二款　内部部局（第六十二条―第六十六条）
第三款　附属機関（第六十八条―第七十六条）
第四款　地方機関（第七十七条―第八十一条）
第四章　職員（第八十二条・第八十三条）」

に改める。

第四条第一項第四十五号及び第四十六号中「及び地面のふく射」を「、地面及び水面の輻射」に改め、同項第四十八号の三を次のように改める。

四十八の三　気象電報を集め、並びに気象無線報を送信し、及び受信すること。

第二十二条第九号を次のように改める。

九　削除

第二十九条中「中央気象台」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

第五十六条中「海難審判庁」を「海難審判庁　気象庁」に改める。

第六十一条を第八十三条とし、第六十条を第八十二条とし、第五十九条の次に次の一節を加える。

第四節　気象庁

第一款　総則

（気象庁の任務及び長）

第六十条　気象庁は、気象業務を行うことを主たる任務とする。

2　気象庁の長は、気象庁長官とする。

（気象庁の権限等）

第六十一条　気象庁は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一項第一号から第十二号まで、第十四号、第十四号の十一、第四十五号から第四十八号の五まで及び第五十三号に掲げる権限を行使する。

2　気象庁は、その事務に支障がない場合においては、委託により、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに密接な関連のある事項に関する調査を行い、並びに気象測器、羅針盤、経緯儀その他の測器の設計、製作、検定、修理及び調整を行うことができる。

第二款　内部部局

（内部部局）

第六十二条　気象庁に、次の四部を置く。

総務部
予報部
観測部
海洋気象部

（特別な職）

第六十三条　気象庁に、次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。

（総務部の事務）

第六十四条　総務部においては、気象庁の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び庁印を保管すること。

三　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

四　広報に関すること。

五　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の厚生、教養及び訓練に関すること。

六　経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に関すること。

七　国有財産及び物品を管理すること。

八　総合調整及び基本計画の設定に関すること。

九　気象業務に関する国際協力事務に関すること。

十　図書及び資料の刊行に関すること。

十一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。

十二　前各号に掲げるもののほか、気象庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

（予報部の事務）

第六十五条　予報部においては、次の事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関すること（観測部及び海洋気象部の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象及び水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

三　気象通信に関すること。

（観測部の事務）

第六十六条　観測部においては、次の事務をつかさどる。

一　気象（海上気象を除く。）、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象（陸水に関するものに限る。以下「陸水象」という。）並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二　気象（海上気象を除く。）、地象及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三　前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

四　津波の予報及び警報に関すること。

五　気象測器その他の測器に関すること（海洋気象部の所掌に属するものを除く。）。

（海洋気象部の事務）

第六十七条　海洋気象部においては、次の事務をつかさどる。

一　海上気象及び水象（海洋に関するものに限る。以下「海水象」という。）並びにこれらに関連する太陽、天空及び海面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三　前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

四　海面水温及び海氷の状況の予報に関すること。

五　気象庁に所属する観測船に関すること。

六　難島における気象業務に関すること（予報部及び観測部の所掌に属するものを除く。）。

七　海水象に関する気象測器に関すること。

第三款　附属機関

（所属機関）

第六十八条　第七十六条に規定するもののほか、気象庁に、次の附属機関を置く。

高層気象台

気象研究所

地震観測所

地磁気観測所

気象庫研修所

気象通信所

気象測器製作所

（気象研究所）

第六十九条　気象研究所は、気象業務に関する技術に関する研究を行う機関とする。

2　気象研究所は、東京都に置く。

3　運輸大臣は、気象研究所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4　気象研究所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（高層気象台）

第七十条　高層気象台は、高層気象に関する精密な観測及び調査並びに高層気象に関する気象測器の試験及び改良を行う機関とする。

2　高層気象台は、茨城県に置く。

3　運輸大臣は、高層気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4　高層気象台の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（地震観測所）

第七十一条　地震観測所は、地震に関する精密な観測及び調査並びに地震に関する気象測器の試験及び改良を行う機関とする。

2　地震観測所は、長野県に置く。

3　地震観測所の内部組織は、運輸省令で定める。

（地磁気観測所）

第七十二条　地磁気観測所は、地球磁気及び地球電気に関する観測及び調査を行う機関とする。

2　地磁気観測所は、茨城県に置く。

3　運輸大臣は、地磁気観測所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4　地磁気観測所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（気象庁研修所）

第七十三条　気象庁研修所は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するため必要な訓練を行う機関とする。

2　気象庁研修所は、千葉県に置く。

3　気象庁研修所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象通信所）

第七十四条　気象通信所は、気象無線報の受信を行う機関とする。

2　気象通信所は、東京都に置く。

3　気象通信所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象測器製作所）

第七十五条　気象測器製作所は、気象測器その他の測器の設計、製作、検定、修理及び調整を行う機関とする。

2　気象測器製作所は、茨城県に置く。

3　気象測器製作所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象審議会）

第七十六条　気象庁の附属機関として、気象審議会を置く。

2　気象審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の定めるところによる。

第四款　地方機関

（地方機関）

第七十七条　気象庁に、次の地方機関を置く。

管区気象台

海洋気象台

（管区気象台）

第七十八条　管区気象台は、気象庁の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一　気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）、陸水象及び津波の予報及び警報に関すること。

二　気象（海上気象を除く。）、地象及び陸水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

三　気象（海上気象を除く。）、地象、地動及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

四　気象（海上気象を除く。）、地象及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

五　前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

六　前各号に掲げる事項に関する気象通信に関すること。

七　気象測器その他の測器に関すること（海洋気象台の所掌に属するものを除く。）。

第七十九条　管区気象台の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌管区気象台	札幌市
仙台管区気象台	仙台市
東京管区気象台	東京都
大阪管区気象台	大阪市
福岡管区気象台	福岡市

2　管区気象台に次の二部を置く。

総務部

技術部

3　管区気象台の管轄区域及び内部組織の細目は、運輸省令で定める。

4　運輸大臣は、管区気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方気象台、測候所若しくは出張所又は地方気象台若しくは測候所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定め

る。

5　運輸大臣は、特に必要がある場合は、管区気象台の所掌事務の一部を海洋気象台に分掌させることができる。

（海洋気象台）

第八十条　海洋気象台は、気象庁の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一　海上気象及び海水象（津波を除く。）の予報及び警報に関すること。

二　海上気象及び海水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

三　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び海面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

四　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

五　前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

六　前各号に掲げる事項に関する気象通信に関すること。

七　海洋気象台に所属する観測船に関すること。

八　海上気象及び海水象に関する気象測器に関すること。

2　従前の中央気象台の機関及びその職員は、気象庁の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

運輸省	船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会

を

運輸省	船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会
海上保安庁 海難審判庁 気象庁	

に改める。

4　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

本省	一四、三五〇人
船員労働委員会	五四人
捕獲審検再審査委員会	五人
運輸省	一〇、七七五人
海上保安庁	一八四人
海難審判庁	五、一五〇人
計	二五、三六八人

を

本省	九、二〇〇人
船員労働委員会	五四人
捕獲審検再審査委員会	五人
運輸省	一〇、七七五人
海上保安庁	一八四人
海難審判庁	五、一五〇人
気象庁	二五、三六八人
計	

に改める。

5　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「中央気象台長、管区気象台長」を「気象庁長官、管区気象台長、地方気象台長」に改める。

6　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第二項中「中央気象台」を「気象庁長官」に改める。

（内閣総理・運輸大臣署名）

附　則

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

第二条第一項の表中

函館海洋気象台	北海道亀田郡亀田村
神戸海洋気象台	神戸市
長崎海洋気象台	長崎市
舞鶴海洋気象台	舞鶴市

で定める。

3　運輸大臣は、特に必要がある場合は、海洋気象台の所掌事務の一部を管区気象台に分掌させることができる。

法律第百四十二号（昭三一・六・一一）

◎農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）

第三条の二　政府は、前条の規定により国が直接又は間接にその事業費を補助する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、その施行者が当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。）及びこれに続く二箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の補助金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

第四条第一項中「前条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、「その交付を受けた年度」の下に「(当該年度において施行すべき災害復旧事業の一部を翌年度において施行することについての農林大臣の承認(以下この項において「農林大臣の承認」という。)があつた場合には、当該年度及び翌年度)」を、「終了した場合」の下に「又は農林大臣の承認があつた場合」を加え、同条第二項中「前条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に改め、「その交付を受けた年度」の下に「(当該年度において当該補助のために支出すべき金額の一部を翌年度において支出することについての農林大臣の承認(以下この項において「農林大臣の承認」という。)があつた場合には、当該年度及び翌年度)」を、「終了した場合」の下に「又は農林大臣の承認があつた場合」を加え、同条第三項中「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、「交付を受けた年度」の下に「(前二項に規定する農林大臣の承認があつた場合には、当該年度及び翌年度)」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の二の規定は、昭和三十一年一月一日以降発生した災害に関し適用する。

(大蔵・農林・内閣総理大臣署名)

法律第百四十三号(昭三一・六・一一)

◎物品税法の一部を改正する法律

物品税法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十一年六月三十日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる」を「当分の間」に、「百分の十五」を「百分の二十(昭和三十三年六月三十日までに製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、百分の十七)」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2　この法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたテレビジョン受像機で十四インチ以下のブラウン管及びテレビジョン受像機箱に限る。(以下「テレビジョン受像機等」という。)に対する物品税については、次項に定める場合を除くほか、なお従前の例による。

3　この法律の施行前又はこの法律の施行後昭和三十三年六月三十日までに次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けたテレビジョン受像機等について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合において追徴すべき物品税の税率は、昭和三十三年六月三十日までに当該規定に該当することとなつたものについては百分の十七、同日後に当該規定に該当することとなつたものについては百分の二十とする。

免除の規定	追徴の規定
物品税法(昭和十五年法律第四十号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
物品税法第十二条第一項	同法第十二条第二項
物品税法第十三条第一項	同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和二十七年法律第二百十一号)第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百一号)第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項又は第十一条第三項(これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。)
同法第八条	同法第八条
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第七条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条第一項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大蔵・内閣総理大臣署名)

法律第百四十四号（昭三一・六・一一）

◎気象業務法の一部を改正する法律

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　雑則（第三十五条―第四十三条）　第七章　罰則（第四十四条―第四十八条）」を「第六章　気象審議会（第三十四条の二―第三十四条の六）　第七章　雑則（第三十五条―第四十三条）　第八章　罰則（第四十四条―第四十八条）」に改める。

本則中「運輸大臣」を「気象庁長官」に、「中央気象台」を「気象庁」に改める。

第十五条第一項中「日本電信電話公社」の下に「、警察庁」を加え、同条第二項中「日本電信電話公社」の下に「、警察庁及び都道府県」を加える。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　気象審議会

（設置及び権限）

第三十四条の二　気象庁に、気象審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、気象庁長官の諮問に応じて、第三条各号に掲げる事項その他気象業務に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

（組織）

第三十四条の三　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

3　委員及び専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、気象庁長官が任命する。

4　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

5　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第三十四条の四　審議会に、委員の互選による会長を置く。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（部会）

第三十四条の五　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

（省令への委任）

第三十四条の六　この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第四十一条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「許可を受けた者」の下に「又は第七条第一項の船舶」を加え、「その業務」を「それらの行う気象業務」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

（内閣総理・運輸大臣署名）

法律第百四十五号（昭三一・六・一一）

◎肥料取締法の一部を改正する法律

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「別表」を「政令」に改める。

第三条第一項中「最小量」の下に「又は最大量」を加える。

第四条第一項第三号中「を原料とする配合肥料」を「が原料として配合される普通肥料」に改める。

第六条第一項第一号中「。以下同じ。」を削り、同項第三号中「保証成分量」の下に「その他の規格」を加え、同項に次の一号を加える。

七　その他省令で定める事項

第十条第三号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第五号中「保証成分量」の下に「その他の規格」を加え、同条第六号を削る。

第十一条中「、生産業者にあつては生産する事業場に、輸入業者にあつては」を削り、「その写をその他の事業場」を「生産業者にあつては、その写を当該肥料を生産する事業場」に改める。

第十二条中第二項を削り、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、公定規格の変更により公定規格に適合しなくなつた普通肥料又は公定規格の廃止により当該種類につき公定規格の定がなくなつた普通肥料については、この限りでない。

3　第一項の仮登録の有効期間は、その有効期間内に第九条第一項の肥効試験に基く肥料の効果の判定を行うことができない場合に限り、申請により更新することができる。

第十四条に次の一号を加える。

四　当該肥料の保証成分量又は登録証若しくは仮登録証に記載されたその他の規格を変更したとき。

第十六条第一項中「更新したとき」の下に「、第九条第二項の規定により仮登録を取り消したとき」を加え、同項第三号中「保証成分量」の下に「その他の規格」を加え、同項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　農林大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項又は第四項の規定により前項第二号又は第四号の事項に変更があつた旨の届出があつたときは、当該変更に係る事項を公告しなければならない。

第十七条第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　第二十五条但書の規定により異物を混入した場合にあつては、その混入した物の名称及び混入の割合

第十八条第一項後段中「、販売業者保証票及び次条第四項の規格外肥料保証票」を「及び販売業者保証票」に改め、同項第二号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第三号中「及び第九号」を「、第九号及び第十号」に改め、同項第四号中「年月日」を「年月」に改める。

第十九条の見出し中「禁止」を「制限」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「規格を下廻つた場合」を「規格に適合しなくなつた場合」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条中「、第十八条第一項各号又は前条第四

項」を「又は第十八条第一項各号」に改め、「商号」の下に「並びに生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては荷口番号及び出荷年月」を加える。

第二十一条第一項中「施用上の注意又は原料の使用割合」を「施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために必要な事項」に改め、同条第二項を削る。

第二十二条第一項第一号及び第二十三条第一項第一号中「住所」の下に「(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」を加える。

第二十五条に次のただし書を加える。

但し、政令で定める種類の普通肥料の生産業者が、農林大臣の許可を受け、当該許可に基き当該肥料の主成分の含有量を調整するためにする場合は、この限りでない。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第三十四条第一項中「又は第二号」を削り、「第三号」を「第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第三十八条第一号中「、第十八条第一項又は第十九条第四項」を「又は第十八条第一項」に改める。

第三十九条第二号中「、第十三条第三項、第五項若しくは第六項又は第二十八条」を「又は第十三条第三項、第五項若しくは第六項」に改め、同条第二号中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林・内閣総理大臣署名)

法律第百四十六号 (昭三一・六・一一)

◎工業用水法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 井戸(第三条―第十四条)
第三章 工業用水審議会(第十五条―第二十一条)
第四章 雑則(第二十二条―第二十七条)
第五章 罰則(第二十八条―第三十条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達に寄与し、あわせて地盤の沈下の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「井戸」とは、動力を用いて地下水(温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号)による温泉を除く。以下同じ。)を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。)が二十一平方センチメートルをこえるもの(河川法(明治二十九年法律第七十一号)による河川及び河川附近の土地の区域内のものを除く。)をいう。

2 この法律で「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業及びガス供給業をいう。

第二章 井戸

(許可)

第三条 政令で定める地域(以下「指定地域」という。)内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の政令は、地下水を工業の用に供するため採取したことにより、地下水の水位が異常に低下し、塩水若しくは汚水が地下水の水源に混入し、又は地盤が沈下している一定の地域について、その地域において工業の用に供すべき水の量がきわめて大であり、地下水の水源の保全を図るためにはその合理的な利用を確保する必要があり、かつ、その地域に工業用水道がすでに布設され、又は一年以内にその布設の工事が開始される見込がある場合に定めるものとする。

3 通商産業大臣及び建設大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、その政令の制定又は改廃により、指定地域となり、又は指定地域でなくなる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見をきかなければならない。

(許可の申請)

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 井戸の設置の場所

三 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

2 前項の申請書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条第一項の許可の申請に係る井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項に規定する場合のほか、第三条第一項の許可の申請に係る井戸により地下水を採取することがその指定地域における地下水の水源の合理的な利用に著しい支障を及ぼすおそれがない場合において、その井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なときは、許可をすることができる。

3 通商産業大臣は、第一項の通商産業省令の制定又は改廃を行おうとするときは、大蔵大臣、厚生大臣、農林大臣、運輸大臣及び建設大臣に協議しなければならない。

(経過措置)

第六条 一の地域が指定地域となつた際現にその地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供している者は、その井戸について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条第一項の許可を受けたも

のとみなされた者は、その地域が指定地域となつた日から一月以内に、第四条第一項各号の事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3　前項の届出書には、井戸の設置の場所を示す図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（変更の許可）

第七条　第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、同項の許可を受けた井戸（以下「許可井戸」という。）のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2　第五条第二項及び第三項の規定は、前項の許可に準用する。

（許可の条件）

第八条　第五条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつてする第三条第一項又は前条第一項の許可には、条件を附することができる。

2　前項の条件は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を図り、又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、その使用者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（氏名等の変更の届出）

第九条　使用者は、その氏名又は名称及び住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（許可の承継）

第十条　許可井戸を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取してこれを工業の用に供する者は、その許可井戸に係る使用者の地位を承継する。

2　使用者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、使用者の地位を承継する。

3　前二項の規定により使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（廃止の届出）

第十一条　使用者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

一　許可井戸により地下水を採取すること又はこれにより採取する地下水を工業の用に供することを廃止したとき。

二　許可井戸の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を二十一平方センチメートル以下としたとき。

三　前二号の場合のほか許可井戸を廃止したとき。

（許可の失効）

第十二条　使用者がその許可井戸につき前条各号の一に該当するに至つたときは、その許可井戸に係る第三条第一項の許可は、その効力を失う。

（許可の取消等）

第十三条　通商産業大臣は、使用者が第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき、又は第八条第一項の条件に違反したときは、第三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて許可井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することを停止すべき旨を命ずることができる。

（使用者に対する指示）

第十四条　通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するため特に必要があると認めるときは、使用者に対し、工業用水道の利用、地下水の使用方法の改善その他の方法を示して、許可井戸による地下水の採取量を減少すべき旨を指示することができる。

第三章　工業用水審議会

（設置）

第十五条　通商産業省に、工業用水審議会を置く。

（権限）

第十六条　工業用水審議会（以下「審議会」という。）は、通商産業大臣の諮問に応じ、工業用水に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第十七条　審議会は、委員十六人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

第十八条　委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び工業用水に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

（任期）

第十九条　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

（勤務）

第二十条　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（省令への委任）

第二十一条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章　雑則

（土地の立入）

第二十二条　通商産業大臣又は建設大臣は、この法律を施行するため地下水の水源又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行う必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2　通商産業大臣又は建設大臣は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入の日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入の際あらかじめその旨を土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入をしてはならない。

5　第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6　国は、第一項の規定による立入によつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第二十三条　土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

（報告の徴収）

第二十四条　通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、使用者に対し、その許可井戸の構造及び使用の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第二十五条　通商産業大臣は、指定地域における地下水の水源の合理的な利用を確保するために必要な限度において、その職員に、許可井戸の設置の場所又は許可井戸に係る使用者の工場若しくは事業場に立ち入り、許可井戸その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（聴聞）

第二十六条　通商産業大臣は、第十三条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る使用者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3　聴聞に際しては、その処分に係る使用者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議の申立）

第二十七条　この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。

2　通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第五章　罰則

第二十八条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項の許可を受けないで指定地域内の井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供した者

二　第十三条の規定による命令に違反した者

第二十九条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第六条第二項の届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した者

二　第九条、第十条第三項又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第二十三条の規定に違反して第二十二条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

四　第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　第二十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中「

産業合理化審議会	産業合理化に関する重要事項を調査審議すること。
工業用水審議会	工業用水に関する重要事項を調査審議すること。

」を

に改める。

（大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設・内閣総理大臣署名）

法律第百四十七号（昭三一・六・一二）

◎地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「第十一章　補則」を「第十一章　第十二章　大都市に関する特例　補則」に、「第一章　特別市」を「第一章　削除」に改める。

第一条の二第三項中「特別市、」を削る。

第二条第三項第十二号中「不良地区改良事業」を「土地区画整理事業」に改め、同項第十四号中「史跡」を「建造物、絵画、芸能、史跡」に、「記念物」を「文化財」に改め、同項の次に次の三項を加える。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項に例示されているような第二項の事務を処理するものとする。但し、第五項第四号に掲げる事務については、その規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第三項に例示されているような第二項の事務で、概ね次のような広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及び一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のものを処理するものとする。

一　地方の総合開発計画の策定、治山治水事業、電源開発その他の利水事業、林産資源、水産資源及び開発、産業立地条件の整備、道路、河川、運河その他の公共施設の建設、改良及び維持管理、開拓、干拓その他大規模な土地改良事業の施行等で広域にわたるもの、統一的に関すること。

二　義務教育その他の教育の水準の維持、文化財の保護及び管理の基準の維持、警察の管理及び運営、社会福祉事務及び社会保険事業の基準の維持、医事及び薬事の規制、伝染病の予防その他公衆衛生の水準の維持、労働争議の調整その他労働組合及び労働関係に関する事務、職業安定に関する事務、土地の収用に関する事務、各種営業の許可その他の規制、計量器の検査、各種生産物の検査その他の取締、各種の試験及び免許に関する事務、工業、人口動態等主要な統計調査、国民健康保険組合その他の公共的団体の監督等で統一的な処理を必要とする事務に関すること。

三　国と市町村との間の連絡、市町村の組織及び運営の合理化に関する助言、勧告及び指導、市町村相互間における事務処理の緊密な関係を保持させるためのあつせん、調停及び裁定、市町村の事務の処理に関する一般的基準の設定、訴願の裁決等市町村に関する連絡調整の事務に関すること。

四　高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、研究所、試験場、図書館、博物館、体育館、美術館、物品陳列所、病院及び療養所その他の保健医療施設、授産施設、養老施設その他の社会福祉施設、労働会館その他の労働福祉施設、運動場等の営造物の設置及び管理、文化財の保護及び管理、生活困窮者及び身体障害者の保護、罹災者の救護、土地区画整理事業の実施、農林水産業及び中小企業その他の産業の指導及び振興、特産物の保護奨励に関する事務等で一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模の事務に関

すること。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

第三条第二項及び第三項中「及び特別市」を削る。

第八条の二第一項中「第二条第十項」を「第二条第十三項」に改める。

第九十二条の次に次の一条を加える。

第九十二条の二　普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第九十六条第一項第七号及び第九号中「条例で定める」の下に「重要な」を加える。

第百二条第二項中「毎年四回」を「毎年、四回以内において条例で定める回数」に改める。

第百九条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

普通地方公共団体の議会は、条例で、都にあつては十二以内、道及び人口二百五十万以上の府県並びに人口百万以上の市にあつては八以内、人口百万以上二百五十万未満の府県及び人口三十万以上百万未満の市にあつては六以内、人口百万未満の府県及び人口三十万未満の市並びに町村にあつては四以内の常任委員会を置くことができる。

議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中在任する。

第百九条第六項中「特に付議された事件」を「付議された特定の事件」に改める。

第百十条第三項ただし書中「特に付議された事件」を「付議された特定の事件」に改め、同条第四項中「第五項」を「第四項」に改める。

第百十一条中「常任委員会及び特別委員会」を「委員会」に改める。

第百十二条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により議案を提出するに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の賛成がなければならない。

第百十二条第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第百十五条の二　普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

第百十七条中「自己又は」を「自己若しくは」に改め、「一身上に関する事件」の下に「又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」を加える。

第百十八条第五項を次のように改める。

第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては内閣総理大臣、市町村にあつては都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁決のあつた日から二十一日以内に裁判所に出訴することができる。

第百十八条第六項中「決定は、」を「決定又は前項の規定による裁決は、」に改める。

第百二十一条中「公安委員会の委員」を「公安委員会の委員長」に改める。

第百二十二条中「提出することができる。」を「提出しなければならない。」に改める。

第百三十二条中「議会」を「議会の会議又は委員会」に改める。

第百三十四条第一項中「及び会議規則」を「並びに会議規則及び委員会に関する条例」に改める。

第百三十五条第一項の次に次の一項を加える。

懲罰の動議を議題とするに当つては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

第百三十五条第二項中「前項」を「第一項」に改める。

第百四十二条中「又は当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長若しくはその団体の長の委任」を「若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任」に、「支配人、又は」を「支配人又は」に、「又はこれに準ずべき者」を「若しくはこれらに準ずべき者」に改める。

第百五十五条第二項及び第三項を削り、同条第四項及び第五項中「、支所若しくは出張所又は区の事務所若しくはその出張所」を「又は支所若しくは出張所」に改める。

第百五十八条第一項中「都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府県に条例で左の局部を置くものとする。」を「都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、都に十局、道に九部、人口二百五十万以上の府県に八部、人口百万以上二百五十万未満の府県に六部、人口百万未満の府県に四部を置くものとし、その局部の名称及びその分掌する事務を例示すると、概ね次の通りである。」に改める。

第百五十八条第二項中「局部の名称若しくはその分掌する事務を変更し、又は」を削り、「第二条第九項及び第十項」を「第二条第十二項及び第十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による局部の数を超えて局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下本条中同じ。）を置こうとするときは、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

第百五十八条第三項中「前項の規定により」を「都道府県知事は、」に、「事務を変更し、」を「事務を定め、若しくは変更し、」に、「都道府県知事は、遅滞なく」を「遅滞なくその旨を」に改め、同条第六項中「第二条第九項及び第十項」を「第二条第十二項及び第十三項」に改める。

第百五十八条第一項中「都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府県に条例で左の局部を置くものとする。」を「都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、都に十局、道に九部、人口二百五十万以上の府県に八部、人口百万以上二百五十万未満の府県に六部、人口百万未満の府県に四部を置くものとし、その局部の名称及びその分掌する事務を例示すると、概ね次の通りである。」に改める。

第百五十八条第二項中「局部の名称若しくはその分掌する事務を変更し、又は」を削り、「第二条第九項及び第十項」を「第二条第十二項及び第十三項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による局部の数を超えて局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下本条中同じ。）を置こうとするときは、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

第百五十八条第三項中「前項の規定により」を「都道府県知事は、」に、「事務を変更し、」を「事務を定め、若しくは変更し、」に、「都道府県知事は、遅滞なく」を「遅滞なくその旨を」に改め、同条第六項中「第二条第九項及び第十項」を「第二条第十二項及び第十三項」に改める。

第百七十条第一項中「出納」を「現金又は物品の出納」に改める。

第百七十一条第一項及び第二項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改め、同条第三項の次に次の一項」を加える。

分任出納員は、出納員の命を受けてその出納事務の一部を分任する。

第百七十一条第四項中「出納員」を「出納員及び分任出納員」に改める。

第百七十六条第五項を次のように改める。

前項の規定による議会の議決又は選挙がなおその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、都道府県知事にあつては内閣総理大臣、市町村長にあつては都道府県知事に対し、当該議決又は選挙があつた日から二十一日以内に、審査の請求をすることができる。

第百七十六条に次の二項を加える。

前項の請求があつた場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、審査の結果、議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該議決又は選挙を取り消す旨の裁定をすることができる。

第五項の規定による請求に係る審査の裁定に不服があるときは、普通地方公共団体の議会又は長は、裁定のあつた日から六十日以内に、裁判所に出訴することができる。

第百八十条の二中「委員の同意を得て、」を「委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員」を加える。

第百八十条の三中「委員の申出があるときは、」を委員と協議して、」に改め、「事務を補助する職員」の下に「若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員」を加える。

第百八十条の八を第百八十条の九とし、第百八十条の七を第百八十条の八とし、第百八十条の六中「当該普通地方公共団体の長の同意を得て、」を「当該普通地方公共団体の長と協議して、」に、「区の事務所」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区の事務所」に改め、同条を第百八十条の七とし、第百八十条の五を第百八十条の六とし、第百八十条の四第三項及び第四項を次のように改める。

第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一　農業委員会

二　固定資産評価審査委員会

第一項及び前項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、第二百五十二条の十九条第一項に規定する指定都市に人事委員会を置かなければならない。

第百八十条の四第四項の次に次の一項を加える。

前四項の委員会の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当つては、当該普通地方公共団体の長が第百五十八条第一項、第二項若しくは第六項又は第七項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

第百八十条の四に次の一項を加え、同条を第百八十条の五とする。

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

第二編第七章第二節第五款中第百八十条の三の次に次の一条を加える。

第百八十条の四　普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

普通地方公共団体の委員会又は委員は、事務局等の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱で当該委員会又は委員の権限に属する事項の中政令で定めるものについて、当該委員会又は委員の規則その他の規程を定め、又は変更しようとする場合においては、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第百八十一条第二項中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市」に改める。

第百八十二条に次の一項を加える。

委員又は補充員の選挙を行うべき事由が生じたときは、選挙管理委員会の委員長は、直ちにその旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

第百八十三条第四項中「判決」を「裁決又は判決」に改める。

第百八十九条第一項中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市」に改め、同条第二項中「自己又は」を「自己若しくは」に改め、「一身上に関する事件」の下に「又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」を加える。

第百九十三条中「、第百四十二条」を削る。

第百九十六条第三項を次のように改める。

学識経験を有する者の中から選任される監査委員で、特に事業の経営管理又は会計事務に知識又は経験を有し、且つ、地方自治について識見をそなえるものは、これを常勤とすることができる。

第百九十七条を次のように改める。

第百九十七条　監査委員の任期は、普通地方公共団体の議会の議員の中から選任された者にあつては議員の任期によるものとし、学識経験を有する者の中から選任された者にあつては三年とする。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第百九十八条の次に次の一条を加える。

第百九十八条の二　普通地方公共団体の長又は副知事若しくは助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、監査委員となることができない。

監査委員は、前項に規定する関係が生じたときは、その職を失う。

第百九十九条第二項中「第二条第九項及び第十項」を「第二条第十二項及び第十三項」に改め、同条第四項中「所轄行政庁又は普通地方公共団体の議会」を「内閣総理大臣若しくは都道府県知事又は当該普通地方公共団体の議会若しくは長」に改める。

第百九十九条第六項中「貸付金その他財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行」を「負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該普通地方公共団体が資本金の一部を出資しているもので政令で定めるもの及び当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものについても、また、同様とする。

第百九十九条第六項の次に次の一項を加える。

監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができる。

第百九十九条第七項中「所轄行政庁」を「内閣総理大臣若しくは都道府県知事」に改める。

第百九十九条の次に次の一条を加える。

第百九十九条の二　監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

第二百一条中「第百四十二条」を「第百四十一条第一項」に改める。

第二百二条の二第六項中「及び都道府県の農業委員

会」及び「市町村の」を削る。

第二百三条第一項の次に次の一項を加える。

前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

第二百三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

第二百三条第三項中「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第二百四条第一項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当又は退職手当を支給することができる。

第二百四条第二項中「及び旅費」を「、手当及び旅費」に改める。

第二百四条の次に次の一条を加える。

第二百四条の二　普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

第二百五条中「前条第一項」を「第二百四条第一項」に改める。

第二百六条第一項中「前三条」を「第二百三条、第二百四条及び前条」に改め、同条に次の一項を加える。

第二項の決定に不服がある者は、都道府県知事の行う決定については内閣総理大臣、市町村長の行う決定については都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、裁決があつた日から九十日以内に裁判所に出訴することができる。

第二百七条中「その他の関係人、」の下に「第百九十九条第七項の規定により出頭した関係人、」を加える。

第二百十三条の次に次の一条を加える。

第二百十三条の二　普通地方公共団体の長は、財産の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対し、土地、建物その他の財産の取得若しくは管理について、報告を求め、実地について調査をし、又はその結果に基いて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、土地若しくは建物を取得し、財産若しくは営造物の目的外の使用で当該普通地方公共団体の長が指定するものを許可し、又は財産若しくは営造物の取得若しくは設置の目的を変更しようとするときは、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

普通地方公共団体の委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものは、その管理に属する財産又は営造物をその取得又は設置の目的に供することをやめたときは、直ちにこれを当該普通地方公共団体の長に引き継がなければならない。

第二百十五条に次の一項を加える。

第二百六条第四項の規定は、第二項の決定を受けた者がその決定に不服がある場合にこれを準用する。

第二百二十三条第四項を次のように改める。

第二百六条第四項の規定は、過料の処分を受けた者がその処分に不服がある場合にこれを準用する。

第二百二十四条第五項中「及び第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

第二百六条第四項の規定は、第二項の申立について第三項の規定による決定を受けた者がその決定に不服がある場合にこれを準用する。

第二百二十五条第六項を次のように改める。

前三項の規定による処分に異議がある者は、その処分を受けた日から三十日以内に、普通地方公共団体の長に異議の申立をすることができる。

第二百二十五条第七項中「都道府県知事」を「普通地方公共団体の長」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

第七項の規定による異議の決定を受けた後でなければ、第三項乃至第五項に規定する事項については、裁判所に出訴することができない。

第二百三十六条の次に次の一条を加える。

第二百三十六条の二　歳出予算の費目の中その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め議会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

第二編第九章第四節中第二百三十九条の次に次の三条を加える。

第二百三十九条の二　普通地方公共団体は、法令又は条例に準拠し、且つ、議会の議決を経た場合の外、予算で定めるところによらなければ、当該普通地方公共団体の債務の負担の原因となる契約の締結その他の行為をしてはならない。

第二百三十九条の三　普通地方公共団体の長は、予算の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、予算の執行について権限を有する委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関に対して、収入及び支出の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基いて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者若しくは補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付を受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、自らその状況を調査し、若しくは報告を徴し、又は監査委員に要求してこれらの監査をさせ、若しくは報告を徴させることができる。

第二百三十九条の四　普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、この法律に特別の定があるものを除く外、これがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込が得られるまでの間は、これを議会に提出することができない。

普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、これがため必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正することができない。

第二百四十二条第一項前段中「これを」の下に「出納閉鎖後三箇月以内に」を加え、同項後段を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の規定により決算を議会の認定に付するに当つては、普通地方公共団体の長は、当該決算に係る会計年度中の各部門における主要な施策の成果その他予算の執行の実績について報告しなければならない。

第二百四十二条第三項中「議会の議決」の下に「及

び前項の規定による報告」を加える。

第二百四十三条第一項中「議会の同意を得たときは、」を「条例で定める場合に該当するときは、」に改め、同条第二項中「その重要なもの」を「特に重要なもの」に改める。

第二百四十四条の二に次の二項を加える。

前項の規定は、副出納長又は副収入役、出納員、分任出納員その他法令の規定により出納事務を掌る職員が上司の命を受けて保管する現金又は物品を亡失又はき損した場合においても、また、適用があるものとする。

前二項の場合において、第一項の規定中監査委員の監査又は審査に関する部分は、監査委員を置かない市町村については、これを適用しない。

第二百四十五条の三第二項中「第二条第九項及び第十項」を「第二条第十二項及び第十三項」に改める。

第二百四十六条の次に次の三条を加える。

第二百四十六条の二　内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決又は法令の規定に基きその義務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠つていると認めるときも、また、同様とする。

内閣総理大臣の前項の規定による措置は、市町村の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行に係るものについては、都道府県知事をして行わせるものとする。但し、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、自ら当該措置を行うことができる。

市町村長は、前項の規定による都道府県知事の措置に異議があるときは、その措置があつた日から二十一日以内に内閣総理大臣に対し、その意見を求めることができる。この場合においては、内閣総理大臣は、その意見を求められた日から九十日以内に、理由を附けて、その意見を市町村長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。

内閣総理大臣が自ら第一項の規定による措置を行う場合にあつては、当該措置は、当該事務を担任する主務大臣の請求に基いて行うものとする。

第二百四十六条の三　内閣総理大臣は、第二百四十五条の三第一項及び前条第一項の規定による権限の行使のため、その他普通地方公共団体の適正な運営を確保するため必要があるときは、都道府県知事をして、市町村についてその特に指定する事項の調査に当らせることができる。自治庁長官が第二百四十六条の規定による権限を行使する場合においても、また、同様とする。

第二百四十六条の四　主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体の処理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理し及び執行する事務について検査又は監査する権限を有する場合においては、自ら当該検査又は監査を行わないで、当該普通地方公共団体の監査委員をして検査又は監査を行わせることができる。この場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の指揮監督を受けるものとする。

主務大臣又は都道府県知事は、その担任する事務に関し、その権限に基いて、普通地方公共団体の処

理する事務又はその長、委員会その他の機関の管理及び執行する事務について自ら検査又は監査を行う場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員にその旨を通知する等相互の連絡を図るようにしなければならない。

前項の場合においては、当該普通地方公共団体の監査委員は、主務大臣又は都道府県知事の行う検査又は監査に資するため、当該検査又は監査について必要な資料を提供し、又はこれに立ち会う等当該検査又は監査に協力しなければならない。

第二編第十章中第二百五十二条の十六の次に次の二条を加える。

第二百五十二条の十七　普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務の処理又は当該普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの管理に属する機関の権限に属する事務の管理及び執行のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

普通地方公共団体の委員会若しくは委員が前項の規定により職員の派遣を求め、又はその求に応じて職員を派遣しようとするときは、予め当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

第一項の規定による求に応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を有することとなるものとし、その給料、手当及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。

前項に規定するものの外、第一項の規定に基き派遣された職員の身分取扱に関しては、当該職員に関する法令の規定の適用があるものとする。但し、当該法令の規定に反しない範囲内で政令で特別の定をすることができる。

第二百五十二条の十八　都道府県は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされた者を含む。以下本条中「公務員」という。）であつた者又は他の都道府県の職員であつた者が公務員又は他の都道府県の職員となり、その当該都道府県の職員としての在職期間が恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職期間又は他の都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算される場合における必要な調整措置を、政令の定める基準に従い、講

（以下本条中「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「他の都道府県の職員」という。）であつた者が、当該都道府県の退職年金条例の適用を受ける職員（その都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下本条中「当該都道府県の職員」という。）となつた場合においては、政令の定める基準に従い、当該公務員又は他の都道府県の職員としての在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に通算する措置を講じなければならない。

都道府県は、当該都道府県の職員であつた者が公務員又は他の都道府県の職員となり、その当該都道府県の職員としての在職期間が恩給法の規定による恩給の基礎となるべき在職期間又は他の都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金に関する条例

じなければならない。

普通地方公共団体は、第一項の規定の適用がある場合の外、他の普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員であつた者が当該普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員となつた場合においては、当該他の普通地方公共団体の退職年金条例の適用を受ける職員としての在職期間を当該普通地方公共団体の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となる在職期間に通算する措置を講ずるように努めなければならない。

第二編中「第十一章　補則」を「第十二章　補則」に改め、第二百五十二条の十八の次に次の一章を加える。

第十一章　大都市に関する特例

第二百五十二条の十九　政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関は、左に掲げる事務の中都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が法律又はこれに基く政令の定めるところにより処理し又は管理し及び執行することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理し又は管理し及び執行することができる。

一　児童福祉に関する事務
二　民生委員に関する事務
三　身体障害者の福祉に関する事務
四　生活保護に関する事務
五　行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
六　母子福祉資金の貸付等に関する事務
七　伝染病の予防に関する事務
八　寄生虫病の予防に関する事務
九　食品衛生に関する事務
十　墓地、埋葬等の規制に関する事務
十一　興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
十二　結核の予防に関する事務
十三　都市計画に関する事務
十四　土地区画整理事業に関する事務
十五　屋外広告物の規制に関する事務
十六　建築基準行政の実施に関する事務

指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関がその事務を処理し又は管理し及び執行するに当つて、法律又はこれに基く政令で定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はこれらの事務の処理若しくは管理及び執行について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、主務大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは主務大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

第二百五十二条の二十　指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

区の事務所又はその出張所の長は、事務吏員を以つてこれに充てる。

区に選挙管理委員会を置く。

第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。

前五項に定めるものの外、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百五十五条の二中「選挙又は決定」を「選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙」に改め、同条を第二百五十五条の四とし、第二百五十五条の次に次の二条を加える。

第二百五十五条の二　この法律に特別の定があるものを除く外、この法律の規定による普通地方公共団体の機関の処分により違法に権利を侵害されたとする者は、都道府県の機関が行う処分については内閣総理大臣、市町村の機関が行う処分については都道府県知事に訴願し、その裁決に不服がある者は、その裁決のあつた日から九十日以内に、裁判所に出訴することができる。

第二百五十五条の三　内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律の規定による訴願の提起又は審査の請求があつた場合において、訴願を提起し若しくは審査の請求をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争調停委員を任命し、その審理を経た上、訴願を裁決し、又は審査の裁定をするものとする。

第二百五十八条の次に次の一条を加える。

第二百五十八条の二　この法律の規定による審査の裁定は、審査の請求を受けた日から九十日以内にこれをするものとし、その期間内に審査の裁定がないときは、審査の請求を斥ける旨の裁定があつたものとみなすことができる。

審査の請求があつても、審査に係る手続その他の行為の執行は、これを停止しない。但し、行政庁は、職権により又は関係人の請求により必要と認めるときは、これを停止することができる。

審査の裁定は、文書を以てこれをし、その理由を附けてこれを本人に交付しなければならない。

第三編中「第一章　特別市」を「第一章　削除」に改め、第二百六十四条から第二百八十条までを次のように改める。

第二百六十四条乃至第二百八十条　削除

第二百八十一条第二項第六号中「及び公共便所」を「、公衆便所及び公衆用ごみ容器」に改める。

第二百八十四条第一項中「並びに特別市」、「、特別市」及び「及び特別市」を削る。

第二百八十六条第一項中「及び特別市」を削る。

第二百八十七条第三項中「及び第百四十一条第二項」を「、第百四十一条第二項及び第百九十六条第二項」に、「第二百七十八条又は第二百八十三条において」を「これらの規定を」に改める。

第二百九十二条中「及び特別市」を削る。

第二百九十四条第一項中「並びに特別市」を削る。

第二百九十五条中「市町村及び特別区の財産区にあつては都道府県知事、特別市の財産区にあつては特別市の市長」を「都道府県知事」に、「若しくは特別区又は特別市」を「又は特別区」に改める。

第二百九十六条の二第一項中「並びに特別市」を削る。

第二百九十六条の三第一項及び第二項並びに第二百九十六条の四第二項中「並びに特別市の市長」を削る。

第二百九十六条の五第一項から第三項まで及び第五項中「特別市若しくは」を削る。

第二百九十六条の六第一項中「、特別市の市長」を削り、同条第二項中「、特別市」を削る。

附則第四条に次の一項を加える。

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労政事務所を置くことができる。

附則第七条を次のように改める。

第七条　都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下本条中「退職年金条例」という。）の規定の適用を受ける職員（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。）中政令で定める者（以下本条中「都道府県の職員」という。）であつた者が恩給法第十九条に規定する公務員（同法同条に規定する公務員とみなされる者を含む。以下本条中「公務員」という。）となつた場合において、その者に同法の規定を適用し、又は準用するときは、政令で定めるところにより、都道府県の退職年金条例の規定により退職年金及び退職一時金の基礎となるべき都道府県の職員としての在職年月数は、同法の規定による恩給の基礎となるべき在職年数に通算する。但し、恩給法第二条第一項に規定する普通恩給を受ける権利を有する都道府県の職員が公務員となつた場合においては、その普通恩給の基礎となつた都道府県の職員としての在職年月数以外の都道府県の職員としての在職年月数は、この限りでない。

都道府県の職員が引き続いて公務員となつた場合について前項の規定を適用するときは、恩給法第二条第一項に規定する一時恩給又は一時扶助料に関する同法の規定の適用又は準用については、これを勤続とみなす。

前二項に定めるものの外、恩給の基礎となる在職年の通算に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則第十条第一項中「及び特別市」を削り、同条第三項中「、特別市にあつては市長の定める局部」を削る。

附則第十三条中「若しくは特別市の市長」を削る。

附則第十四条中「、特別市」を削る。

附則第十六条第一項を削り、同条第二項中「特別市及び第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市」に改める。

別表第一第一号の二中「（特定地域に指定された都府県に限る。）」を削る。

別表第一中第一号の三を第一号の五とし、第一号の二の次に次の二号を加える。

一の三　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の定めるところにより、国の機関が当該都道府県の区域において行う国土調査の実施方法について意見を述べること。

一の四　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基く事業を実施すること。

別表第一第五号中「ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、これに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、」を「市町村に対し、市町村が行うねずみ族、こん虫等の駆除に関し、計画の樹立、実地の指導その他必要な措置を講じ、」に改める。

別表第一第六号中「費用の二分の一を負担し、」の下に「物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行い、」を加える。

別表第一第七号を次のように改める。

七　らい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）の定めるところにより、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行うこと。

別表第一第七号の次に次の一号を加える。

七の二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の定めるところにより、市町村が支弁した予防接種のための費用の一部を支出すること。

別表第一第九号を次のように改める。

九　清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。（都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。）

別表第一第十四号の二を削る。

別表第一第十七号中「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）」の下に「及びこれに基く政令」を加える。

別表第一第二十号中「費用の一部を負担すること。」を「費用等の一部を負担し、並びに育成医療の給付若しくは補装具の交付等を受け、児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないとき当該費用を負担すること。」に改める。

別表第一第二十二号を次のように改める。

二十二　急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の定めるところにより、農業振興計画に基く農業振興事業を実施すること。

別表第一第二十二号の次に次の四号を加える。

二十二の二　湿田単作地域農業改良促進法（昭和二十七年法律第三百五十四号）の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

二十二の三　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。

二十二の四　畑地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

二十二の五　特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の定めるところにより、特殊土じよう地帯対策事業計画に基く事業を実施すること。

別表第一第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二　有畜農家創設特別措置法（昭和二十八年法律第二百六十号）の定めるところにより、主務大臣の定める有畜農家創設基準に従い有畜農家創設計画を定めること。

別表第一第二十五号中「繭の検定施設を設け、」を削る。

別表第一第二十六号を次のように改める。

二十六　漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の指定を受けて漁港の維持管理を行うこと。

別表第一第二十八号を削る。

別表第一第二十八号の二中「都道府県道の管理を行うこと。」を「都道府県道の路線を認定し、その管理を行うこと。」に改め、同号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八の二　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の定めるところにより、日本住宅公団が定める当該都道府県の区域内における住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画について意見を述べること。

別表第一第二十九号の次に次の二号を加える。

二十九の二　学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の定めるところにより、学校図書館を設置すること。

二十九の三　盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の定めるところにより、その区域内に住所を有する学齢児童生徒の盲学校、ろう学校又は養護学校への就学のため必要な経費のうち教科用図書の購入費、学校給食費等の全部又は一部を支弁すること。

別表第一第三十号を次のように改める。

三十　へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の定めるところにより、必要に応じてへき地学校に勤務する教員の養成施設を設置し、及びへき地学校に勤務する教職員の採用について必要な指導を行うこと。

別表第一第三十二号中「指定を受けて」の下に「、重要文化財、重要民俗資料及び」を加える。

別表第一第三十三号中「（昭和二十三年法律第百三十五号）」を削る。

別表第一に次の一号を加える。

三十八　道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）及びこれに基く政令の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車若しくは軌道車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行うこと。

別表第二第一号(二)を削る。

別表第二第一号(一)の二中「負担すること。」を「負担し、物件の廃棄による損失の補償等に関する事務を行うこと。」に改め、同号(一の二)を(二)とする。

別表第二第一号(三)を次のように改める。

(三)　削除

別表第二第一号(五)中「都道府県道」を「その区域内に存する都道府県道」に、「第百五十五条第二項の市」を第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第二第二号(二の二)の次に次のように加える。

(二の三)　市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村職員共済組合に対し、組合員である市町村職員の掛金及び市町村負担金を払い込み、組合員である市町村職員の異動、給与等に関して報告する等市町村職員共済組合の業務の執行に必要な事務を行うこと。

(二の四)　離島振興法の定めるところにより、主務大臣が毎年度作成する離島振興計画の実施のために必要な事業計画に基く事業を実施すること。

別表第二第二号(七)を次のように改める。

(七)　伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、清潔方法及び消毒方法を施行し、予防上必要な器具、薬品その他の物件を設備し、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、家用水の使用の停止期間中家用水を供給し、並びに伝染病が流行し、又は流行のおそれがあるときは、伝染病予防委員を設置し、臨時にねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及びこれに関する施設をすること。

別表第二第二号(八)を次のように改める。

(八)　削除

別表第二第二号(十)中「寄生虫病予防法」の下に「（昭和六年法律第五十九号）」を加える。

別表第二第二号中(十の二)を削り、(十一)を次のように改める。

(十一)　清掃法の定めるところにより、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を一定の計画に従つて収集し、処分し、特別清掃地域において業務上その他の事由により多量の汚物を生ずる土地若しくは建物の占有者又は工場、事業場等で清掃作業を困難にし、若しくは清掃施設を損うおそれがある汚物を生ずるものの経営者に対し、当該汚物の処理方法を命令し、並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを維持管理し、並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行い、及び大掃除の実施計画を定めること。

別表第二第二号中(十一の二)を削り、(十二)を次のように改める。

(十二)　削除

別表第二第二号(十五)中「児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された」を「児童福祉施設に入所した」に改める。

別表第二第二号(十七)中「及びこれに基く政令」を削る。

別表第二第二号(十八)を次のように改める。

(十八)　削除

別表第二第二号(二十)を次のように改める。

(二十)　急傾斜地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基く農業振興事業を実施すること。

別表第二第二号(二十の二)の次に次のように加える。

(二十の二)　湿田単作地域農業改良促進法の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

(二十の三)　海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画に基く事業を実施すること。

(二十の四)　畑地農業改良促進法の定めるところにより、農業改良計画に基く事業を実施すること。

別表第二第二号(二十一)を次のように改める。

(二十一)　特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の定めるところにより、特殊土じよう地帯対策事業計画に基く事業を実施すること。

別表第二第二号(二十四)を次のように改める。

(二十四)　漁港法及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣又は都道府県知事の指定を受けて漁港の維持管理を行うこと。

別表第二第二号(二十五)を削る。

別表第二第二号(二十五の二)中「鉱害復旧事業団の請求によりその徴収金の滞納処分を行い、」を削り、同号中(二十五の二)を(二十五)とする。

別表第二第二号(二十六の二)中「市町村道の管理を行うこと。」を「市町村道の路線を認定し、その管理を行うこと。」に改める。

別表第二第二号(二十六の二)の次に次のように加える。

(二十六の三)　日本住宅公団法の定めるところにより、日本住宅公団が定める当該市町村の区域内における住宅の建設計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の事業計画について意見を述べること。

別表第二第二号(二十七)の次に次のように加える。

(二十七の二)　学校図書館法の定めるところにより、学校図書館を設置すること。

別表第二第二号(二十八)を次のように改める。

(二十八)　へき地教育振興法の定めるところにより、へき地における教育の内容を充実するために必要な措置を講じ、へき地学校に勤務する教職員のための福利厚生に必要な措置を講じ、並びに体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設をへき地学校に設けること。

別表第二第二号(二十九の二)中「指定を受けて」の下に「、重要文化財、重要民俗資料及びを加え、同号中(二十九の二)を(二十九の三)とし、(二十九)の次に次のように加える。

(二十九の二)　青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百十一号)の定めるところにより、青年学級を開設すること。

別表第三第一号(一)中「大正十二年法律第四十八号)」を削る。

別表第三第一号(三の二)中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)」の下に「及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十九年法律第百四十八号)」を加える。

別表第三第一号(三の三)の次に次のように加える。

(三の四)　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十九年法律第百四十八号)」を加える。

別表第三第一号(三の三)の次に次のように加える。

(三の五)　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

(三の六)　公職選挙法及びこれに基く政令の定めるところにより、国庫に帰属した寄附物件を保管者から収納し、領収証書を当該保管者に交付すること。

別表第三第一号(四)中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

別表第三第一号(四の二)の次に次のように加える。

(四の三)　地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体について、財政再建計画の実施の状況を監査し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五)中「試験を実施し、及びその登録に関する事務を行うこと。」を「試験、登録、業務の停止等に関する事務を行い、及び職員をして行政書士の事務所又は出張所に立入検査させること。」に改める。

第三項及び第五項に規定する請求の受理、当該請求に係る被害の調査並びに同条第三項の補償金の支払に関する事務並びに」を削り、「駐留軍労務者」を「駐留軍等労務者」に改める。

別表第三第一号(三の三)中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)」の下に「及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十九年法律第百四十八号)」を加える。

別表第三第一号(三の三)の次に次のように加える。

(三の四)　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十九年法律第百四十八号)」を加える。

別表第三第一号(三の三)の次に次のように加える。

(三の五)　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

(三の六)　公職選挙法及びこれに基く政令の定めるところにより、国庫に帰属した寄附物件を保管者から収納し、領収証書を当該保管者に交付すること。

別表第三第一号(四)中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改める。

別表第三第一号(四の二)の次に次のように加える。

(四の三)　地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村である財政再建団体について、財政再建計画の実施の状況を監査し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五)中「試験を実施し、及びその登録に関する事務を行うこと。」を「試験、登録、業務の停止等に関する事務を行い、及び職員をして行政書士の事務所又は出張所に立入検査させること。」に改める。

別表第三第一号(五の三)を次のように改める。

(五の三)　市町村職員共済組合法及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村職員共済組合から必要な報告を求め、又は職員をして業務の状況若しくは書類帳簿等を検査させ、及び組合の保健給付に係る療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして当該医療機関の病院等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五の三)の次に次のように加える。

(五の四)　自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行い、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の出動を要請し、天災地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請し、自衛隊の防衛出動が命ぜられた場合に防衛庁長官等の要請に基き、病院、診療所等の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、若しくは物資を収用し、又は、医療、土木建築工事若しくは輸送を業とする者に対して防衛庁長官等の指定した業務に従事することを命じ、及び自衛隊の行う訓練のため水面を使用する必要がある場合に漁船の操業の制限又は禁止により損失を受けた者から提出する損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五の五)　国土調査法の定めるところにより、市町村又は土地改良区等が作成する土地分類調査、水調査又は地籍調査の計画及び作業規程を審査してこれらの調査を国土調査として指定し、その成果を認証し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五の六)　離島振興法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の指定があつた場合に、当該地域について離島振興計画を作成して主務大臣に報告し、及び主務大臣が毎年度離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成するとき意見を述べること。

別表第三第一号(八の二)中「代表者等に対し貯蓄に関し報告をさせ、」を「代表者等から必要な報告を求め、」に改める。

別表第三第一号(九)中「国立公園法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「主務大臣の委任を受けて」を削る。

別表第三第一号(十)中「事務を行うこと。」を「事務を行い、並びに温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者から必要な報告を求め、又は職員をして温泉の利用施設に立入検査させること。」に改める。

別表第三第一号(十一)中「優生保護法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「受胎調節の実地指導を行うことができる者を指定し、」を「受胎調節の実地指導を行うことができる者の指定に関する事務を行い、」に改める。

別表第三第一号(十二)中「又はその」を「若しくは覚せい剤、麻薬若しくはあへんの慢性中毒者又はそれらの」に改める。

別表第三第一号(十二の二)中「栄養指導員」を「職員」に、「立ち入り、特殊栄養食品を検査させ、又は収去させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号(十三)中「栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「栄養士の免許」を「栄養士の免許等」に改める。

等を行うこと。

別表第三第一号(十七)中「検診、従業禁止」を「及び検診、従業禁止を命ずる」に改める。

別表第三第一号(十八)中「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）」を「予防接種法及びこれに基く政令」に改める。

別表第三第一号(十九)中「事務を行うこと。」を「事務を行い、並びに患者若しくはその保護者から必要な報告を求め、又は職員をして患者等の住所等に立入調査させる等性病の治療及び予防上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(二十)の次に次のように加える。

(二十の二) 清掃法の定める地域の除外区域を指定し、し尿浄化そうを設けようとする者からその旨の届出を受理し、及びその構造設備について検査し、理容又は美容を行う場合に講ずべき措置等を定め、業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をして理容所又は美容所に立入検査させること。

別表第三第一号(二十一)中「並びに」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十二)中「及び」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十三)中「及び」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第三第一号(二十四)を次のように改める。

(二十四) 理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、理容師又は美容師の試験、養成施設及び免許に関する事務を行い、理容師又は美容師について健康診断を実施し、理容所又は美容所の開設に関する届出を受理し、及びその構造設備について検査し、理容又は美容を行う場合に講ずべき措置等を定め、業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をして理容所又は美容所に立入検査させること。

別表第三第一号(二十五)中「試験及び免許」を「試験、免許及び登録」に改め、「事務を行い、」の下に「クリーニング所において講ずべき措置を定め、及び営業者

める。

別表第三第一号(十四)中「伝染病予防法の定めるところにより、」を「伝染病予防法及びこれに基く政令の定めるところにより、予防方法を施行する必要があると認める伝染病が発生したときはその旨を主務大臣に報告し、」に改め、「伝染病予防上必要と認める」を削り、「使用制限等の措置」を「使用制限等予防上必要な措置」に改める。

別表第三第一号(十五)中「結核菌に汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行い、」を「及び結核菌に汚染した物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査させる等予防上必要な措置を講じ、」に改める。

別表第三第一号(十六)を次のように改める。

(十六) らい予防法の定めるところにより、患者等に関する医師の届出を受理し、医師を指定して患者等について診察を行わせ、患者等を国立療養所に入所させ、特定業務への患者の従業を禁止し、並びに汚染場所及び汚染物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入調査させる等予防上必要な措置を講じ、並びに患者及びその同伴者に対する一時救護に対して必要な措置を講ずべき旨を命じ、」を「健康診断を実施し、」の下に「及び営業の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、」を加える。

別表第三第一号(二十六)中「及び職員をして」を「墓地等の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止を命じ、及び墓地等の管理者から必要な報告を求め、又は職員をして」に改める。

別表第三第一号(二十七)中「水道条例の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて」を「水道条例（明治二十三年法律第九号）及びこれに基く政令の定めるところにより、」に改める。

別表第三第一号(二十八)中「食品衛生法の定めるところにより、」を「食品衛生法及びこれに基く政令の定めるところにより、販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の製品について必要な検査を行い、これに合格したものにその旨の標示をし、」に改め、「営業等の許可」の下に「営業の停止」を加え、「必要な場合には、営業者等から報告」を「営業者等から必要な報告」に、「臨検させ、営業上使用する食品等を検査させ、」を「臨検検査させ、」に、「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること。」を「違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講じ、職員をして営業の施設等について監視又は指導を行わせ、並びに中毒した患者又はその疑のある者について報告を受理し、及びこれを主務大臣に報告すること。」に改める。

別表第三第一号(二十八の二)を削る。

別表第三第一号(二十九)を次のように改める。

(二十九) と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）により、と畜場の設置を許可し、と畜場使用料及びと殺解体料の額を認可し、及びと畜のと殺又は解体の検査を行い、その結果獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めたとき等に当該獣畜のと殺又は解体を禁止する等の措置を講じ、並びにと畜場の設置者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてと畜場に立入検査させ、及び当該と畜場の構造設備が基準に合わなくなつたとき等にと畜場の設置の許可を取り消し、設置者等に対してと畜場の施設の使用の制限又は停止を命ずる等の処分をすること。

別表第三第一号(三十)を次のように改める。

(三十) へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の定めるところにより、へい獣処理場又は化製場等の設立の許可に関する事務を行い、及びへい獣処理場の所有者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてへい獣処理場以外の施設又は区域におけるへい獣の処理を許可すること。

別表第三第一号(三十一)中「狂犬病予防員」を「職員」に、「犬のけい留を命じ、」を「犬のけい留を命じ、けい留されていない犬を薬殺させ、」に、「並びに犬の移動を制限する等」を「犬の移動を制限し、並びに犬の抑留所を設置して職員に管理させる等」に改める。

別表第三第一号(三十二)中「又は助産所の開設者又は管理者について報告を求め、職員をして」を「若しくは助産所の開設者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をして病院、診療所若しくは助産所の」に改め、「設立の認可」の下に、「業務の停止」を加える。

別表第三第一号(三十四)中「免許」を「免許及び業務の停止」に、「及び」を「並びに」に改める。

別表第三第一号(三十五)中「試験及び免許」を「試験、免許及び業務の停止」に、「並びに施術者等について」を「及び施術所の使用の制限若しくは禁止又は修繕若

しくは改造を命じ、並びに施術者から」に改める。

別表第三第一号(三十六)中「免許等」を「試験、免許、業務の停止等」に改める。

別表第三第一号(三十六)の次に次のように加える。

(三十六の二) 歯科技工法(昭和三十年法律第百六十八号)の定めるところにより、歯科技工士の試験及び免許に関する事務を行い、歯科技工所の開設に関する届出を受理し、歯科技工所の構造設備の改善及びその使用の禁止を命じ、並びに歯科技工所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして歯科技工所に立入検査をせること。

別表第三第一号(三十七)中「試験及び免許」を「試験、免許、登録及び業務の停止」に改める。

別表第三第一号(三十八)を次のように改める。

(三十八) 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、死体解剖に関して相当の学識技能を有する旨の認定を受けた者について認定の取消の処分を適当と認める場合にその旨を主務大臣に申し出、認定を受けた者の名簿を作成し、監察医をして死因不明の死体を検案させ、又は解剖させ、及び死体の保存を許可する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(四十一)中「登録」を「登録及び業務の停止」に改める。

別表第三第一号(四十)を次のように改める。

(四十) 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の定めるところにより、覚せい剤施用機関、覚せい剤原料取扱者等の指定及び業務の停止に関する事務等を行い、並びに覚せい剤製造業者若しくは覚せい剤施用機関の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして覚せい剤製造所等に立入検査させ、並びに覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者について指定の取消又は業務等の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等覚せい剤の取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十一)中「組合員の請求に基き」を「消費生活協同組合から必要な報告を徴し」に、「検査する等の事務を行うこと。」を「検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(四十一の三)を次のように改める。

(四十一の三) 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の定めるところにより、麻薬卸売業者等の免許及び業務等の停止に関する事務を行い、麻薬卸売業者等の業務の廃止等の届出、医師の麻薬中毒の停止に、「毒物劇物営業者又は毒物若しくは劇物を業務上取り扱う者について検査し、又は質問する」を「毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は職員をして製造所等に立入検査させ、並びに毒物又は劇物の製造業者等について登録の取消又は業務の停止等の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する」に改める。

別表第三第一号(四十一の二)を次のように改める。

(四十一の二) 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)の定めるところにより、大麻取扱者の免許及び登録に関する事務を行い、大麻の栽培地外への持出しを許可し、大麻取扱者の業務に関する報告を受理し、並びに職員をして栽培地等に立入検査させる等大麻の取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十一の三)を次のように改める。

(四十一の三) 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の定めるところにより、麻薬卸売業者等の免許及び業務等の停止に関する事務を行い、麻薬卸売業者等の業務の廃止等の届出、医師の麻薬中毒患者診断の届出等の受理等に関する事務を行い、並びに麻薬取扱者から必要な報告を徴し、又は職員をして業務所に立入検査させる等麻薬の取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(三十六の二)の次に次のように加える。

(三十六の二) 歯科技工法(昭和三十年法律第百六十八号)の定めるところにより、歯科技工士の試験及び免許に関する事務を行い、歯科技工所の開設に関する届出を受理し、歯科技工所の構造設備の改善及びその使用の禁止を命じ、並びに歯科技工所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして歯科技工所に立入検査させること。

別表第三第一号(三十七)中「試験及び免許」を「試験、免許、登録及び業務の停止」に改める。

別表第三第一号(三十八)を次のように改める。

(三十八) 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)及びこれに基く政令の定めるところにより、死体解剖に関して相当の学識技能を有する旨の認定を受けた者について認定の取消の処分を適当と認める場合にその旨を主務大臣に申し出、認定を受けた者の名簿を作成し、監察医をして死因不明の死体を検案させ、又は解剖させ、及び死体の保存を許可する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(四十)を次のように改める。

(四十) 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の定めるところにより、覚せい剤施用機関、覚せい剤原料取扱者等の指定及び業務の停止に関する事務等を行い、並びに覚せい剤製造業者若しくは覚せい剤施用機関の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして覚せい剤製造所等に立入検査させ、並びに覚せい剤製造業者又は覚せい剤原料製造業者について指定の取消又は業務等の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等覚せい剤の取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十一)中「登録」を「登録及び業務」に改める。

別表第三第一号(四十二)の次に次のように加える。

(四十二の二) 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の定めるところにより、日本赤十字社が行う臨時の義附金募集について許可すること。

別表第三第一号(四十三)中「その医療費を審査し、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要があると認める場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、」を加える。

別表第三第一号(四十五)中「必要な措置を講じ、」の下に「指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に、指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、」を加える。

別表第三第一号(四十七)の次に次のように加える。

(四十七の二) 日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の定めるところにより、日本赤十字社が行う臨時の義附金募集について許可すること。

別表第三第一号(四十八)中「設備の改善」の下に「及び業務の停止」を加え、「立入検査させる等公衆衛生上必要な薬事に関する措置」を「立入検査させ、並びに薬剤師等について免許の取消又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等衛生上必要な措置」に改める。

別表第三第一号(四十九)中「薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号)」の下に「及びこれに基く政令」を、「設備の改善」の下に「及び業務の停止」を加え、「立入検査させる等公衆衛生上必要な薬事に関する措置」を「立入検査させ、並びに薬剤師等について免許の取消又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等衛生上必要な措置」に改める。

別表第三第一号(五十)中「児童福祉法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、」を削り、「母子手帳を交付し、」の下に「身体に障害のある児童に対して育成医療の給付を行い、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、」を加え、「里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させる等」を「児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託する等」に、「職員」を「職員等」に改め、「児童福祉事業を行う施設の設置の届出に関する事務及び」を削り、「又は委託された児童等に要する費用等の徴収につき」を「若しくは里親に委託された児童等又は育成医療の給付を受け、若しくは補装具の交付等を受けた児童に要する費用の徴収について」に改め、「負担能力を認定し、」の下に「及び保母試験に関する事務を行い、」を加える。

別表第三第一号(四十九)中「(北海道知事に限る。)」を削る。

別表第三第一号(五十の二)を削る。

別表第三第一号(五十一)中「健康保険法」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)及びこれに基く政令」に、「その他主務大臣の委任を受けて」を「政府の管掌する健康保険に関する」に、「保険給付に関する事務並びに健康保険組合の監督等の事務を行うこと。」を「保険給付に関する事務を行い、並びに健康保険組合又は健康保険組合連合会の規約の変更等を認可し、健康保険組合又は健康保険組合連合会から必要な報告を求め、事業及び財産の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(五十一の二)の次に次のように加える。

(五十一の二) 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、事業所に使用される者が受ける賃金で通貨以外のもので支払われるものの価額を決定し、日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付に関する事務、保険給付に関する事務等を行い、及び適用事業所の事業主から必要な報告を求め、又は職員をして適用事業所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十二)中「承認し、並びに主務大臣の委任を受けて基金の従たる事務所又は出張所の役員の監督に関する事務を行うこと。」を「承認すること。」に改める。

別表第三第一号(五十三)中「保険者に対してその事業及び財政に関して報告させ、その状況を検査し、並びに条例又は規約等の変更を命ずる」を「保険者等から必要な報告を求め、事業又は財産の状況を検査する」に改める。

別表第三第一号(五十四)を次のように改める。

(五十四) 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、被保険者の資格及び標準報酬、保険給付に関する事務を行い、並びに被保険者の資格等に関する決定のため必要がある場合に適用事業所の事業主から文書その他の物件の提出を求め、又は職員をして適用事業所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十五)中「船員保険法」を「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)及びこれに基く政令」に改め、「金銭以外の報酬の価格を決定し、」の下に「標準報酬を定め、被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更を確認し、」を加え、「その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務並びに保険給付に関する事務を行うこと。」を「及び保険給付に関する事務等を行い、並びに被保険者若しくは保険給付を受ける者から必要な報告を求め、又は職員をして被保険者若しくは被保険者であつた者の勤務場所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(五十五の二)中「障害一時金、」の下に「障害一時金、」を加え、「若しくは職員をして指定医療機関について診療録等を検査させ、又は診療報酬の支払を一時差し止めること。」を「又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(五十五の二)の次に次のように加える。

(五十五の三) 戦傷病者戦没者遺族等援護法及びこれに基く政令の定めるところにより、硫黄鳥島等に居住する戦傷病者に更生医療の給付を行い、及び補装具を支給し、又はこれを修理すること。(東京都知事に限る。)

(五十五の四) 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)及びこれに基く政令の定

めるところにより、未帰還者に関する留守家族手当、特別手当、葬祭料及び遺骨引取経費等の支給、指定医療機関に対する診療報酬の支払並びに療養費及び障害一時金の支給に関する事務を行い、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十七)を次のように改める。

(五十七) 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の定めるところにより、公益事業に関する労働争議又は公益に著しい障害を及ぼす労働争議について労働委員会に調停を請求する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(五十七の次に次のように加える。

(五十七の二) 地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の定めるところにより、地方公営企業に関する労働争議について労働委員会に調停又は仲裁を請求する等の事務を行うこと。

(五十七の三) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、労働金庫について、常務に従事する役員又は参事の兼職及び会員による総会の招集を認可し、労働金庫が認可事項を六月以内に実行しない場合においてやむを得ない事由があるときはこれを承認し、並びに労働金庫から必要な報告を求め、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十八)中「職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「並びに監督者訓練に関する技術援助に関する事務を行うこと。」を「工場、事業場等が行う監督者の訓練に対して技術援助を行い、並びに職業安定機関以外の者が行う労働者の募集を許可する等職業安定に関する事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号(五十九)を次のように改める。

(五十九) 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、畑地農業改良促進法の定めるところにより、畑地地区を指定し、及び畑地地区についての農業改良計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第三第一号(六十四)中「及び肥料検査吏員をして肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者等の事業場等について検査させ、又は肥料若しくはその原料を収去

別表第三第一号(五十九の二)中「主務大臣の委任を受け、」を削り、「物価に関して報告」を「必要な報告」に、「必要な場所に臨検し、業務の状況等を検査させること。」を「必要な場所に臨検検査させること。」に改める。

別表第三第一号(六十一)中「会計を監査する」を「会計の状況を検査する」に改める。

別表第三第一号(六十二の二)中「(昭和二十七年法律第百三十五号)」を削る。

別表第三第一号(六十二の三)中「(昭和二十七年法律第三百五十四号)」を削る。

別表第三第一号(六十二の四)中「(昭和二十八年法律第十二号)」を削る。

別表第三第一号中(六十二の五)を(六十二の六)とし、(六十二の四の次に次のように加える。

(六十二の五) 畑地農業改良促進法の定めるところにより、畑地地区を指定し、及び畑地地区についての農業改良計画を定め、これを主務大臣に提出すること。

別表第三第一号(六十四)中「及び肥料検査吏員をして肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者等の事業場等について検査させ、又は肥料若しくはその原料を収去

九十二号）及びこれに基く政令の定めるところにより、開拓農業協同組合の指定に関する事務を行い、都道府県開拓融資保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の記載事項のうち保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度並びに保証契約の締結及び変更に関する事項に係るものの変更について認可し、並びに必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号（六十九）中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）」に改め、「承認し、」の下に「これを公告し、」を加え、「市町村の境界の変更の場合の農業委員会の特例を告示し、」を削り、「その他必要な協力をすること。」を「その他必要な協力をし、並びに代表者会議を招集し、その意見を都道府県農業会議に答申すべきことを求め、都道府県農業会議から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号（七十）の次に次のように加える。

（七十の二）　自作農維持創設資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）の定めるところにより、農業者が農林漁業金融公庫から資金の貸付を受けることにつき認定すること。

別表第三第一号（七十一）中「又は数人が共同して行う」を「又は共同の数人若しくは市町村が行う」に改め、「交換分合計画等を認可し、」の下に「主務大臣の命を受けて国営土地改良事業の工事の一部を行い、」を加える。

別表第三第一号（七十二）の次に次のように加える。

（七十二の二）　開拓融資保証法（昭和二十八年法律第

（七十三の三）　養ほう振興法（昭和三十年法律第百八十号）の定めるところにより、養ほう業者の氏名、住所等の届出を受理し、及び他の都道府県の区域からの転飼を許可すること。

別表第三第一号（七十四）中「家畜人工授精所等について地方種畜検査委員をしてその構造、設備等を検査させ、又は種畜の精液を収去させる」を「種畜の飼養者等から必要な報告を求め、又は職員をして家畜人工授精所等に立入検査させる」に改め、「免許」の下に「及び業務の停止」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「開設の許可」の下に「及び使用の停止」を加える。

別表第三第一号（七十五）中「並びに牧畜の害虫の駆除の指示をする」を「牧畜の害虫の駆除を指示し、並びに牧畜の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして認可した牧畜管理規程のある牧野若しくは保護牧野に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号（七十六）中「取締を行い、蚕糸業を営もうとする者」を「取締及び桑苗の検査を行い、生糸売買業者又は蚕糸業を営もうとする者」に、「蚕糸業者若しくは蚕糸業会等に対してその業務等について報告させ、又はこれらの者を検査すること。」を「蚕糸業者若しくは蚕糸業会等から必要な報告を求め、又は帳簿の検査を行い、」を「報告を求め、又は書類及び帳簿等を検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号（七十七）中「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「家畜の所有者に家畜の検査、注射等を命ずる」を「家畜の所有者に対して家畜の検査、注射等を受けるべきことを命じ、及び動物の所有者等から必要な報告を求める」に改める。

別表第三第一号（七十八）中「定めるところにより、」の下に「職員をして獣医師の診療簿及び検案簿を検査させ、」を加える。

別表第三第一号（七十九）中「装蹄師の氏名、住所等の届出の経由進達をすること。」を「装蹄師の免許の取消又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申すること。」に改める。

別表第三第一号（八十）中「報告させ、又は書類及び帳簿の検査を行い、」を「報告を求め、又は書類及び帳簿等を検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号（七十六の二）中「事業に関する報告を求め、又は職員をして事務所等を臨検検査させることと。」を「必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に臨検検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号（七十七）中「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「家畜の所有者に家畜の検査、注射等を命ずる」を「家畜の所有者に対して家畜の検査、注射等を受けるべきことを命じ、及び動物の所有者等から必要な報告を求める」に改める。

別表第三第一号（七十八）中「定めるところにより、」の下に「職員をして獣医師の診療簿及び検案簿を検査させ、」を加える。

別表第三第一号（七十九）中「装蹄師の氏名、住所等の届出の経由進達をすること。」を「装蹄師の免許の取消又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申すること。」に改める。

別表第三第一号（八十）中「報告させ、又は書類及び帳簿等を検査する等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号（八十一）の次に次のように加える。

（八十一の二）　食糧緊急措置令（昭和二十一年勅令第八十六号）の定めるところにより、主要食糧の収用に関する事務を行うこと。

別表第三第一号（八十二）中「農業倉庫業者について」その業務の執行若しくは財産の状況を検査し、又は事業の停止を命ずる」を「農業倉庫業者から必要な報告を求め、業務の執行又は財産の状況を検査する」に改める。

別表第三第一号（八十三）中「これらについて業務又は会計」を「必要な報告を徴し、業務又は会計の状況」に改める。

別表第三第一号（八十五）の次に次のように加える。

（八十五の二）　森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）及びこれに基く政令の定めるところにより、保険契約の締結、損害の実地調査等に関する事務を行うこと。

別表第三第一号（八十六）中「森林害虫防除員をして森林又は貯木場等に立ち入らせ、若しくは検査させ、又は樹皮を収去させる」を「職員をして森林又は貯木場

等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十七中「立ち入り、狩猟者等の所持する鳥獣等を検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十八中「漁業法」の下に「（昭和二十四年法律第二百六十七号）」を加え、「職員をして漁場を検査させる」を「報告を求め、又は職員をして漁場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号八十八の二を削る。

別表第三第一号八十九中「これらについて」を「水産業協同組合若しくは水産業協同組合共済会から必要な報告を求め、」に改める。

別表第三第一号中八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。

八十九の二　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、漁業信用基金協会等から必要な報告を求め、業務又は財産の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十中「並びにその業務若しくは財産の状況について報告を求め、又はこれらについて検査し、及び総会又は総代会の議決等を取り消す」を「及び漁船保険組合から必要な報告を求め、業務又は会計の状況を検査する」に改める。

別表第三第一号九十一中「立ち入らせ、又は漁船等を検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十二中「（昭和二十五年法律第百三十七号）」を削り、「主務大臣の委任を受けて」を「漁港修築事業の施行者に対して漁港修築事業の施行方法に関する必要な事項を指示し、」に、「指定する等の事務を行うこと。」を「指定し、及び漁港管理計画又は漁港管理規程の設定等を認可し、並びに漁港修築事業の施行者若しくは漁港管理者から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等漁港の保全上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号九十三中「事務を行うこと。」を「事務を行い、並びに水産資源の保護培養のために必要な規則を定め、又は水産資源の調査のため必要がある場合に漁業を営み若しくはこれに従事する者から報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号九十三の二の次に次のように加える。

九十三の三　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の定めるところにより、主務大臣が商工会議所の業務の一部の停止又は設立認可の取消の処分をする場合に意見を述べること。

別表第三第一号九十四中「職員をして計量器の製造業者等についてその工場等に立ち入らせ、又は商品を収去させる」を「計量器の製造事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十四の次に次のように加える。

九十四の二　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の定めるところにより、猟銃等の製造又は販売の事業、工場の移転等の許可に関する事務を行い、並びに猟銃等の製造設備及び保管設備について修理若しくは改造を命じ、猟銃等製造事業者若しくは猟銃等販売事業者から必要な報告を徴し、又は職員をして事業場に立入検査させる等取締上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十五中「火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「立ち入らせ、又は火薬類を収去させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十六中「職員をして製造業者の工場等に立ち入らせ、又は商品を収去させる」を「高圧

ガスの製造者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十七を次のように改める。

九十七　削除

別表第三第一号九十七の二中「農地又は農業用施設の復旧工事に関して報告を徴し、又は職員をして立入検査をさせる」を「鉱業権者等から必要な報告を徴し、又は職員をして石炭鉱業の事業場等に立入検査させる」に改める。

別表第三第一号九十七の三中「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律」を「電気に関する臨時措置に関する法律」に、「公益事業者」を「電気事業者」に改める。

別表第三第一号中九十七の四を九十七の五とし、九十七の三の次に次のように加える。

九十七の四　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及びこれに基く政令の定めるところにより、ガス事業者が測量等のため他人の土地に立入ることを許可し、ガス事業者が行う導管の設置又は保守のための植物の伐採等及びこれに伴う損失の補償又は土地の立入に伴う損失の補償について当事者間に協議がととのわないとき、又は協議することができないときに裁定し、並びにガス事業者に対して導管の修理等を命ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号九十八を次のように改める。

九十八　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の定めるところにより、中小企業等協同組合又は都道府県中小企業等協同組合中央会の設立、定款の変更及び中小企業等協同組合の合併を認可し、並びに中小企業等協同組合又は都道府県中小企業等協同組合中央会から必要な報告を徴し、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十九中「都道府県の区域内における信用協同組合の事業、定款の変更」を「信用協同組合等の」に、「業務に関する報告を徴し、監査書その他の書類帳簿の提出を命じ、又は職員をしてその業務又は財産の状況を検査させる等信用協同組合の監督」を「信用協同組合等から必要な報告、監査書その他書類帳簿の提出を求め、業務又は財産の状況を検査する等監督」に改める。

別表第三第一号百から百二までを次のように改める。

百　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、信用保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受理し、及び信用保証協会から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

百一　中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、指定業種に属する事業を営む者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事業所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、及び調整規程又は総合調整計画の実施に関して主務大臣に意見を述べること。

百一の二　出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）及びこれに基く政令の定めるところにより、貸金業の届出を受理し、貸金業を行う者から必要な報告を徴し、又は職員をして貸金業を行う者の営業所等に立入調査させる等取締上必要な措置を講ずること。

百二　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

別表第三第一号(百九)中「建設業の登録」を「建設業者の登録、営業の停止」に、「及び建設業者について」を「その財産若しくは工事施行の状況等の報告」を「並びに建設業者に対して必要な指示等をし、若しくは必要な報告」に、「立ち入らせ、若しくは検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号(百)の次に次のように加える。

(百八の二) 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の定めるところにより、日本電信電話公社が公衆電気通信業務の用に供する線路を設置するための他人の土地等の使用を認可し、その土地等の使用について協議をすることができず、又は協議がととのわないときに裁定し、及び線路に関する工事の施行のための他人の土地等の一時使用、線路に障害を及ぼす場合等における植物の伐採又は移植の許可を行い、並びに土地の立入、伐採等による損失の補償について当事者間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときに裁定し、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が敷設する水底線路を保護するため必要があるときに保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百)の次に次のように加える。

(百八の三) 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の定めるところにより、日本電信電話公社が公衆電気通信業務の用に供する線路を設置するために他人の土地等を使用しようとする場合において、当事者間に協議がととのわないときに裁定し、及び線路に関する工事の施行のための他人の土地等の一時使用、線路に障害を及ぼす場合等における植物の伐採又は移植の許可を行い、並びに土地の立入、伐採等による損失の補償について当事者間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときに裁定し、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が敷設する水底線路を保護するため必要があるときに保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百一)中「建設業の登録」を「建設業者の登録、営業の停止」に、「及び建設業者について」を「その財産若しくは工事施行の状況等の報告」を「並びに建設業者に対して必要な指示等をし、若しくは必要な報告」に、「立ち入らせ、若しくは検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号(百二)中「私立大学以外の私立学校の教科用図書の検定を行い(但し、当分の間、主務大臣が行う。)」を削る。

別表第三第一号(百二の二)中「建設大臣」を「防衛施設庁長官」に改める。

別表第三第一号(百二の三)を次のように改める。

(百二の三) 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、都道府県知事の登録を受けた建設業者の申請に係る建設機械に対する記号の打刻又は検認に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(百二の四)中「私立大学以外の私立学校の教科用図書の検定を行い(但し、当分の間、主務大臣が行う。)」を削る。

別表第三第一号(百二の四)の次に次のように加える。

(百二の四) 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の定めるところにより、漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百三)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百三の三)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七)中「土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理事業の施行に関する事務を行うこと。」を「土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の定めるところにより、主務大臣の指定により都市計画事業を執行し、及び特許を受けた者が行う都市計画事業の設計を認可する等の事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し、」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに関する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等に関する事務を行うこと。」を「土地所有者等に対する通知を行い、並びに義務者が土地等の引渡等の義務を履行しない場合に代執行をする等の事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号(百八の二)中「宅地建物取引業者の登録」の下に「及び業務の停止」を加え、「又は業務の停止を命じ、登録を取り消す等の処分を行い、及びその業務について」を「並びに宅地建物取引業者から」に改める。

別表第三第一号(百十)の次に次のように加える。

(百十の二) 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の定めるところにより、水害予防組合又は水害予防組合連合の規約の設定又は改正の許可、水害予防組合又は水害予防組合連合の廃置分合等に関する事務を行い、及び水害予防組合又は水害予防組合連合の管理者を指定し、組合会の違法な議決等を取り消し、又は組合会の停会を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百十五)中「都道府県道の路線を認定し、」を削り、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第三第一号(百十六)及び(百十七)を次のように改める。

(百十六) 都市計画法(大正八年法律第三十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の指定により都市計画事業を執行し、及び特許を受けた者が行う都市計画事業の設計を認可する等の事務を行うこと。

(百十七) 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の設立及び定款の変更、市町村又は市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画、個人施行者等の施行する土地区画整理事業の換地計画等を認可し、土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等を許可し、個人施行者等から必要な報告又は資料の提出を求め、事業又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講じ、並びに土地区画整理組合等のした処分に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十八)中「貸家組合及び同連合会並びに貸室組合及び同連合会の設立、定款の変更を認可する等の事務を行うこと。」を「貸家組合若しくは貸家組合連合会又は貸室組合若しくは貸室組合連合会について、設立及び定款の変更を認可し、並びに必要な報告を求め、又は職員をして貸家その他の場所に臨検検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(百十九の二)中「宅地建物取引業者の登録」の下に「及び業務の停止」を加え、「又は業務の停止を命じ、登録を取り消す等の処分を行い、及びこれに基く政令の定めるところにより、総トン数二十トン未満の日本船舶の船籍及び小型船舶の積量の測度に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(百七)を次のように改める。

(百七) 軌道法(大正十年法律第七十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、軌道における工事の工事方法の変更、使用期間が六月をこえない仮線の敷設の工事、軌道経営者の運輸の開始、運転速度及び度数の決定等を認可し、並びに軌道経営者から書類帳簿等の提出を求め、又は職員をして軌道事業の状況若しくは会計等の状況を監査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し、」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに関する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等に関する事務を行うこと。」を「土地所有者等に対する通知を行い、並びに義務者が土地等の引渡等の義務を履行しない場合に代執行をする等の事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号(百五の二)の次に次のように加える。

(百五の二) 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、総トン数二十トン未満の日本船舶の船籍及び小型船舶の積量の測度に関する事務を行うこと。

別表第三第一号(百七)を次のように改める。

(百七) 軌道法(大正十年法律第七十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、軌道における工事の工事方法の変更、使用期間が六月をこえない仮線の敷設の工事、軌道経営者の運輸の開始、運転速度及び度数の決定等を認可し、並びに軌道経営者から書類帳簿等の提出を求め、又は職員をして軌道事業の状況若しくは会計等の状況を監査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百八)中「立入等を許可し、」の下に「事業の用に供するための土地等の取得に関する関係当事者間の合意が成立するに至らなかつた場合のあつせんに関する事務を行い、及び」を加え、「関係人に対する通知等に関する事務を行うこと。」を「土地所有者等に対する通知を行い、並びに義務者が土地等の引渡等の義務を履行しない場合に代執行をする等の事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号(百十七)中「土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の設立及び定款の変更、市町村又は市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画、個人施行者等の施行する土地区画整理事業の換地計画等を認可し、土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等を許可し、個人施行者等から必要な報告又は資料の提出を求め、事業又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講じ、並びに土地区画整理組合等のした処分に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十八)中「貸家組合及び同連合会並びに貸室組合及び同連合会の設立、定款の変更を認可する等の事務を行うこと。」を「貸家組合若しくは貸家組合連合会又は貸室組合若しくは貸室組合連合会について、設立及び定款の変更を認可し、並びに必要な報告を求め、又は職員をして貸家その他の場所に臨検検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(百十九の二)中「宅地建物取引業者の登録」の下に「及び業務の停止」を加え、「又は業務の停止を命じ、登録を取り消す等の処分を行い、及びその業務について」を「並びに宅地建物取引業者から」に改める。

別表第三第一号(百十)の次に次のように加える。

(百十の二) 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の定めるところにより、水害予防組合又は水害予防組合連合の規約の設定又は改正の許可、水害予防組合又は水害予防組合連合の廃置分合等に関する事務を行い、及び水害予防組合又は水害予防組合連合の管理者を指定し、組合会の違法な議決等を取り消し、又は組合会の停会を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百十五)中「都道府県道の路線を認定し、」を削り、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第三第一号(百十六)及び(百十七)を次のように改める。

(百十六) 都市計画法(大正八年法律第三十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の指定により都市計画事業を執行し、及び特許を受けた者が行う都市計画事業の設計を認可する等の事務を行うこと。

(百十七) 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の設立及び定款の変更、市町村又は市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画、個人施行者等の施行する土地区画整理事業の換地計画等を認可し、土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等を許可し、個人施行者等から必要な報告又は資料の提出を求め、事業又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講じ、並びに土地区画整理組合等のした処分に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百十八)中「貸家組合及び同連合会並びに貸室組合及び同連合会の設立、定款の変更を認可する等の事務を行うこと。」を「貸家組合若しくは貸家組合連合会又は貸室組合若しくは貸室組合連合会について、設立及び定款の変更を認可し、並びに必要な報告を求め、又は職員をして貸家その他の場所に臨検検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(百十九の二)中「宅地建物取引業者の登録」の下に「及び業務の停止」を加え、「又は業務の停止を命じ、登録を取り消す等の処分を行い、及びその業務について」を「並びに宅地建物取引業者から」に改める。

別表第三第一号(百二十)中「及び建築協定を認可する」を「並びに建築協定を認可し、及び建築物の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして建築物の寸法を検査させる」に改める。

別表第三第一号(百二十一)中「並びにその免許及び登録等に関する事務を行うこと。」を「その免許及び登録並びに建築士事務所の登録等に関する事務を行い、並びに建築士事務所の開設者若しくはこれを管理する建築士から必要な報告を求め、又は職員をして建築士事務所に立入検査させること。」に改める。

別表第三第一号(百二十二)中「及び建築協定を認可する」を「並びに建築協定を認可し、及び建築物の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして建築物の寸法を検査させる」に改める。

別表第三第一号(百二十一)中「並びにその免許及び登録等に関する事務を行うこと。」を「その免許及び登録並びに建築士事務所の登録等に関する事務を行い、並びに建築士事務所の開設者若しくはこれを管理する建築士から必要な報告を求め、又は職員をして建築士事務所に立入検査させること。」に改める。

別表第三第一号(百二十二)の次に次のように加える。

(百二十二の二) 水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)の定めるところにより、水害予防組合又は水害予防組合連合の規約の設定又は改正の許可、水害予防組合又は水害予防組合連合の廃置分合等に関する事務を行い、及び水害予防組合又は水害予防組合連合の管理者を指定し、組合会の違法な議決等を取り消し、又は組合会の停会を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百二十三)中「及び建築協定を認可する」を「並びに建築協定を認可し、及び建築物の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして建築物の寸法を検査させる」に改める。

別表第三第一号(百二十四)中「並びにその免許及び登録等に関する事務を行うこと。」を「その免許及び登録並びに建築士事務所の登録等に関する事務を行い、並びに建築士事務所の開設者若しくはこれを管理する建築士から必要な報告を求め、又は職員をして建築士事務所に立入検査させること。」に改める。

別表第三第一号(百二十五)の次に次のように加える。

(百二十五の二) 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の定めるところにより、日本電信電話公社が公衆電気通信業務の用に供する線路を設置するために他人の土地等を使用しようとする場合において、当事者間に協議がととのわないときに裁定し、及び線路に関する工事の施行のための他人の土地等の一時使用、線路に障害を及ぼす場合等における植物の伐採又は移植の許可を行い、並びに土地の立入、伐採等による損失の補償について当事者間に協議をすることができず、又は協議がととのわないときに裁定し、日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が敷設する水底線路を保護するため必要があるときに保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百二十六)中「建設業の登録」を「建設業者の登録、営業の停止」に、「及び建設業者について」を「その財産若しくは工事施行の状況等の報告」を「並びに建設業者に対して必要な指示等をし、若しくは必要な報告」に、「立ち入らせ、若しくは検査させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第三第一号(百二十七)の次に次のように加える。

(百二十七の二) 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の定めるところにより、漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百二十八)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百二十九)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百二十九の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百三十)中「土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の設立及び定款の変更、市町村又は市町村長の施行する土地区画整理事業の事業計画、個人施行者等の施行する土地区画整理事業の換地計画等を認可し、土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等を許可し、個人施行者等から必要な報告又は資料の提出を求め、事業又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講じ、並びに土地区画整理組合等のした処分に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。」を「都市計画法(大正八年法律第三十六号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の指定により都市計画事業を執行し、及び特許を受けた者が行う都市計画事業の設計を認可する等の事務を行うこと。」に改める。

別表第三第一号(百三十一)中「貸家組合及び同連合会並びに貸室組合及び同連合会の設立、定款の変更を認可する等の事務を行うこと。」を「貸家組合若しくは貸家組合連合会又は貸室組合若しくは貸室組合連合会について、設立及び定款の変更を認可し、並びに必要な報告を求め、又は職員をして貸家その他の場所に臨検検査させる等監督上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第三第一号(百三十二)中「宅地建物取引業者の登録」の下に「及び業務の停止」を加え、「又は業務の停止を命じ、登録を取り消す等の処分を行い、及びその業務について」を「並びに宅地建物取引業者から」に改める。

別表第三第一号(百三十三)の次に次のように加える。

(百三十三の二) 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の定めるところにより、漁業権を取り消す等の事務を行うこと。

別表第三第一号(百三十四)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百三十五)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百三十五の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百三十六)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百三十七)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百三十七の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百三十八)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百三十九)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百三十九の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十一)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百四十一の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十二)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十三)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百四十三の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十四)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十五)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百四十五の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十六)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十七)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百四十七の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十八)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百四十九)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百四十九の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十一)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百五十一の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十二)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十三)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百五十三の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十四)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十五)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百五十五の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十六)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十七)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百五十七の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十八)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百五十九)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百五十九の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十一)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百六十一の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十二)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十三)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百六十三の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十四)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十五)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百六十五の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十六)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十七)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百六十七の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十八)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百六十九)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百六十九の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十一)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百七十一の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十二)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十三)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百七十三の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十四)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十五)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百七十五の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十六)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十七)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百七十七の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十八)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百七十九)中「免許」を「免許及び営業の停止」に改める。

別表第三第一号(百七十九の二)中「邦人旅行あつ旋業者の登録」を「邦人旅行あつ旋業者の登録及び業務の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から必要な報告を求めること。」に改める。

別表第三第一号(百八十)中「漁業者の登録」を「漁業者の登録及び漁業の停止」に、「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、又は業務の停止を命じ、若しくは登録を取り消す等の処分を行うこと。」を「旅行あつ旋の料金の変更を命じ、並びに旅行あつ旋業者等から

る。

（百二十四の二）学校教育法及びこれに基く政令の定めるところにより、私立の学校（大学を除く。）について学期を定め、及び私立の学校（大学を除く。）が廃止されたとき必要な書類を保存すること。

別表第三第一号（百二十五）の次に次のように加える。

（百二十五の二）義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）の定めるところにより、私立の義務教育諸学校に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持させる等の教育を行うことの教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第三第一号（百二十六）の次に次のように加える。

（百二十六の二）高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第三百三十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、私立の高等学校に係る補助金交付申請書等を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が学校法人に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（六）の次に次のように加える。

（六の二）高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第三百三十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村立の高等学校に係る補助金交付申請書等を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（七）の次に次のように加える。

（七の二）青年学級振興法の定めるところにより、青年学級の開設、廃止又は終了の報告に関し必要な事項について教育委員会規則を制定し、及び主務大臣の求めに応じて、青年学級の開設、廃止又は終了に関して報告する等の事務を行うこと。

別表第三第二号（九）中「地方公共団体、日本赤十字社、民法第三十四条の法人又は宗教法人の設置する」を削る。

別表第三第二号（十一）中「重要文化財」の下に「及び重要民俗資料」を加える。

別表第三第二号（十三）の次に次のように加える。

（十三の二）学校給食法及びこれに基く政令の定めるところにより、国が市町村に対して交付する学校給食の開設に必要な施設又は設備の補助金の交付、返還等に関する事務を行い、及び公立の小学校等の学校給食の実施の状況を調査し、又は必要な報告を求めること。

別表第三第二号（十四）の次に次のように加える。

（十四の二）義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の定めるところにより、都道府県立の義務教育諸学校（都にあつては、特別区立の義務教育諸学校を含む。）に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持させる等の教育を行うことの教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第三第二号（十六）の次に次のように加える。

（十六の二）学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）及びこれに基く政令の定めるところにより、国が私立の小学校等の設置者に対して交付する学校給食の開設に必要な施設又は設備の補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（十八）の次に次のように加える。

（十八の二）理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書等を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（二十）の次に次のように加える。

（二十の二）へき地教育振興法及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書等を審査し、必要な意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（二十一）の次に次のように加える。

（二十一の二）公立学校施設災害復旧事業等に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村に係る負担金交付申請書等を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する負担金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（二十二）の次に次のように加える。

（二十二の二）公立学校施設災害復旧事業等について実地検査を行い、報告を求め、又は必要な指示をする等市町村の公立学校施設の災害復旧事業等の監督に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（二十三）の次に次のように加える。

（二十三の二）危険校舎改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書等を審査し、必要な意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（二十四）の次に次のように加える。

（二十四の二）義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の定めるところにより、都道府県立の義務教育諸学校（都にあつては、特別区立の義務教育諸学校を含む。）に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持させる等の教育を行うことの教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第三第二号（二十五）の次に次のように加える。

（二十五の二）義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の定めるところにより、市町村の教育委員会から送付された教材費国庫負担金の額の算定に用いる資料を調査し、意見をつけて主務大臣に送付すること。

別表第三第二号（二十六）の次に次のように加える。

（二十六の二）学校教育法及びこれに基く政令の定めるところにより、私立の学校（大学を除く。）について学期を定め、及び私立の学校（大学を除く。）が廃止されたとき必要な書類を保存すること。

別表第三第二号（二十七）の次に次のように加える。

（二十七の二）学校給食法及びこれに基く政令の定めるところにより、国が私立の小学校等の設置者に対して交付する学校給食の開設に必要な施設又は設備の補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（二十八）の次に次のように加える。

（二十八の二）理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村に係る補助金交付申請書等を審査し、必要な資料及び意見をつけて主務大臣に送付する等国が市町村に対して交付する補助金の交付、返還等に関する事務を行うこと。

別表第三第二号（四）中「都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行い（但し、当分の間、主務大臣が行う。）」を削り、「教育長代理を任命し、並びに教育委員会が設置されていない市町村の教育に関する事務を所管すること。」を「教育長代理を任命すること。」に改める。

別表第三第二号（四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七）中「届出を受理し、」の下に「及び公民館の事業又は行為の停止を命ずべきことを市町村の教育委員会に対して勧告する等の事務を行い、」を加える。

別表第三第二号（八）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（九）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十一）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十二）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十三）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十六）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十七）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十八）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（十九）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十一）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十二）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十三）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十六）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十七）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十八）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（二十九）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十一）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十二）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十三）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十六）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十七）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十八）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（三十九）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十一）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十二）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十三）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十六）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十七）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十八）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（四十九）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十一）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十二）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十三）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十六）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十七）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十八）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（五十九）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十一）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十二）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十三）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十六）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十七）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十八）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（六十九）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十一）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十二）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十三）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十六）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十七）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十八）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（七十九）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十一）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十二）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十三）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十六）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十七）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十八）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（八十九）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（九十）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（九十一）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（九十二）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（九十三）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（九十四）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の認可等に関する事務を行い、並びに公立の学校（大学を除く。）について学期を定めること。」に改める。

別表第三第二号（九十五）中「学校教育法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「変更その他監督庁の定める事項」を「変更等」に、「並びに公立の各種学校設立の認可に関する事務を行うこと。」を「及び公立の各種学校の設立の

る司法警察員についての指定をし、」を加える。

別表第三第四号(四)中「質屋営業の許可」の下に「及び営業の停止」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表第三第四号(五)中「市場主になろうとする者の許可」の下に「及び営業の停止」を加える。

別表第三第四号(六)中「道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）」を「道路交通取締法及びこれに基く政令」に改め、「危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車若しくは軌道車の最高制限速度を定める等道路交通の規制を行い、並びに」を削る。

別表第四第一号(一)中「栄養指導員」を「職員」に、「立ち入り、特殊栄養食品を検査させ、又は収去させる」を「立入検査させる」に改める。

別表第四第一号(一の二)中「停止等を命ずること。」を「停止等を命ずる等予防上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第四第一号(二)中「汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行うこと。」を「結核菌に汚染した物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査させる等予防上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第四第一号(三)中「汚染した物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査させる等予防上必要な措置を講ずること。」を「結核菌に汚染した物件の消毒、廃棄等を命じ、又は職員をして患者若しくはその死体がある場所等に立入検査させる等予防上必要な措置を講ずること。（保健所を設置する市の市長に限る。）」に改める。

別表第四第一号(四)中「職員をしてへい獣処理場に」を「へい獣処理場の所有者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてへい獣処理場に」に改める。

別表第四第一号(五)中「狂犬病予防員」を「職員」に改める。

別表第四第一号(六)中「栄養指導員」を「職員」に改める。

別表第四第一号(六の二)中「健康診断等」を「健康診断、寄生虫病伝ぱの媒介となる物件の処分等」に改める。

別表第四第一号(六)の次に次のように加える。

(六の二) 清掃法の定めるところにより、し尿浄化そうを設けようとする者からその旨の届出を受理し、並びにし尿浄化そう又はし尿消化そうによるし尿の処理が不完全であると認める場合にその管理者に対して当該施設の使用禁止、当該施設によるし尿の処理方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、及び職員をしてし尿浄化そう又はし尿消化そうのある土地又は建物に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(七)中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第四第一号(十)中「児童を保育所に入所させ、

別表第四第一号(三)を次のように改める。

(三) 削除

別表第四第一号(五)中「並びに」を「及び」に、「治療を受け、又は入院すべきことを命ずる等の事務を行うこと。」を「治療を受けるべきことを命ずる等の事務を行い、並びに患者若しくはその保護者から必要な報告を求め、又は職員をして患者等の住所等に立入調査させる等性病の治療及び予防上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第四第一号(六)中「健康診断等」を「健康診断、寄生虫病伝ぱの媒介となる物件の処分等」に改める。

別表第四第一号(六)の次に次のように加える。

(六の二) あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の定めるところにより、施術所の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造を命じ、及び施術者から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

(六の三) 歯科技工法の定めるところにより、歯科技工所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして歯科技工所に立入検査させること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(七)中「旅館業法の定めるところにより、」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第四第一号(八)中「興行場法の定めるところにより、」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加え、「興行場」を「営業の施設」に改める。

別表第四第一号(九)中「公衆浴場法の定めるところにより、」の下に「営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は」を加え、「公衆浴場」を「営業の施設」に改める。

別表第四第一号(十)中「理容師美容師法の定めるところにより、」の下に「理容所又は美容所の開設に関する届出を受理し、その構造設備について検査し、及び業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに」を加える。

別表第四第一号(十一)中「墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、」の下に「墓地等の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止を命じ、及び墓地等の管理者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第四第一号(十三)中「飲食店営業等の許可に関する事務を行い、」を「飲食店営業等の許可及び営業の停止に関する事務（都道府県知事が行うものを除く。）を行い、に、「必要な場合には営業者等から報告を」を「営業者等から必要な報告を」に、「営業に使用する食品等を検査させ、」を削り、「措置を講ずること。」を「措置を講じ、並びに職員をして営業の施設等について監視又は指導を行わせること。」に改める。

別表第四第一号(十三)の次に次のように加える。

(十三の二) と畜場法の定めるところにより、獣畜のと殺又は解体の検査を行い、その結果獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認めたときに当該獣畜のと殺又は解体を禁止する等の措置を講じ、並びにと畜場の設置者等から必要な報告を徴し、又は職員をしてと畜場に立入検査させ、及び当該と畜場の構造設備が基準に合わなくなつたとき等に設置者等に対してと畜場の施設の使用の制限又は停止を命ずる等の処分をすること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(十四)中「理容師美容師法の定めるところにより、」の下に「理容所又は美容所の開設に関する届出を受理し、その構造設備について検査し、及び業務の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに」を加える。

別表第四第一号(十五)中「墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、」の下に「墓地等の施設の整備改善又はその使用の制限若しくは禁止を命じ、及び墓地等の管理者から必要な報告を求め、又は」を加える。

別表第四第一号(十六)中「管理者に対して」を「管理者から」に改める。

別表第四第一号(十六)の次に次のように加える。

(十六の二) あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の定めるところにより、施術所の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造を命じ、及び施術者から必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

(十六の三) 歯科技工法の定めるところにより、歯科技工所の開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして歯科技工所に立入検査させること。（保健所を設置する市の市長に限る。）

別表第四第一号(十七)中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第四第一号(十九)中「児童を保育所に入所させ、及び児童福祉施設等に入所し、又は委託された児童等に要する費用等」を「及び入所した妊産婦等に要する費用」に、「当該児童等」を「当該妊産婦等」に改める。

別表第四第二号(一)を次のように改める。

(一の二) 自衛隊法及びこれに基く政令の定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行うこと。

別表第四第二号(一の二)の次に次のように加える。

(一の三) 国土調査法の定めるところにより、標識又は調査設備の滅失、破損等を当該標識等を設置した者に通知し、並びに国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供すること。

別表第四第二号(七)中「外国人登録法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「その他外国人の登録に関する事務」を「指紋を押さなければならないその他外国人の登録に関する事務」に改める。

別表第四第二号(九)を次のように改める。

(九) 伝染病予防法の定めるところにより、伝染病毒に汚染し、又は汚染した疑のある家の清潔方法及び消毒方法の施行を指示し、患者を収容し、患者又は死体の移動、汚染物件の使用、授与その他の処分、患者の死体の二十四時間内の埋葬等を認可し、並びに清潔方法及び消毒方法の代執行等を行うこと。

別表第三第二号(十)を次のように改める。

(十) 削除

別表第四第二号(十二)を次のように改める。

(十二) 削除

別表第四第二号(十四)の次に次のように加える。

(十四の二) 清掃法の定めるところにより、季節的清掃地域を指定すること。

別表第四第二号(十八)を次のように改める。

(十八) 社会福祉事業法の定めるところにより、助成を受けた社会福祉法人について、必要な報告を徴し、予算の変更又は役員の解職を勧告し、及び補助金又は貸付金等の返還を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号(二十四)中「及び児童を保育所に入所させること。」を「並びに児童を保育所に入所させ、及び入所した児童に要する費用の徴収について当該児童又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。」に改める。

別表第四第二号中(二十五)を削り、(二十四の二)を(二十五)とし、(二十四)の次に次のように加える。

(二十四の二) 児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、及び入所した妊産婦等に要する費用の徴収について当該妊産婦等又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。(福祉事務所を管理する町村長に限る。)

(二十四の三) 日雇労働者健康保険法及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣が指定する市町村に居住する被保険者又は被保険者であつた者に係る日雇労働者健康保険被保険者手帳の交付及び受給資格証明書の交付に関する事務を行うこと。

別表第四第二号(二十七)中「(積雪寒冷単作地区に指定された市町村の市町村長に限る。)」を削る。

別表第四第二号(二十七の二)中「(急傾斜地帯に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。)」を削る。

別表第四第二号(二十七の三)中「(湿田単作地区に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。)」を削る。

別表第四第二号(二十七の四)中「(寒高冷地区に指定された区域を含む市町村の市町村長に限る。)」を削る。

別表第四第二号中(二十七の四)を(二十七の五)とし、(二十七の三)の次に次のように加える。

(二十七の四) 畑地農業改良促進法の定めるところにより、農業委員会及びかんがい施設を管理する者と協議して畑地地区についての農業改良計画を定め、これを都道府県知事に提出すること。

別表第四第二号(二十八の二)の次に次のように加える。

(二十八の三) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律第百三十六号)の定めるところにより、被害農林漁業者及びその損失額を認定すること。

別表第四第二号(二十九)中「農業委員会法」を「農業委員会等に関する法律」に、「選任委員の解任を農業委員会の会長から」を「選任委員を選任し、選任委員の解任をその推薦団体又は議会から」に改める。

別表第四第二号(三十四)中「家畜伝染病予防法」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「受理し、及び」を

「受理し、その旨を都道府県知事等に報告し、及び届出をした者から請求があつたとき届出を受けた旨の証明書を交付し、並びに」に改める。

別表第四第二号(三十七)中「定期検査に関する事務を行うこと。」を「定期検査を実施し、及び計量器の製造事業者等から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等計量器の取締上必要な措置を講ずること。」に改める。

別表第四第二号(三十七の二)の次に次のように加える。

(三十七の三) 信用保証協会法及びこれに基く政令の定めるところにより、信用保証協会について、仮理事を選任し、業務方法書の変更を認可し、事業報告書を受理し、及び信用保証協会から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第四第二号(四十一)の次に次のように加える。

(四十一の二) 船員法(昭和二十二年法律第百号)及びこれに基く政令の定めるところにより、航行に関する報告の受理、雇入契約の公認、船員手帳(外国人に係るものを除く。)の交付、訂正、書換及び返還並びに年齢十八年未満の者の船員手帳についての認証に関する事務を行うこと。(主務大臣の指定する市町村長に限る。)

別表第四第二号(四十三)中「土地の一時使用を許可すること。」を「土地の一時使用を許可する等の事務を行うこと。」に改める。

別表第四第二号(四十三)の次に次のように加える。

(四十三の二) 公衆電気通信法の定めるところにより、日本電信電話公社の土地等の使用等について都道府県知事から送付された裁定の申請書の写を公衆の縦覧に供する等の事務を行い、及び日本電信電話公社から受けた線路に関する測量又は実地調査のため他人の土地へ立ち入る旨の通知を公告すること。

別表第四第二号(四十七)を次のように改める。

(四十七) 削除

別表第四第二号(四十八)中「都市計画及び都市計画事業の執行に関する事務を行うこと。」を「都市計画事業を執行すること。」に改める。

別表第四第二号(四十九)を次のように改める。

(四十九) 土地区画整理法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて自ら土地区画整理事業を施行し、土地区画整理組合の施行する土地区画整理事業の施行地区となるべき区域を公告し、個人施行者等の測量及び調査のための土地の立入等を認可し、並びに個人施行者等から必要な報告又は資料の提出を求める等の事務を行うこと。

別表第四第二号(五十)中「及びこれに基く政令」を削り、「及び建築協定を認可する」を「並びに建築協定を認可し、及び建築物の所有者等から必要な報告を求め、又は職員をして建築物等に立入検査させる」に、「措置を講じ」を「措置を講ずること。」に改め、「、並びに収用委員会の裁決の申請に対する意見書を提出すること。」を削る。

別表第四第二号中(五十一)から(五十三)までを削る。

別表第四第三号(一)中「学校教育法の定めるところにより、」を「学校教育法及びこれに基く政令の定めるところにより、学齢簿の編製、入学期日の通知、就学すべき学校の指定、出席の督促その他就学義務に関して必要な事務を行い、及び」に改める。

別表第四第三号(二)中「教育長及び指導主事の人物、学力、実務及び身体に関する証明書を発行し、並びに」を削る。

別表第四第三号(二)の次に次のように加える。

(二の二) 義務教育諸学校における教育の政治的中立

の確保に関する臨時措置法の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校に勤務する教育職員が児童等に対して特定の政党を支持させる等の教育を行うことの教唆及びせん動の禁止規定に違反する場合に処罰を請求すること。

別表第四第三号(四)中「重要文化財」の下に「及び重要民俗資料」を加え、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第五第一号の表中

「

家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法第三条の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務	条例で定める区域による。

」を

「

家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法第三条の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務	条例で定める区域による。
繭検定所	蚕糸業法第十五条の規定による繭の品位の検定に関する事務	都道府県の定める区域による。
検定所	計量法第八十六条及び第百十五条の規定による計量器の検定及び容量検査に関する事務	都道府県の定める区域による。

」に改める。

別表第五第二号の表所管区域の欄中「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

別表第六第一号の表都道府県の部中

「

伝染病予防法第十六条ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)の定めるところによる。
食品衛生監視員	食品衛生法第十九条第四項の定めるところによる。
屠畜検査員	屠畜法第四条ノ二第三項の定めるところによる。

」を

「

伝染病予防法第十六条ノ二第二項の吏員	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)第七条第三項の定めるところによる。
環境衛生指導員	清掃法施行令(昭和二十九年政令第百八十三号)第五条の定めるところによる。
食品衛生監視員	食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第四条の定めるところによる。
と畜検査員	、と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)第七条の定めるところによる。

」に、

「

薬事監視員	薬事法第五十条第三項の定めるところによる。

」を

「

薬事監視員	薬事法施行令(昭和二十八年政令第二百三十号)第六条の定めるところによる。

」に、

「

麻薬取締員	麻薬取締法第五十四条第三項及び第四項の定めるところによる

」を

「

麻薬取締員	麻薬取締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号)第二条の定めるところによる。

」に、

「

民生委員の指導訓練に従事する吏員	民生委員法第十六条第二項の定めるところによる。

」を

「

民生委員の指導訓練に従事する吏員	民生委員法第十九条第二項の定めるところによる。

」に、

「

母子相談員	―

」を

「

母子相談員	
農業改良研究員 専門技術員 改良普及員	農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令(昭和二十七年政令第百四十八号)の定めるところによる。

」に改める。

別表第六第一号の表市町村の部中

「

栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。	保健所を設置する市
伝染病予防法第十六条ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令の定めるところによる。	人口一万三千以上の市町村
食品衛生監視員	食品衛生法第十九条第四項の定めるところによる。	保健所を設置する市
屠畜検査員	屠場法第四条ノ二第三項の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。	
医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。	

」を

「

栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。	保健所を設置する市
伝染病予防法第十六条ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令第七条第三項の定めるところによる。	
環境衛生指導員	清掃法施行令第五条の定めるところによる。	
食品衛生監視員	食品衛生法施行令第四条の定めるところによる。	
と畜検査員	、と畜場法施行令第七条の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三条第一項の定めるところによる。	
医療監視員	医療法第二十六条第三項の定めるところによる。	

」に改める。

別表第六第二号の表都道府県の部中

「

教育長	教育委員会法第四十一条第二項の定めるところによる。
指導主事	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

」を

「

教育長	教育公務員特例法第十六条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和二十九年法律第百五十九号)附則第三項及び第五項の定めるところによる。
指導主事	教育公務員特例法第十六条第四項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第四項及び第五項の定めるところによる。

」に、

「

校長 教諭 養護教諭	教育職員免許法第三条第三項の定めるところによる。

」を

「

校長	教育公務員特例法第十三条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第二項及び第五項の定めるところによる。
教諭 養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

」に改める。

別表第六第二号の表市町村の部中

「

教育長	教育委員会法第四十一条第二項の定めるところによる。
指導主事	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

」を

教育長	教育公務員特例法第十六条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第五項の定めるところによる。
指導主事	教育公務員特例法第十六条第四項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第四項及び第五項の定めるところによる。

に、

校長 教諭 養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

を

校長	教育公務員特例法第十三条第三項並びに教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第二項及び第五項の定めるところによる。
教諭 養護教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

に改める。

別表第七第一号の表中

温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

を

温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務
保健所運営協議会	保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第六条第一項の規定による保健所の管轄区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務

に、

あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務

を

あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会	あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十三条第三項の規定によるあんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務
歯科技工士試験審議会	歯科技工法第十二条第二項の規定による歯科技工士試験に関する事務

に、

地方社会保険医療協議会	社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律（昭和二十五年法律第四十七号）第十三条第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項の審議及び勧告に関する事務

を

地方社会保険医療協議会	社会保険審議会及び社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第十三条第二項の規定による保険医及び保険薬剤師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に関する事項の審議及び勧告に関する事務

に改め、

補償審査会	特別都市計画法第十八条第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務

を削り、

都道府県教育委員会	地方産業教育審議会	産業教育振興法第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県教育委員会又は知事に対する建議に関する事務

を

主務大臣の指定する都道府県知事	漁港管理会	漁港法第二十七条の規定による漁港管理規程の制定、漁港管理計画の設定その他漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務
	土地区画整理審議会	土地区画整理法第七十条第三項の規定による土地区画整理事業に関する換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付及び保留地の処分に関する事項の調査審議に関する事務
都道府県教育委員会	地方産業教育審議会	産業教育振興法第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県教育委員会又は知事に対する建議に関する事務

に改める。

別表第七第二号の表中

市町村長	民生委員推薦会	民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務

を

市町村長	民生委員推薦会	民生委員法第五条第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務
保健所を設置する市の市長	保健所運営協議会	保健所法第六条第一項の規定による保健所の管轄区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関する事務

に、

都道府県知事が水防管理団体として指定した市町村の市町村長	水防協議会	水防法第二十六条第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務
主務大臣の指定する市の市長	補償審査会	特別都市計画法第十八条第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務

を

都道府県知事の指定する市町村の市町村長	漁港管理会	漁港法第二十七条の規定による漁港管理規程の制定、漁港管理計画の設定その他漁港の維持管理に関する重要事項の調査審議に関する事務
都道府県知事の指定する市町村の市町村長	水防協議会	水防法第二十六条第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務
主務大臣の指定する市町村の市町村長	土地区画整理審議会	土地区画整理法第七十条第三項の規定による土地区画整理事業に関する換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付及び保留地の処分に関する事項の調査審議に関する事務
建築主事を置く市町村の市町村長	建築審査会	建築基準法第七十八条の規定による特定行政庁又は建築主事の処分に対する異議の申立の裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法の施行に関する重要事項の調査審議に関する事務

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百四条第一項の次に一項を加える改正規定中薪炭手当に係る部分は、国家公務員に対して薪炭手当を支給することを定める法律が施行される日から施行する。

（法律の廃止）

2　五大都市行政監督に関する法律（大正十一年法律第一号）は、廃止する。

（開会中の議会及び招集告示のされている議会に関する経過措置）

3　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に開会中の地方公共団体の議会又は改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第百一条第二項の規定により招集の告示がされている議会については、地方公共団体の議会に関する改正後の地方自治法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、その会期中に限り、なお、従前の例による。

（議員、委員会の委員又は委員の兼業禁止に関する経過措置）

4　この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員、地方労働委員会の委員、収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者については、新法第九十二条の二及び第百八十条の五第七項の規定（これらの規定を適用し、又は準用する場合を含む。）にかかわらず、この法律の施行の際現に締結されている請負契約でこれらの規定に該当することとなるものの履行がこの法律の施行後六月以上にわたる場合にあつては、当該請負契約が履行されるまでの間（）に限り、なお、従前の例による。

（都道府県の局部等に関する経過措置）

5　この法律の施行の際現に新法第百五十八条第一項の規定による局部の数をこえて置いている都道府県の局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下同じ。）をこの法律の施行後も引き続いて存置しようとするときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して三月以内にその存置について内閣総理大臣に協議しなければならない。

6　前項に規定する期間内に同項の協議がととのわないときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して六月以内に当該都道府県の局部の数を減少する措置を講じなければならない。

（監査委員の任期等に関する経過措置）

7　この法律の施行の際現に在職する監査委員の任期は、新法第百九十七条本文の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとし、これらの者については、新法第百九十八条の二の規定は、適用しない。

（契約の方法に関する経過措置）

8　この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。

（指定都市への事務引継に伴う経過措置）

9　この法律施行の際現に新法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）のある都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で、新法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市の区域内についても

つぱら指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関のみが処理し、又は管理し、及び執行することとなるものについては、当該都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関は、政令で特別の定をする場合のほか、この法律の施行の日から起算して六月以内に指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関に引き継がなければならない。

10　前項に規定する事務に従事している都道府県の職員で政令で定める基準によりもつぱら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事していると認められるものは、同項の規定による事務の引継とともに、都道府県において正式任用されていた者にあつては、引き続き指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き続き条件附で指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

11　前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が従前都道府県において受けていた給料の額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、指定都市は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

12　附則第十項の規定により指定都市の職員となる者は、政令で定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定都市は、都道府県の退職者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

13　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用又は準用を受ける者が附則第十項の規定により指定都市の職員となつた場合においては、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定を準用する。この場合においては、同条第三項中「俸給を給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」とあるのは「俸給を給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は指定都市を包括する都道府県」と、「国庫」とあるのは「国庫又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、「歳入徴収官」とあるのは「歳入徴収官又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の出納長」と読み替えるものとする。

14　前項の規定に該当する場合を除くほか、都道府県の職員が附則第十項の規定により引き続いて指定都市の職員となつた場合（その者が引き続いて都道府県の職員となり、更に引き続いて指定都市の職員となつた場合を含む。）におけるその者の退職年金又は退職一時金の支給に関する者の在職期間については、都道府県及び指定都市は、相互にその者の在職期間を通算する措置を講ずるものとする。

15　前六項に規定するもののほか、新法第二百五十二条の十九第一項に掲げる事務の指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関への引継に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

（争訟に関する経過措置）

16　この法律の施行の際現に旧法の規定により提起されている地方公共団体又はその機関の行為に係る争訟については、なお、従前の例による。

（政令への委任）

17　前各項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

18　地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条に次のただし書を加える。

ただし、造林を目的とする土地の使用の許可は、この法律施行の際現にその土地の上に生育している造林に係る立木がその時までに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に達していない場合においては、その立木が生育している土地の区域については、その達する時までに（その以前にその主伐が完了したときはその時までに）は、その効力を失わない。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百四十八号（昭三一・六・一二）

◎地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

（伝染病予防法の一部改正）

第一条　伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条ノ二　此ノ法律ニ別段ノ定アルモノノ外此ノ法律中都道府県ノ処理スベキ事務又ハ都道府県知事若ハ都道府県ノ吏員ノ権限ニ属スル事務ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノハ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下本条中「指定都市」ト謂フ）ニ在リテハ政令ノ定ムルトコロニ依リ指定都市之ヲ処理シ又ハ指定都市ノ長若ハ吏員之ヲ施行スルモノトス此ノ場合ニ於テ此ノ法律中都道府県又ハ都道府県知事若ハ都道府県ノ吏員ニ関スル規定ハ指定都市又ハ指定都市ノ長ニ関スル規定トシテ指定都市又ハ指定都市ノ長ニ適用アルモノトス

（国民貯蓄組合法の一部改正）

第三条　国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、特別区若ハ特別市ノ行政区」を「若ハ特別区」に改める。

第八条第一項中「又ハ特別市長」を削り、同条第二項中「又ハ特別市長」及び「若ハ特別市ノ行政区」を削る。

（土地台帳法の一部改正）

第四条　土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号及び第二号中「、特別市」を削る。

第四十三条第一項中「又は特別市」、「若しくは特別市」及び「若しくは特別市の市長」を削る。

（会計法の一部改正）

第五条　会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「都道府県又は特別市の長又は」を「都道府県知事又は都道府県の」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第六条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「若しくは特別市」及び「又は特別市の市長」を削り、同条第二項中「又は特別市の市長」を削る。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第七条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「、特別市及び地方自治法第百五十五条第二項の市」を「及び第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改め、「、行政区」を削る。

（児童福祉法の一部改正）

第八条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十九条の四を第五十九条の五とし、第五十九条の三の次に次の一条を加える。

第五十九条の四　この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

（戸籍法の一部改正）

第九条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「特別市及び」を削り、「第百五十五条第二項の市」を「第二百五十二条の十九第一項の指定都市」に改める。

（食品衛生法の一部改正）

第十条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第八章中第二十九条の二の次に次の一条を加える。

第二十九条の三　前条本文に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところによ

り、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第十一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一章を加える。

第三章の二　雑則

第十九条の二 第十八条及び前条（第十条の規定による許可を取り消す場合を除く。）中「都道府県知事」とあるのは、保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一条の規定に基く政令で定める市にあつては、「市長」と読み替えるものとする。

第十九条の三 前条に規定するものの外、この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（民生委員法の一部改正）

第十二条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十七条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十七条第一項中「若しくは特別市」及び「又は特別市の市長」を削り、同条第二項中「又は特別市の市長」を削る。

（屋外広告物法の一部改正）

第十八条 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（大都市の特例）

第八条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

（農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律の一部改正）

第十九条 農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「又は特別市」及び「又は特別市の市長」